

令和5年版 東日本大震災 復興白書

【特集 (TOPICS)】

- ・ 福島国際研究教育機構 (F-REI) の設立・始動
- ・ ALPS 処理水の海洋放出と風評対策等



本白書は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 の規定に基づき令和 5 年 12 月に国会に報告した「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を基に作成したものであり、同報告と同じ内容である。

【目次】

本報告の位置付け	1
----------------	---

第 1 部 特集 (TOPICS)	2
-------------------------	---

I 特集① 福島国際研究教育機構 (F-REI) の設立・始動	2
1 設立の経緯	2
2 F-REI の概要	8
(1) F-REI の位置付け及び役割	8
(2) 組織体制	8
3 F-REI の 4 つの機能	9
(1) 研究開発	9
(2) 産業化	10
(3) 人材育成	11
(4) 司令塔	11
4 今後の取組	13
(1) 研究開発等	13
(2) 施設整備	14
(3) 生活環境の充実	15
(4) 総括	15
II 特集② ALPS 処理水の海洋放出と風評対策等	16
1 ALPS 処理水の概要	18
(1) ALPS 処理水とは	18
(2) ALPS 処理水処分の必要性	18
2 海洋放出に至る経緯	19
(1) 海洋放出の方針決定まで	19
(2) 海洋放出の方針決定から海洋放出開始まで	22
3 安全確保の取組	23
(1) 原子力規制委員会による審査等	24
(2) モニタリング	24
① 放出前の処理水モニタリング	24
② 周辺海域におけるモニタリング	24
(3) 国際原子力機関 (IAEA) によるレビュー	25

4	水産業等への支援	27
(1)	風評対策タスクフォース	27
(2)	情報発信・広報等	29
①	科学的根拠に基づいた正確な情報発信	29
②	三陸・常磐産品の魅力等の発信	29
③	小売業界等との連携	31
(3)	復興特別会計における支援事業	31
(4)	ALPS 処理水の海洋放出に伴う需要対策（令和3年度補正予算）	32
(5)	ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業（令和4年度補正予算）	32
(6)	「水産業を守る」政策パッケージ（令和5年9月4日）	32
5	ALPS 処理水の放出に伴う風評被害に対する賠償	33
6	将来技術の継続的な追求	34
(1)	汚染水の発生抑制	34
(2)	トリチウム分離技術の検討	36
7	総括	36

第2部 復興の現状と取組 37

I	復興の歩みと直近の動向	37
1	これまでの復興の歩み	37
(1)	経験したことのない複合的な大災害	37
(2)	復興に向けた枠組等	37
①	特別な法律等	37
②	組織	38
③	復興基本方針	39
(3)	復興に向けた取組の状況及び今後の方向性	40
2	直近1年間の主な動向	41
	【令和4年10月～12月】	42
	【令和5年1月～3月】	42
	【令和5年4月～6月】	44
	【令和5年7月～9月】	47
	現地復興レポート ～岩手復興局編～	50
	現地復興レポート ～宮城復興局編～	51
	現地復興レポート ～福島復興局編～	52

II 地域・分野ごとの状況	53
1 地震・津波被災地域	53
（１）被災者支援	53
①避難者等の状況	53
②被災者支援に関する取組	54
（２）住まいとまちの復興	57
①住宅再建・復興まちづくり及び生活環境の整備等	57
②被災地の経済発展の基盤となる公共インフラ等の構築等	59
（３）産業・生業（なりわい）の再生	61
①被災地経済の概況	61
②産業復興の加速化	63
③農林水産業の再生	66
（４）観光の復興	67
（５）「新しい東北」の創造	67
①先進的な取組の加速化	67
②官民連携を推進する情報基盤の整備	68
③「新しい東北」の創造に向けた取組に関するノウハウの普及・展開	68
④情報発信の強化	69
（６）地方創生との連携強化	69
①復興局職員の内閣府併任による地方創生施策の相談窓口機能の強化	69
②地方創生人材支援制度の活用	70
③プロフェッショナル人材事業の沿岸部展開への支援	70
④復旧・復興事業とデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業との連携	70
⑤各種地方創生関連セミナー等の活用	71
2 原子力災害被災地域	72
（１）現状と取組の方向性	72
（２）事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）	72
①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施	72
②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信	74
③作業員の労働環境改善等	75
（３）環境再生	75
①除染実施計画に基づく面的除染	75
②中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分・再生利用に向けた取組	76
③福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の処理	77
④福島県外の指定廃棄物の処理	78

(4) 避難指示解除.....	78
①避難指示区域の見直し.....	78
②避難指示解除準備区域等及び特定復興再生拠点区域における避難指示解除 ...	79
③帰還困難区域の取扱い.....	83
(5) 帰還・移住等の促進、生活再建等.....	84
①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供.....	84
②住民の帰還・生活再開に必要な環境整備等.....	85
③被災者支援.....	86
④子ども被災者支援法.....	86
⑤魅力ある教育環境づくり.....	86
⑥医療・介護・福祉に関する支援.....	87
⑦一団地の復興再生拠点の整備.....	88
⑧原子力損害賠償の円滑な実施.....	89
⑨長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援.....	89
⑩避難指示区域等の住民の帰還意向.....	90
⑪既存ストックを活用したまちづくりの支援.....	90
⑫鳥獣被害対策の推進.....	91
⑬「福島12市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組.....	91
⑭移住・定住等の促進.....	91
(6) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等.....	92
①福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組.....	92
②福島新エネ社会構想の実現に向けた取組.....	93
③「福島再生・未来志向プロジェクト」.....	94
(7) 福島国際研究教育機構（F-REI）.....	94
(8) 事業者・農林漁業者の再建.....	95
①事業・生業（なりわい）の再建.....	95
②企業立地支援による雇用創出・産業集積等.....	95
③営農再開.....	96
④森林・林業の再生.....	96
⑤漁業の再生.....	97
(9) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進.....	98
①風評払拭等に関する戦略・風評対策タスクフォース.....	98
②被災児童生徒へのいじめ防止.....	98
③福島県の農林水産品のブランド力向上と販路拡大・開拓.....	99
④福島県産農産物等の流通の実態調査等.....	99
⑤教育旅行を含めた観光復興.....	99

⑥輸入規制の撤廃	99
⑦課税の特例	100
⑧放射線に係る住民等の健康管理	100
3 復興の姿と震災の記憶・教訓の発信	101
（１）復興に係る広報	101
（２）「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信	101
（３）震災の記憶と教訓の後世への継承	102
①国営追悼・祈念施設	102
②復興全般にわたる取組の集約・総括	102
③防災教育の更なる充実	103
4 復興を支える仕組みと予算・決算	105
（１）復興を支える仕組み	105
①復興特区の活用状況	105
②復興交付金の活用状況	105
③福島再生加速化交付金等の活用状況	106
④職員応援等の状況	107
（２）予算・決算	108
①復旧・復興事業の規模と財源	108
②予算（令和４年度・５年度）	108
③決算（令和４年度）	111

参考資料 112

①これまでの基本方針等の主な内容（p39 関連）	112
②避難者の減少（p53 関連）	113
③避難先地域別の避難者の数（p53 関連）	113
④応急仮設住宅等の入居状況（p53 関連）	114
⑤心のケアセンター相談件数（p55～p56 関連）	114
⑥これまでの加速化措置の主な内容（p57 関連）	115
⑦住まいの復興工程表（p57 関連）	116
⑧公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（p57～p60 関連）	117
⑨被災３県における土地区画整理事業の造成地及び移転元地の活用率（p58 関連）	121
⑩津波被災農地の復旧・復興状況（p60 関連）	121
⑪水産業の復旧・復興状況（p60～p61 関連）	122
⑫製造業の復興（３県の製造品出荷額等の変化）（p61 関連）	123

⑬ 3 県の製造品出荷額等 (p61 関連)	124
⑭ 公共工事前払金保証の件数・請負金額 (p62 関連)	125
⑮ 外国人延べ宿泊者数の推移 (p62 関連)	126
⑯ 旅客自動車運送事業による輸送 (p62 関連)	127
⑰ 旅客船事業による輸送 (p62 関連)	127
⑱ 百貨店・スーパー販売額増減比 (p62 関連)	128
⑲ 事業者の震災直前の売上水準からの変化状況 (p62 関連)	128
⑳ 売上げが減少した理由 (p62 関連)	129
㉑ 3 県の沿岸市町村における民営事業所数の推移 (p63 関連)	130
㉒ 雇用の状況 (新規求人倍率・有効求人倍率、平成 23 年～令和 5 年) (p63 関連)	132
㉓ 雇用保険被保険者数の推移 (p63 関連)	133
㉔ 雇用の状況 (ミスマッチの例) (p63 関連)	134
㉕ 各企業立地補助金の執行状況 (p63 関連及び p95 関連)	135
㉖ 仮設施設の竣工数 (p65 関連)	135
㉗ 仮設施設の入居事業者数・退去事業者数 (p65 関連)	135
㉘ 「まちなか再生計画」認定状況 (p65 関連)	136
㉙ 東日本大震災による福島県全体の避難者数 (p80 関連)	138
㉚ 令和 4 年度住民意向調査「帰還意向」について (p90 関連)	138
㉛ 福島県「県民健康調査」における基本調査 (p100 関連)	139
㉜ 福島県におけるホールボディ・カウンタ検査 (p100 関連)	140
㉝ 3 県の主な追悼施設・震災遺構等 (p103 関連)	141
㉞ 復興推進計画の認定状況 (令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日) (p105 関連)	142
㉟ 復興整備計画の公表状況 (p105 関連)	143
㊱ 復興交付金 (県別の交付可能額) (p105～p106 関連)	144
㊲ 復興交付金を活用した主な事業 (事業間流用後の事業費) (p105～p106 関連)	146

本報告の位置付け

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 では、「政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない」とされている。本報告は、この規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間を中心にまとめたものである。

また、『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）では、「毎年度、本基本方針の実施状況を含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する」とされており、本報告は、このフォローアップを兼ねるものである。

本報告では、特記のない限り、令和 5 年 9 月 30 日時点における状況を記載している。

第 1 部 特集 (TOPICS)

I 特集① 福島国際研究教育機構 (F-REI) の設立・始動

令和 5 年 4 月、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、「福島国際研究教育機構」が設立された。

ここでは、同機構の設立の経緯や概要、4 つの機能、今後の取組について、簡潔に紹介する。

【ポイント】

- 福島国際研究教育機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとして、令和 5 年 4 月 1 日に設立された。
- 福島の優位性が発揮できる 5 分野（①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発や産業化、人材育成に取り組むとともに、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔の役割を有する。
- 「新産業創出等研究開発基本計画」において、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担うこととされており、当該研究開発等の実施に係る協議を行うため、「新産業創出等研究開発協議会」を開催するほか、各研究開発分野において研究の加速や総合調整を図る観点から、既存施設の施設統合及び予算集約を行うこととしている。
- 第一期の中期目標期間となる令和 5 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 7 年間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととしており、施設が整備され、その活動が本格的に軌道に乗ることが見込まれる令和 12 年 4 月以降の第二期を見据えながら、第一期にあっても、たゆむことなく復興に貢献できるよう、取組を進めていく。

1 設立の経緯

令和元年 7 月から復興大臣の下で「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を開催し、国際教育研究拠点の在り方に関して 15 回にわたる検討を行い、令和 2 年 6 月 8 日に最終とりまとめを行った。

これを踏まえ、令和 2 年 12 月 18 日の第 28 回復興推進会議において決定され

た「国際教育研究拠点の整備について」では、「原子力災害によって甚大な被害に見舞われた福島浜通り地域等の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードしていくため、国内外の英知を結集して、福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を行い、発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、そこから得られる知を基に、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、『創造的復興の中核拠点』として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点（中略）を新設する」こととされた。

この決定を受け、令和3年3月9日に閣議決定した『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「第2期復興基本方針」という。）において「国際教育研究拠点の整備」が位置付けられ、その実現に向け、「国際教育研究拠点の整備について」に基づき、推進することとされた。

また、令和3年11月26日の第32回復興推進会議において「国際教育研究拠点の法人形態等について」が決定され、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発、その成果の産業化及び人材育成の中核となる拠点の新設に向け、その拠点が福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて長期・安定的な運営の確保を図ることとされた。その際、令和3年度内に、更なる検討の進捗を具体化する基本構想を策定するとともに、拠点の運営を担う新法人設立のための法案について次期通常国会への提出を図るなどのスケジュールが示された。

その後、復興庁が中心となって法案策定作業を進め、令和4年2月8日に、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。同法律案では、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に寄与する研究開発等に関する基本的な計画（「新産業創出等研究開発基本計画」）を内閣総理大臣が定めることとするとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担うものとして、福島国際研究教育機構を設立することとし、その目的、業務の範囲、業務運営についての目標等に関する事項等が定められた。また、令和4年3月29日の第33回復興推進会議において「福島国際研究教育機構基本構想」が決定され、福島国際研究教育機構設立の基本的な考え方、同機構の機能等が定められた。「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」は、令和4年5月27日に公布され、同年6月17日に施行された。

令和4年7月22日には、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）第97条第1項に基づき、福島国際研究教育機構の理事長となるべき者として山崎光悦氏が内閣総理大臣により指名された。また、令和4年8月26日には「新産業創出等研究開発基本計画」が内閣総理大臣によ

り決定された。

さらに、令和4年9月16日の第35回復興推進会議において「福島国際研究教育機構の立地について」が決定され、本施設を浪江町川添地区、仮事務所を浪江町権現堂地区公有施設とするとともに、国及び福島国際研究教育機構は、福島県及び市町村並びに大学その他の研究機関等と連携し、同機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めることとされた。

この決定に際し、復興大臣が、「福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって『創造的復興の中核拠点』として実感され、その効果はさらに全国へと広域的に波及するものでなければならない」などの基本的考え方を示した。

<参考：福島国際研究教育機構の立地選定の経緯>

【福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月29日復興推進会議決定）】

- 避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえて福島県が検討し、その意見を尊重して国が9月までの決定を目指す。
- 仮事務所の立地については、機構の立地と同様に、避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえて福島県が検討し、その意見を尊重して国が決定する。
- 新規に整備する施設に必要な敷地は、10万㎡程度と想定される。

【県による選定】避難地域12市町村を対象に、国の基本構想に基づく提案を依頼

- 本施設の提案（9市町から15候補地）
田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
- 仮事務所の提案（8市町から11候補物件）
田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

⇒ 現地調査、ヒアリングを実施後、8月30日に県が候補地を選定、国に提案

福島国際研究教育機構の施設及び仮事務所の立地に関する意見（令和4年8月30日 福島県知事回答）【抄】

これらの提案を受け（中略）現地調査、ヒアリングを実施し、検討を重ねた結果、8月30日、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議を開催し、本施設の候補地を浪江町の「川添地区候補地」、仮事務所の候補物件を同町の「権現堂地区公有施設」に決定した。

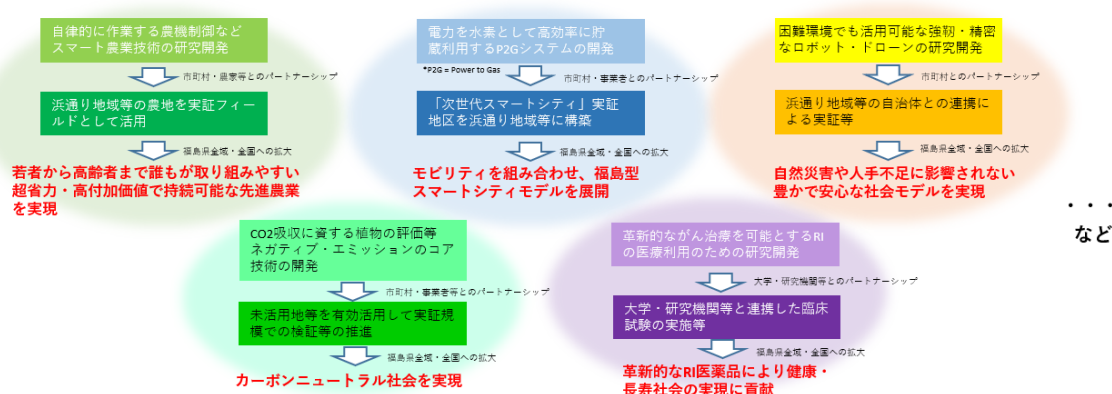


＜参考：福島国際研究教育機構を核とした浜通り地域等との広域連携による効果波及について＞

（基本的考え方）

- ◆ 福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、その効果はさらに全国へと**広域的に波及**するものでなければならない
- ◆ まずは、機構が取り組む5分野に関連する**既存の研究拠点や教育機関等のシーズ**だけでなく、地域における**機構への期待や具体的なニーズ**を、様々な**対話を通じて丁寧に把握**していく
- ◆ それを踏まえ、機構を核として、地域の市町村や住民、企業・団体等との間で様々な形の**パートナーシップで連携**することが重要
- ◆ **浜通り地域等を中心に、機構の施設の中だけでなく、施設の外も含めて広域的なキャンパスとしてとらえ、「世界でここにしかない多様な研究・実証・社会実装の場」を実現し、国際的に情報発信する**
- ◆ これにより、地域における産業の集積、人材の育成、暮らしやすいまちづくり等を進め、福島・東北の創造的復興、さらには日本創生を牽引するものとする

（機構を核としたパートナーシップによる事業展開のイメージ例）



令和4年9月16日には、復興庁が、福島国際研究教育機構の英語名称「Fukushima Institute for Research, Education and Innovation」及び略称「F-REI（エフレイ）」を定めた。以下、福島国際研究教育機構を「F-REI」と表記する。

その後、令和4年11月18日に、福島特措法第98条第1項に基づき内閣総理大臣により設立委員21名が任命され、同月22日に第1回福島国際研究教育機構設立委員会が開催された。また、令和4年12月27日の第36回復興推進会議において「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」を開催することが決定された。令和5年3月22日には、同関係閣僚会議の第1回会合が、第37回復興推進会議及び第59回原子力災害対策本部会議との合同会合として開催され、F-REIの設立準備状況の報告等が行われた。

こうした経緯や所要の準備作業を経て、令和5年4月1日にF-REIが設立され、F-REI本部において岸田内閣総理大臣をはじめ多くの来賓臨席のもと、開所式が開催された。また、令和5年4月1日、福島特措法第112条第1項に基づき内閣総理大臣をはじめとする主務大臣が中期目標を定めてF-REIに指示し、同月7日には、福島特措法第113条第1項に基づきF-REIが作成した中期計画を主務大臣が認可した。

＜参考：開所式において挨拶する岸田内閣総理大臣＞



＜参考：F-REI に関する主な経緯＞

- 令和２年６月８日 「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」の最終とりまとめ公表
- 令和２年１２月１８日 第２８回復興推進会議において「国際教育研究拠点の整備について」を決定
- 令和３年３月９日 「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定
- 令和３年１１月２６日 第３２回復興推進会議において「国際教育研究拠点の法人形態等について」を決定
- 令和４年３月２９日 第３３回復興推進会議において「福島国際研究教育機構基本構想」を決定
- 令和４年６月１７日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行
- 令和４年７月２２日 岸田内閣総理大臣が理事長となるべき者として山崎光悦氏を指名
- 令和４年８月２６日 「新産業創出等研究開発基本計画」を決定
- 令和４年９月１６日 第３５回復興推進会議において「福島国際研究教育機構の立地について」を決定
復興庁が福島国際研究教育機構の英語名称及び略称を決定
- 令和４年１２月２７日 第３６回復興推進会議において「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」の開催を決定
- 令和５年３月２２日 第１回福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議を開催（第３７回復興推進会議等との合同会合）
- 令和５年４月１日 福島国際研究教育機構の設立、開所式

2 F-REI の概要

(1) F-REI の位置付け及び役割

F-REI の取組は、F-REI の本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものでなければならない。そのために、F-REI は、国、福島県、市町村、大学その他の研究機関、企業、関係機関等と連携して、F-REI 設置の効果が広域的に波及し、地域の復興・再生にひ益するよう取組を進めるものとしている。同時に、F-REI の効果は地域の垣根を越えて波及し、オールジャパンでのイノベーションの創出、科学技術力・産業競争力の強化、経済成長、更には国民生活の向上に貢献することが期待されている。

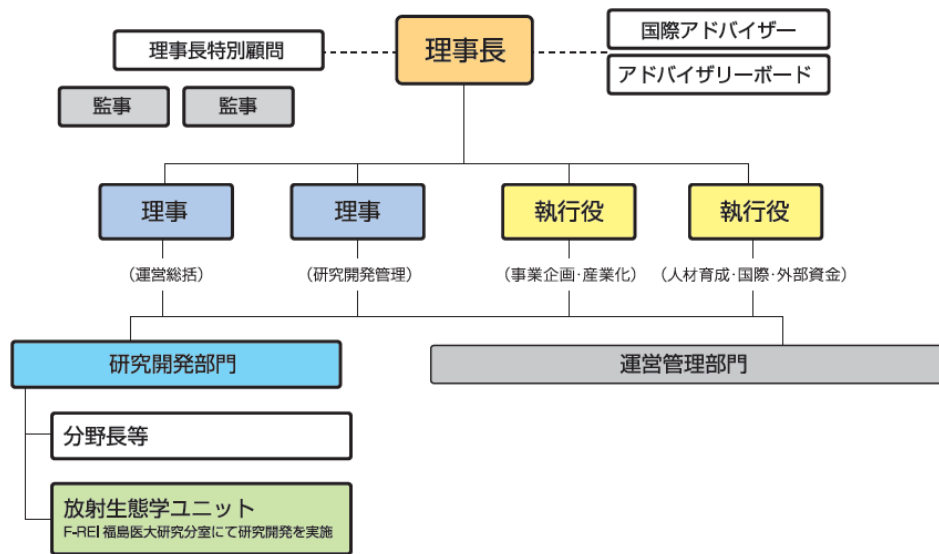
これらの使命を全うすべく、F-REI は、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援体制や理事長の明確なビジョンと強いリーダーシップの下で研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の産業化・社会実装や人材育成・確保等についても、その主要な業務として行うものとしている。さらに、F-REI は、福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を持つものとしている。

(2) 組織体制

F-REI の研究開発等の業務の主務大臣は、福島特措法第 127 条第 1 項第 2 号により、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とされている。また、F-REI の長期・安定的な運営に必要な施策の調整を進めるため、復興推進会議の下に内閣官房長官を議長とする関係閣僚会議を開催している。

F-REI においては、理事長のリーダーシップ等により研究開発等の一体性を確保することとしており、福島特措法第 100 条に基づく役員として、理事長及び理事長を補佐する理事 2 名並びに監事 2 名が置かれている。また、アドバイザリーボードを設置し、4 名の外部有識者にアドバイザーを委嘱しているほか、国際的なネットワークの形成等に関する助言を得るため、4 名の国際アドバイザーを委嘱するなど、国内外の外部有識者によるアドバイザー体制を構築している。

＜参考：F-REI の組織体制＞



3 F-REI の 4 つの機能

F-REI は、（１）研究開発、（２）産業化、（３）人材育成、（４）司令塔の 4 つの機能を担うこととされており、それぞれの具体的内容や取組状況は、以下のとおりである。

（１）研究開発

F-REI は、研究開発において、福島県の優位性を発揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の 5 分野を基本として取り組むこととし、また、福島県の復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、柔軟に取組を実施することとしている。

F-REI の本施設が整備されるまでの間においても、外部委託等による研究開発を行いながら、段階的に直接雇用・クロスアポイントメントによる研究開発に移行し、50 程度の研究グループによる研究体制を目指して、国内外の優れた研究者や企業等の集積につながるような魅力的な研究開発環境の整備を図ることとしている。

現在、5 分野の研究開発について、順次、研究委託先の公募及び選定を進めている。

<参考：F-REI が取り組む研究開発の5分野>



（２）産業化

F-REI は、福島や世界の課題解決を現実のものとするため、研究開発を行うのみならず、研究成果の社会実装・産業化についても、その主要な業務として行うこととしている。オープンイノベーションの鍵となる緊密な産学官連携体制の構築等、研究が研究だけで終わることなく、真に社会実装を視野に入れたイノベーションエコシステムの構築を目指している。

このため、F-REI の設立に先立ち、令和５年１月１３日に、復興庁主催により、企業・団体、大学、地方公共団体等の参加による第１回 F-REI 産学官ネットワーク・セミナーを東京都内で開催し、同年１０月１２日には、F-REI 主催により、第２回 F-REI 産学官ネットワーク・セミナーを仙台市内で開催した。

<参考：第２回 F-REI 産学官ネットワーク・セミナー>



（３）人材育成

イノベーションを創出し、新たな産業基盤の構築を通じて、立地地域等をはじめとする福島や東北の創造的復興を実現し、ひいては世界の課題解決を目指すためには、まずは、立地地域等において様々な分野の研究者や技術者を育成する体制を構築し、輩出された多くの人材が長期にわたり復興をリードしていくことが重要である。具体的には、先端的な研究開発の実施に不可欠な研究人材の育成・確保を図る観点から、連携大学院制度を活用した大学院生への研究指導・人材育成を進めることとしている。あわせて、地域の未来を担う若者世代や、企業の専門人材等を主な対象とした人材育成の取組を進めることとしている。

令和５年度には、山崎理事長をはじめとする F-REI の役員等が、福島県内の大学や高等専門学校、高校の学生・生徒に対して最先端の科学技術の魅力等に関する講義を行う「F-REI トップセミナー」を順次開催している。

<参考：F-REI トップセミナー>



（４）司令塔

F-REI は、「新産業創出等研究開発基本計画」において、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担うこととされ、当該研究開発等の実施に係る協議を行うため、「新産業創出等研究開発協議会」を組織し、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔としての機能を最大限に発揮することとされている。

令和５年５月１０日には、福島特措法第１０９条に基づき、F-REI、福島県知事、関係市町村長、大学その他の研究機関、復興庁ほか関係省庁等で構成する新産業創出等研究開発協議会の第１回会合を大熊町内で開催し、同協議会の下に研究開発等ワーキンググループ及び広域連携ワーキンググループを設置することが

決定された。このうち、広域連携ワーキンググループについては、令和5年9月27日に第1回会合が開催された。

<参考：第1回新産業創出等研究開発協議会>



* 令和5年5月10日 大熊町交流施設（link 大熊）多目的ホール

また、F-REI では、福島浜通り地域等の15市町村を対象として、山崎理事長をはじめとするF-REIの役員等が、市町村長や住民、企業・団体等の多様な主体と対話し、地域の多様なシーズやニーズを把握する場として、市町村座談会を順次開催している。

さらに、福島や全国の大学、教育機関、研究機関、市町村等との連携を進めるため、連携協力に関する基本合意書等を締結することとしている。F-REI 設立の令和5年4月1日に福島工業高等専門学校との間で締結したのを皮切りに、順次締結を進めている。

<参考：連携協力に関する基本合意書の締結先>

教育・研究機関	市町村
令和5年4月1日 福島工業高等専門学校	令和5年4月15日 いわき市
令和5年4月5日 福島県立医科大学	令和5年5月29日 浪江町
令和5年5月17日 福島大学	令和5年9月1日 南相馬市
令和5年5月30日 会津大学	

これらに加え、F-REI では、各研究開発分野において研究の加速や総合調整を図る観点から、既存施設の施設統合及び予算集約を行うこととしている。F-REI 設立の令和 5 年 4 月 1 日に、福島市に所在する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（QST）の放射線医学研究所福島再生支援研究部福島研究分室等を、F-REI に統合した。また、令和 7 年 4 月に、三春町に所在する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）（以下「JAEA」という。）廃炉環境国際共同研究センター（GLADS）及び国立研究開発法人国立環境研究所（NIES）福島地域協働研究拠点における放射性物質の環境動態研究に係る部分を統合することを予定しているほか、福島ロボットテストフィールドの F-REI への統合に関し、福島県と協議に取り組むこととしている。

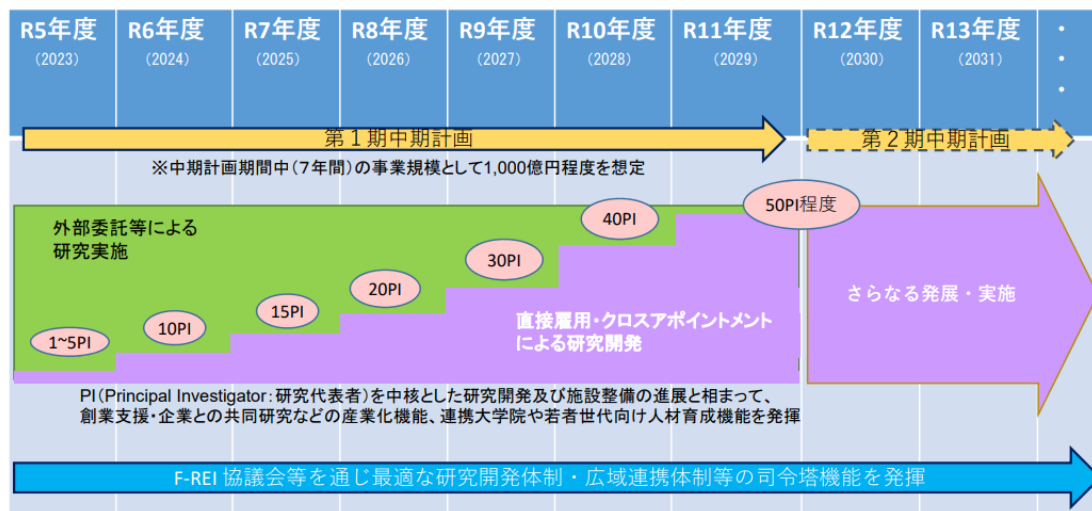
また、予算集約として、「農林水産分野の先端技術展開事業」（農林水産省所管）及び「被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業」（経済産業省所管）の 2 事業について、令和 5 年度から予算を F-REI に集約した上で実施している。

4 今後の取組

（１）研究開発等

F-REI にとって第一期の中期目標期間（中期計画期間）となる令和 5 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 7 年間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととしており、F-REI の施設が整備され、その活動が本格的に軌道に乗ることが見込まれる令和 12 年 4 月以降の第二期を見据えながら、第一期にあっても、たゆむことなく復興に貢献できるよう、取組を進めることとしている。第一期中期計画期間中（7 年間）の研究開発等の事業規模として、1,000 億円程度が想定され、第一期中期計画期間の最終年度には、50 程度の研究グループによる研究体制を目指すこととしている。

<参考：F-REI ロードマップ（イメージ）>



* 第36回復興推進会議資料から抜粋

(2) 施設整備

「福島国際研究教育機構基本構想」において、F-REI が着実に業務を本格実施できるよう、F-REI の当初の施設整備は国が行うこととされている。F-REI の施設については、「新産業創出等研究開発基本計画」において示された F-REI の機能等を踏まえ、令和5年度までに設計条件を盛り込んだ施設基本計画を取りまとめるため、有識者による「福島国際研究教育機構施設の在り方に関するアドバイザリー会議」を開催し、検討を進めている。今後、基本・実施設計に必要な敷地調査に着手する等、早期に建設工事に着手する準備を進めていく。これにより、復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、更に可能な限り前倒しに努めることとしている。

<参考：F-REI 本施設整備（イメージ）>

F-REI本施設としての整備を今後検討する施設（※1）



（注）上記面積には、トイレ、廊下、設備諸室（機械室、電気室）等是不含。また、必要に応じて、室の追加削除、数量・単位面積の変更等を行う

※1 国が行う当初の施設の設計条件は、令和5年度までに取りまとめる施設基本計画にて整理

※2 固有実験室については、F-REIの研究の進捗・機能の具体化等の状況を踏まえ、規模・仕様・時期等を決定

復興庁設置期間内での順次供用開始を目指すこととし、さらに可能な限りの前倒しに努める

- 施設基本計画のとりまとめ、都市計画手続き
- 基本・実施設計、用地取得（用地取得予定面積：概ね14ha）
 - 造成工事
 - 建設工事 → 竣工後順次供用開始

* 第 37 回復興推進会議資料から抜粋

（３）生活環境の充実

F-REI の活動に参画する国内外の研究人材等を、福島浜通り地域等に集積させるためには、生活環境の充実が重要であり、政府として、これまでも復興事業を通じて市町村や福島県が実施する教育、医療、買い物環境、交通アクセス等の生活環境整備を支援してきた。

令和5年度には、民間の最先端の知見や技術、ノウハウを活用し、官民共創型で生活環境改善の実証事業に取り組む「浜通り復興リビングラボ」を実施している。

（４）総括

F-REI の取組はまだ緒についたばかりであるが、F-REI が福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となり、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引していくものとなるよう、引き続き、政府一丸となって支えていく。

Ⅱ 特集② ALPS 処理水の海洋放出と風評対策等

ALPS 処理水の処分は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の廃炉を進め、福島復興を実現するために先送りできない課題であり、令和3年4月の第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、2年程度後を目途に海洋放出を行う方針を決定して以降、安全確保、風評対策・なりわい継続に係る各取組を実施してきた。

令和5年8月22日の第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議及び第6回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、現時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じていることを確認するとともに、ALPS処理水の処分に伴う風評影響の懸念やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）による継続したレビューへの対応や、強化・拡充したモニタリングの実施及び測定結果の分かりやすい情報発信、「三陸・常磐もの」の魅力発信や消費拡大に向けた取組、漁業者をはじめとする方々のなりわい継続支援等の対応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組んでいくこととし、これらを踏まえ、ALPS処理水の海洋放出の開始時期について、同年8月24日を見込むと示した。

その上で、令和5年8月24日にALPS処理水の海洋放出が開始され、これまでのモニタリング結果からは、トリチウム濃度について、世界保健機関（以下「WHO」という。）の飲料水基準の10,000Bq/Lの約7分の1である1,500Bq/Lに対して、極めて低い数値であり、継続して安全であることが確認されている。

ここでは、ALPS処理水処分の必要性や、これまでの経緯、安全確保、風評対策、なりわい継続支援の取組等を簡潔に紹介する。

【ポイント】

- 「ALPS 処理水」は、福島第一原発の建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化した水のこと。福島第一原発敷地内の巨大な貯蔵タンクで保管されているが、タンクの数が増え、1,000基を超え、廃炉作業を安全に進めるための敷地確保に支障が生じかねない状況。ALPS 処理水の処分は、廃炉を着実に進め、福島復興を実現するために、決して先送りできない課題。
- 6年以上にわたる専門家を交えた議論を踏まえ、令和3年4月の第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、安全性の確保と風評対策の徹底

を前提に、2年程度後を目途に海洋放出を行う方針を決定。その後、安全確保、風評対策・なりわい継続に係る各対策に取り組んできた。

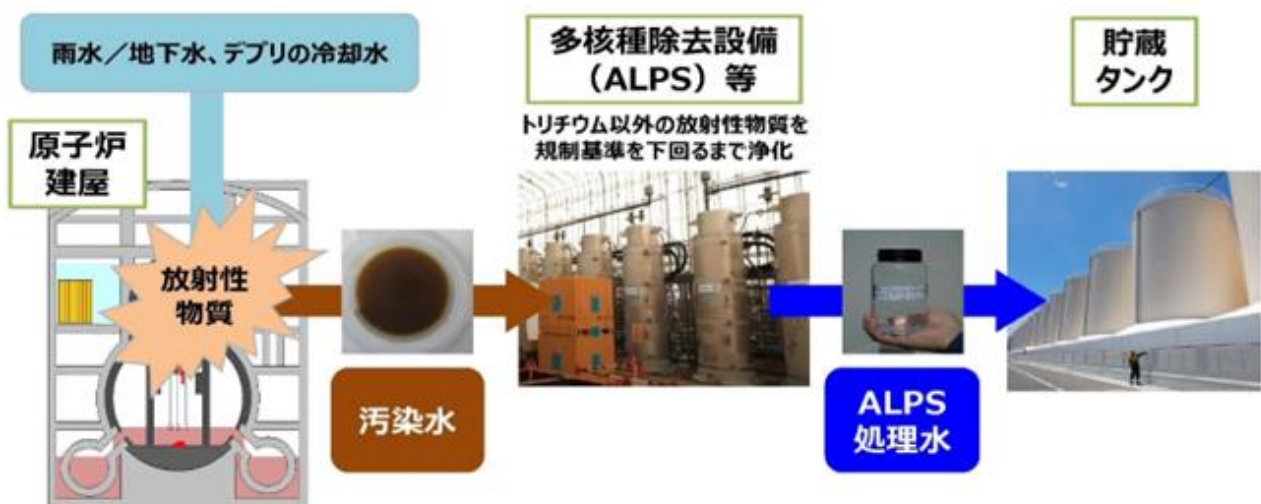
- 令和5年8月の第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議及び第6回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、現時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じていることを確認するとともに、ALPS処理水の処分に伴う風評影響の懸念やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後、IAEAによる継続したレビューへの対応や、強化・拡充したモニタリングの実施及び測定結果の分かりやすい情報発信、「三陸・常磐もの」の魅力発信や消費拡大に向けた取組、漁業者をはじめとする方々のなりわい継続支援等の対応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組んでいくこととし、これらを踏まえ、ALPS処理水の海洋放出の開始時期について、同年8月24日を見込むと示した。
- その上で、令和5年8月24日にALPS処理水の海洋放出が開始され、これまでのモニタリング結果からは、継続して安全であることが確認されている。
- 国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信に加え、大消費地圏等でのイベント・フェアや海外市場のトップセールス等に取り組むとともに、官民協力の下、三陸・常磐産品の魅力発信や消費拡大の取組も推進。
- なりわい継続支援については、東日本大震災復興特別会計事業による生産性向上や担い手確保の支援のほか、ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策や漁業者支援のための基金を措置。ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、「水産業を守る」政策パッケージを策定し、新たな輸出先の開拓や国内加工体制の強化等のための緊急支援事業も創設。
- 対策を講じてもお生じる風評被害には、被災地に寄り添った丁寧な賠償の実施等について東京電力を指導。
- 汚染水発生量の更なる抑制に向けた取組を継続するとともに、東京電力において、トリチウム分離技術のフィージビリティスタディを開始するなど、トリチウム分離技術の将来的な実用化に向けた検討も進められている。
- 今後とも、ALPS処理水の処分が完了するまで、政府として全責任を持って取り組んでいく。

1 ALPS 処理水の概要

(1) ALPS 処理水とは

「ALPS 処理水」は、福島第一原発の建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム¹以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化した水のことであり、処理済の ALPS 処理水は福島第一原発敷地内の巨大な貯蔵タンクで保管されている（「ALPS」とは、多核種除去設備：Advanced Liquid Processing System のことである。）。

<参考：ALPS 処理水の概要>



(2) ALPS 処理水処分の必要性

福島第一原発敷地内に保管されている貯蔵タンクの数には既に 1,000 基を超え、敷地を圧迫しており、このままでは廃炉作業を安全に進めるための敷地確保に支障が生じかねない状況にある。また、長期保管に伴い、老朽化や災害による漏えい等のリスクがあり、大量の貯蔵タンクの存在自体が風評影響の一因となっているとの指摘もある。

そのため、ALPS 処理水を安全に処分していくことは、廃炉を着実に進め、福島復興を実現するために先送りできない課題である。

¹ トリチウムは、水素の仲間（放射性同位体）であり、雨水や水道水など、自然界にも広く存在している。酸素と結びつき、水とほぼ同じ性質の液体として存在しているため、水の中からトリチウムだけを分離することは極めて困難。

＜参考：福島第一原発の構内と ALPS 処理水等の貯蔵タンク＞



2 海洋放出に至る経緯

（１）海洋放出の方針決定まで

貯蔵タンクに保管されている ALPS 処理水の取扱いについては、平成 25 年 12 月以降、経済産業省に設置された専門家会議（「トリチウム水タスクフォース」及び「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」）において検討が重ねられ、6 年以上にわたる議論の結果、令和 2 年 2 月に同小委員会の報告書が取りまとめられた。そこでは、5 つの処分方法（地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、地下埋設）について、技術や制度、時間軸等の観点から評価されており、それらの評価を踏まえて、海洋放出が最も確実に実施可能なものとされている。

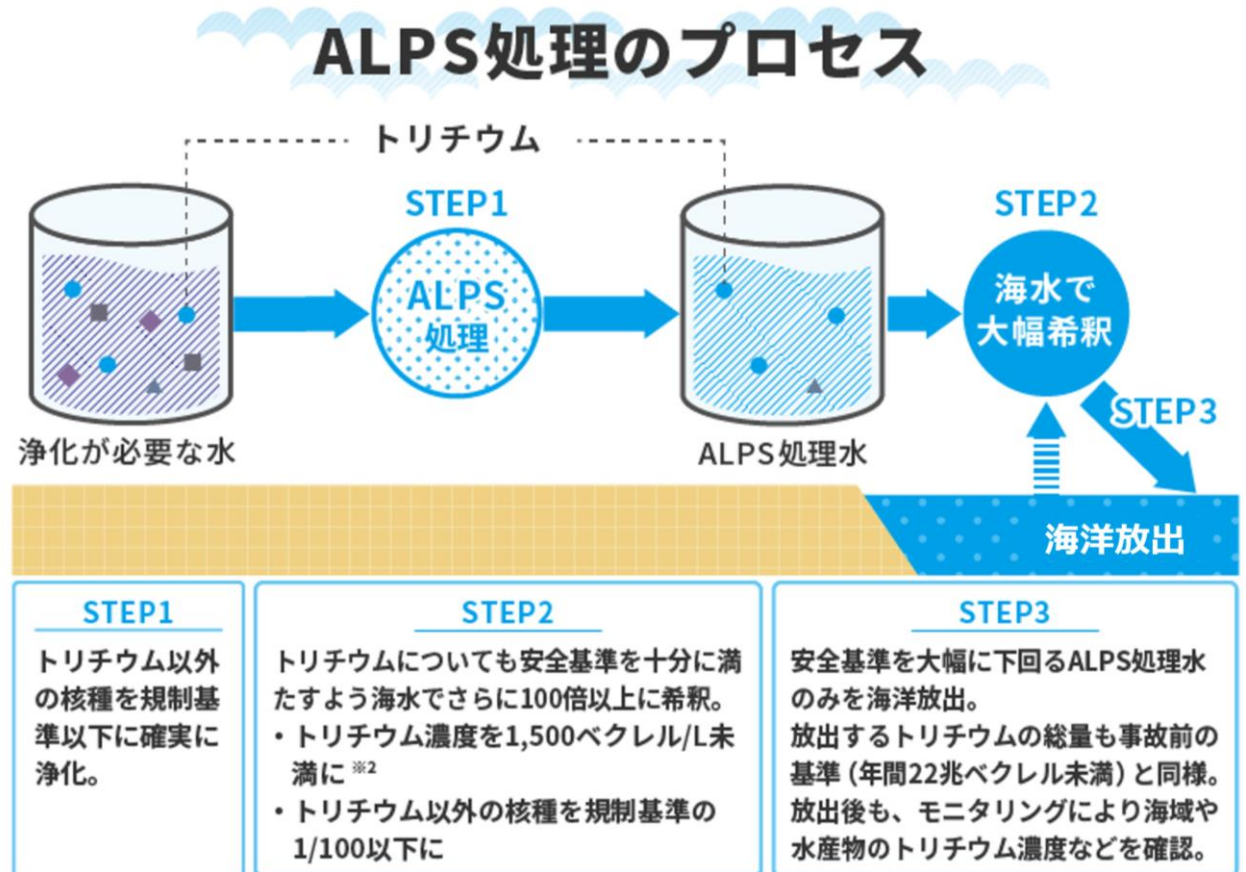
その後、政府では、地元自治体や農林水産業者等との意見交換やパブリックコメントを行い、そこで頂いた幅広い意見を踏まえて更に検討を進め、令和 3 年 4 月に、第 5 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（以下「ALPS 処理水処分基本方針」という。）を決定した。

＜参考：ALPS 処理水処分基本方針のポイント＞

- 各種法令等を厳格に遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、ALPS 処理水の処分を実施。
- 処分方法としては、国内での実績がある点や、モニタリングを確実かつ安定的に実施できる点を評価し、海洋放出を選択。
- 風評影響を最大限抑制するための放出方法を徹底するとともに、放出前後のモニタリングを強化する。モニタリングには、地元自治体・農林水産業者等も参画するとともに、IAEA の協力を得て、国内外に客観性・透明性高く発信。
- ALPS 処理水の安全性について、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信するとともに、風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策を講じる。対策を講じてもなお生じる風評被害には、被災地に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう東京電力を指導。

＜参考：ALPS 処理水の海洋放出の方法＞

汚染水²を多核種除去設備（ALPS）で浄化処理し、トリチウム以外の核種について規制基準未満となるよう確実に浄化する。その後、浄化処理済の ALPS 処理水を更に海水で 100 倍以上に希釈し、トリチウム濃度を 1,500Bq/L（規制基準の 1/40、WHO 飲料水基準の約 1/7）未満とした上で、海洋放出を行う。なお、万一、異常等を検知した場合には、2 か所の緊急遮断弁等で放出を停止する。



※1 各段階の測定について、IAEAなどの第三者機関も測定し、客観性を確保。

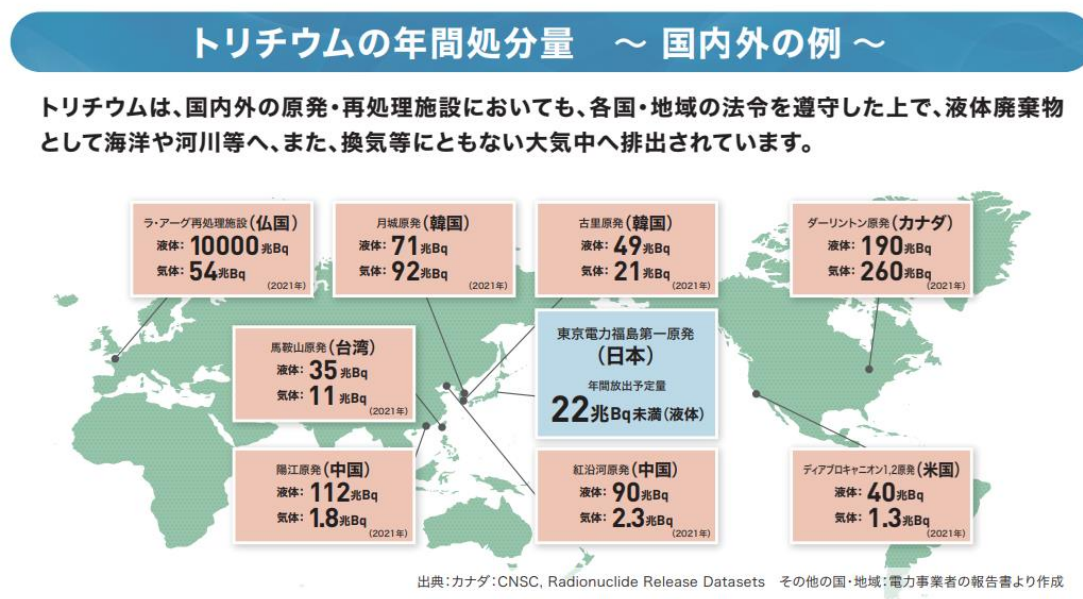
※2 安全基準の1/40、WHO飲料水基準の約1/7。2015年以降、海洋放出中のサブドレンの水の濃度と同じ。

放出されるトリチウムの年間放出予定総量は、事故前の福島第一原発のトリチウム放出管理目標値である 22 兆 Bq 未満とすることとしている。また、放出前後において海水や水産物等のトリチウム濃度のモニタリングを徹底し、異常がないか継続的なチェックを行うこととしている。

² 燃料デブリ（燃料と構造物等が溶けて固まったもの）を冷却するために注入した水が燃料デブリに触れたり、原子炉建屋内に流入した地下水・雨水が汚染水と混ざり合ったりすることで、新たな汚染水が発生する。

トリチウムの年間放出総量が 22 兆 Bq より大きい海外の原子力発電所等は多く存在しており、IAEA の包括報告書（後述）においても、ALPS 処理水海洋放出に関する日本の取組は、国際的な安全基準に整合的であり、ALPS 処理水の海洋放出が人体や環境に与える放射線の影響は無視できるものと評価されている。

<参考：トリチウムの年間処分量に係る国内外の例>



(2) 海洋放出の方針決定から海洋放出開始まで

ALPS 処理水処分基本方針の決定後、水産業をはじめとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討するための枠組みとして、新たに「ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」及びワーキンググループを設置した。そこで ALPS 処理水処分基本方針に基づく具体的な対策等について検討を進め、令和 3 年 8 月に当面の対策を取りまとめ、同年 12 月には「ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を策定しており、その後、同行動計画に基づく安全確保・風評対策等に係る取組を着実に実施するとともに、継続的なフォローアップを行い、対策の強化・拡充、同行動計画の改定等を行ってきた。

令和 5 年 1 月の同関係閣僚等会議においては、安全確保・風評対策のために必要な具体策のメニューが概ね出そろってきているとの認識の下、具体的な海洋放出の時期は、本年（令和 5 年）春から夏頃を見込むことが示された。

その後も、安全確保、風評対策・なりわい継続支援策の実効性を上げるべく、各対策を着実に進めるとともに、対策内容等について繰り返し説明・対話を重ね、理解醸成活動に注力してきた。設備面・安全性については、令和 5 年 6 月に東京

電力による海洋放出設備工事が完了し、同年7月には、原子力規制委員会から東京電力に使用前検査終了証が交付された。また、令和5年7月には、IAEAによる「ALPS 処理水の安全性レビューに関する包括報告書」が取りまとめられた。これらの状況も踏まえて、令和5年8月22日に、第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議と第6回ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議の合同会議を開催し、現時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じていることを確認するとともに、ALPS 処理水の処分に伴う風評影響の懸念やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後、IAEAによる継続したレビューへの対応や、強化・拡充したモニタリングの実施及び測定結果の分かりやすい情報発信、「三陸・常磐もの」の魅力発信や消費拡大に向けた取組、漁業者をはじめとする方々のなりわい継続支援等の対応に、政府としてALPS 処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組んでいくこととした。これらを踏まえ、政府としては、ALPS 処理水処分基本方針で示した海洋放出を開始することとし、東京電力に対して、原子力規制委員会の認可を受けた実施計画に基づき、速やかに海洋放出開始に向けた準備を進めるよう求め、具体的な放出時期については、気象・海象条件に支障がなければ令和5年8月24日を見込むこととした。

これを受け、令和5年8月24日、ALPS 処理水の海洋放出が開始された。これまでのモニタリング結果からは、トリチウム濃度について、WHOの飲料水基準の10,000Bq/Lの約7分の1である1,500Bq/Lに対して、極めて低い数値であり、継続して安全であることが確認されている。

<参考：ALPS 処理水の海洋放出時期および放出量（令和5年8月～11月）>

放出時期	放出量
8月24日～9月11日	約7,800トン ※トリチウム総量は約1.1兆Bq
10月5日～10月23日	約7,800トン ※トリチウム総量は約1.1兆Bq
11月2日～11月20日	約7,800トン ※トリチウム総量は約1.0兆Bq

* 東京電力ホームページを基に復興庁作成

3 安全確保の取組

ALPS 処理水の海洋放出に当たっては、IAEAによるレビュー等を通じて、安全性が確認されているとともに、東京電力だけではなく、原子力規制委員会、環境省、水産庁、福島県等が、モニタリングを徹底し、継続的に状況を確認の上、その結果を透明性高く公表することとしている。

（１）原子力規制委員会による審査等

ALPS 処理水の海洋放出に当たって、東京電力は、科学的・技術的な見地から独立して意思決定を行う原子力規制委員会により、詳細な計画や必要な設備等の設置について、認可を取得する必要がある。

原子力規制委員会は、東京電力から申請のあった ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る実施計画の変更認可申請（令和３年 12 月受理）については令和４年 7 月に、ALPS 処理水の海洋放出時の運用等に係る実施計画の変更認可申請（令和４年 11 月受理）については令和５年 5 月に認可した。その後、令和５年 6 月に東京電力による ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設の工事が完了したことを受け、使用前検査を行い、同年 7 月に、東京電力に対して使用前検査終了証を交付した。

原子力規制委員会は、海洋放出設備が使用開始後も必要な機能を有していること及び設備の運用が認可した実施計画に基づき適切に行われていることを、検査により継続して確認することとしている。

（２）モニタリング

①放出前の処理水モニタリング

放出前の ALPS 処理水中の放射性物質については、東京電力に加え、独立した第三者機関である JAEA も測定・分析を実施し、規制基準を満たすことを確認しており、測定結果は、全て透明性高く公表している。

また、別途、IAEA や第三国の研究機関も ALPS 処理水の分析を行っており、IAEA により、東京電力が適切で精密な分析を実施する能力と持続可能で堅固な分析体制を有することなどが確認されている。

②周辺海域におけるモニタリング

「総合モニタリング計画」（令和５年 3 月 16 日改定 モニタリング調整会議）に基づき、東京電力、原子力規制委員会、環境省、水産庁及び福島県が、周辺海域において海水・海底土・海洋生物のモニタリングを実施しており、放出開始直後には、短期間に結果が出る迅速分析法を用いて、海水・水産物のトリチウム分析を頻度高く行うなどモニタリング体制を強化・拡充している。測定結果については、関係機関の測定結果をまとめたウェブサイトを新設し、国内外に対し、透明性高く情報発信を行っている。

さらに、海域モニタリングに係る試料採取等について第三国の専門家も参加して IAEA による確認が行われたほか、これとは別途、IAEA による独立したモニタリングも実施されている。

東京電力は、トリチウムのモニタリングにおいて、発電所から 3 km 以内の地点で 700Bq/L、発電所正面の 10km 四方内の地点で 30Bq/L を超過するなど、通常と異なる状況がみられた場合、速やかに放出を一旦停止する措置を講ずることとしているが、海洋放出以降、令和 5 年 11 月 20 日までの期間においては、計画どおり安全に放出されていることが確認されている。

<参考：周辺海域におけるモニタリング>



モニタリング検査の実施

放出後、関係機関で、海水、水産物のモニタリングを行っており、これまで計画どおり安全に放出できていることが確認されています。

モニタリング検査の結果は速やかに公開しています。ぜひ一度ご覧ください。

海域でのモニタリング

対象放射性物質：セシウム、ストロンチウム、トリチウムなど

海水

水産物

最新のモニタリング結果はこちら↓

環境省

ALPS処理水に係る
海域モニタリング情報



(3) 国際原子力機関（IAEA）によるレビュー

ALPS 処理水について、国際安全基準に準拠して安全かつ透明性の高い方法で処分を実施できるよう、日本政府から IAEA に対してレビューを要請し、ALPS 処理水の放出前・中・後にわたり継続的に IAEA による技術的レビューが行われる

こととなった。

令和3年7月に日本政府とIAEAとの間で署名された「ALPS 処理水の取扱の安全性に係るレビューの包括的な枠組みに関する付託事項（TOR）」に基づき、日本における調査の実施を含め、IAEA による一連のレビューが行われてきたところであり、令和5年7月には、これらのレビュー結果を総括した「ALPS 処理水の安全性レビューに関する包括報告書」が取りまとめられ、グロッシーIAEA 事務局長から岸田内閣総理大臣に手交された。グロッシーIAEA 事務局長からは、「福島処理水の最後の一滴が安全に放出し終わるまでこの地にとどまる。ただとどまるだけではなく、実施状況をレビューし、点検・確認をしていく」とのコメントがなされている。

こうした IAEA の取組・評価結果に対しては、幅広い地域の国々から理解、支持の表明が行われている。

<参考：IAEA 包括報告書のポイント>

- ・ ALPS 処理水の海洋放出へのアプローチ、並びに東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関係する活動は関連する国際的な安全基準に整合的である。
- ・ 東京電力が現在計画している ALPS 処理水の海洋放出が人及び環境に与える放射線の影響は無視できるものである。
- ・ IAEA は、放出前、放出中及び放出後も ALPS 処理水の放出に関し日本に参与することにコミットし、追加的レビュー及びモニタリングを継続していく。

<参考：グロッシーIAEA 事務局長の表敬を受ける岸田内閣総理大臣>



4 水産業等への支援

ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響の懸念やなりわい継続に対する不安等を踏まえ、漁業者等のなりわい継続の支援等に万全を期すため、政府一丸となって総合的な取組を実施している。

（１）風評対策タスクフォース

令和３年８月、復興大臣をトップとする「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」（以下「風評対策タスクフォース」という。）において「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ～消費者等の安心と国際社会の理解に向けて～」を取りまとめており（その後、随時改定）、これに基づき、決して風評影響を生じさせないとの強い決意の下、関係府省庁が一丸となって情報発信等の対応を進めている。

＜参考：ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ
(令和 3 年 8 月)＞

ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ（概要）
～消費者等の安心と国際社会の理解に向けて～

考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかりと聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

施策（概要）

1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

- (1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開
 - ・ 詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすい動画を発信
 - ・ 海域モニタリング結果を発信 等
- (2) 消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備
 - ・ ウェブ上でのプッシュ型広告を可能な限り活用
 - ・ インフルエンサーによる東京電力福島第一原発等視察を強化
 - ・ ポータルサイト「Fukushima Updates」において、国内外の消費者等が関心度合に合わせて情報を入手できる環境を整備 等
- (3) 消費者等の安心につながる取組の展開
 - ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
 - ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立つて情報発信
 - ・ 放射線専門家や料理人等を起用
 - ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を検討
 - ・ 旅行会社に対して業界団体の広報誌やメールマガジンを活用し情報発信 等
- (4) 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化
 - ・ 放射線副読本を活用した出前授業や教職員研修を実施 等
- (5) 政府一体となった施策実施体制の構築
 - ・ 関係府省庁の担当者をメンバーとして、一体的に施策実行を担う府省庁横断的な体制を構築

2 地元の福島県及び近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

- (1) 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援
 - ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討・実施 等
- (2) 実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施
- (3) アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

- (1) 各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応
 - ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
 - ・ 「Fukushima Updates」にALPS処理水に関するFAQを追加
 - ・ 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等
- (2) 海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい
 - ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
 - ・ 輸入規制国の報道関係者の現地視察 等
- (3) 国際機関との緊密な協力
 - ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関（IAEA、OECD/NEA）と緊密に協力した情報発信
- (4) 輸入規制の緩和・撤廃も念頭にいった外交ルートでの説明
 - ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等
- (5) 国際会議・イベント等あらゆる機会の活用
 - ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインプレスセンターにブースを設置し説明 等

4 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

- (1) ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握
 - ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内の消費者や海外の消費者を対象としたインターネット調査により継続的に把握
- (2) 風評影響の把握
 - ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
 - ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析
- (3) 風評構造の分析
 - ・ 的確な風評対策とすべく、風評の構造（メカニズム）等を分析するとともに、これまで実施した取組の効果測定や評価分析を実施

ALPS 処理水の海洋放出翌日の令和 5 年 8 月 25 日にも、風評対策タスクフォースを開催し、復興大臣から関係省庁に以下の 5 点の指示を行っており、これに基づき、関係省庁が一丸となって取組を進めている。

＜参考：令和 5 年 8 月 25 日風評対策タスクフォースにおける復興大臣から関係省庁への指示＞

1. 海洋放出に当たっては、客観性・透明性の担保されたモニタリングを含め、「『東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針』の実行と今後の取組について」に則り、安全かつ着実に処分を行うことを徹底しつつ、ALPS 処理水の安全性やその処分の必要性、加えて、強化・拡充したモニタリングの結果など、最新の情報を様々な媒体を活用して国内外に遅滞なく、かつ、わかりやすく発信すること

2. 関係省庁間で地元とも連携してイベント・フェア等を実施し、インバウンドを含めた消費者や事業者に対して、ALPS 処理水の安全性とともに地元産品や地域の魅力を効果的に発信すること
3. 地元産品の魅力を国内外に余すことなく発信するとともに、海外市場へのトップセールスなどを通じて、国内消費の拡大、新たな海外市場の開拓等を図ること
4. 輸入規制について、ALPS 処理水の海洋放出を理由とした新たな措置が講じられないよう、また、現行の規制が早期に撤廃されるよう、ハイレベルでの働きかけなどあらゆる機会を捉えて、政府一丸となって取り組むこと
5. 風評影響の懸念等に対する不安への対処に万全を期すため、今後の状況に応じて臨機応変な対策を講じること

(2) 情報発信・広報等

①科学的根拠に基づいた正確な情報発信

ALPS 処理水の安全性等について科学的根拠に基づいた正確な情報発信を行うことが重要であり、ALPS 処理水処分基本方針の決定以降、これまで 1,500 回以上の説明や意見交換を実施している。また、ALPS 処理水等に関する分かりやすい動画や 1 枚の画像に情報をまとめたシェアしやすいコンテンツの作成・発信、テレビ CM や WEB 広告、新聞広告による発信、科学雑誌への寄稿、流通業者・観光業者等への説明会の実施、学校向けの出前授業等を行うとともに、韓国、中国、香港、太平洋島しょ国といった個別の国・地域への働きかけや説明会の実施、国際会議等での発信、海外の報道機関への情報提供を含め、国内外に向けた丁寧な情報発信を実施している。

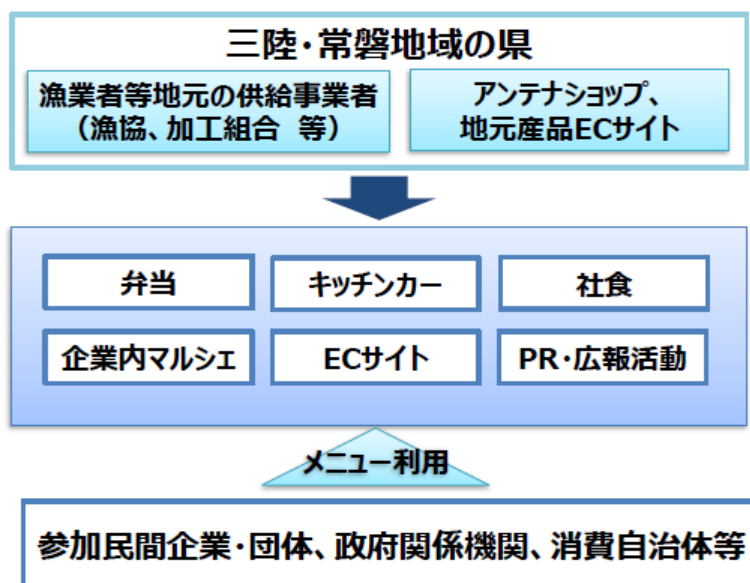
②三陸・常磐産品の魅力等の発信

「三陸・常磐もの」の消費拡大を図るべく、令和 4 年 12 月、経済産業省、復興庁、農林水産省にて「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げており、1,000 者以上の企業、自治体等が参加している。

同ネットワークによる取組として、「三陸・常磐ウィークス」を設定（第 1 弾：令和 5 年 2 月 23 日～3 月 24 日、第 2 弾：令和 5 年 7 月 15 日～9 月 30 日）し、イベントの実施や、参加民間企業等の社食における「三陸・常磐もの」の積極的な導入やお弁当の購入、各省庁等における「三陸・常磐もの」のお弁当の購入、豊洲市場における三陸・常磐地域の海産物を販売するブース出店やトークイベント等を実施し、消費拡大を推進している。

このほか、動画の配信や、テレビ番組・ラジオ番組の放送、新聞記事広告の掲載等を行うとともに、親子釣り大会や、大消費地圏でのイベントを開催するなど、多様な形で情報発信等を行っている。

＜参考：「三陸・常磐もの」の魅力発信や消費拡大に係る取組＞



③小売業界等との連携

経済産業省において、小売関係の業界団体と「ALPS 処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会」を開催し、意見交換を行っており、小売業界からは「ALPS 処理水の海洋放出が開始された後も、『三陸・常磐もの』をこれまでどおり取り扱っていきたい」との考え方が示されている。

令和5年8月24日には、復興大臣、農林水産大臣、経済産業大臣の連名で、卸売や小売等約230の団体に対し、ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けた協力を要請する通知を発出している。

引き続き、政府としても、事業者を活用いただける統一的な説明資料の提供やモニタリング結果を含む情報発信等、全国の消費者が安心感を持って「三陸・常磐もの」を購入できる環境の整備に向けた取組を実施していく。

（３）復興特別会計における支援事業

各年度の東日本大震災復興特別会計予算において、ALPS 処理水の処分に伴う対策として、水産物の販売促進・販路回復や、水産業の生産性向上・担い手確保のための支援、海の魅力を高めるブルーツーリズムに関する取組の支援等を実施している。

<参考：東日本大震災復興特別会計における ALPS 処理水海洋放出への対策に係る主な事業>

○水産業復興販売加速化支援事業（令和5年度予算：41億円）

ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県をはじめとした被災地の水産物を販売促進する取組や水産加工業の販路回復に必要な取組等について支援

○被災地次世代漁業人材確保支援事業（令和5年度予算：7億円）

震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、漁家子弟を含めた長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援

○がんばる漁業復興支援事業・がんばる養殖復興支援事業

（令和5年度期首基金残高：469億円）

福島第一原発事故等の影響を受けて収益性が悪化している漁業者等を対象に、収益性の高い操業・生産体制への転換等を支援

○ブルーツーリズム推進支援事業（令和5年度予算：3億円）

ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策として、国内外からの誘客と観光客の定着を図るため、海の魅力を高めるブルーツーリズムの推進のための取組を支援

（４）ALPS 処理水の海洋放出に伴う需要対策（令和３年度補正予算）

令和３年度補正予算により 300 億円の需要対策基金を措置しており、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、万一、水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合の緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や一時的買取り・保管等を支援することとしている。

（５）ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業
（令和４年度補正予算）

令和４年度補正予算により漁業者支援の 500 億円の基金を措置しており、長期にわたる ALPS 処理水の海洋放出の影響を乗り越え、漁業者の創意工夫によって、持続可能な漁業継続を実現するための取組（新たな魚種・漁場の開拓等に係る漁具等への支援、燃料コスト削減に向けた取組への支援等）を支援することとしている。

（６）「水産業を守る」政策パッケージ（令和５年９月４日）

ALPS 処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、令和５年９月４日に５本柱の政策パッケージ（総額 1,007 億円）を策定しており、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（輸出先の転換対策、国内加工体制の強化対策）（令和５年度予算予備費：207 億円）の創設を含め、全国の水産業支援に万全を期することとしている。

<参考：「水産業を守る」政策パッケージの内容>

「水産業を守る」政策パッケージ 総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】	
令和5年9月4日 農林水産省、経済産業省、復興庁、外務省	
●ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設（3、4①②）する。 ●具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。	
1. 国内消費拡大・生産持続対策 ①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等） ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用） ③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等）等	2. 風評影響に対する内外での対応 ①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化 ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等
3. 輸出先の転換対策 ①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】 ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援【予備費】等	4. 国内加工体制の強化対策 ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】 ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】 ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）
5. 迅速かつ丁寧な賠償 一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行 （注）今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。	

5 ALPS 処理水の放出に伴う風評被害に対する賠償

政府として風評対策を講じていくこととしているが、それでもなお生じる風評被害には、適切に損害賠償を行う必要がある。このため、東京電力に対し、被災地に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう指導するとともに、国が前面に立って、関係団体等からの意見聴取等を実施してきた。

関係団体等からの意見を踏まえ、令和4年12月に東京電力が現段階の基本的な考え方を示した賠償基準を公表している。地域や業種の実情に応じた賠償を実現できるよう、引き続き、関係団体等からの意見を伺いながら調整を進め、風評被害の推認方法や損害額の算定方法等を具体化していく。

＜参考：令和４年１２月の賠償基準の概要＞

○支払対象者：

原則として ALPS 処理水放出前から事業を営んでいる事業者が ALPS 処理水放出による風評被害が生じた場合が対象

○対象損害：

ALPS 処理水放出による風評被害によって生じた逸失利益及び追加的費用

○風評被害の確認方法（漁業・農業・観光業等）：

統計データを用いて、対象地域と全国の価格動向等を比較し、風評被害の有無を確認

○損害額の算定方法（漁業・農業・観光業等）：

ALPS 処理水の放出前後における水産物・農産物の価格下落額等を基に損害額を算定

６ 将来技術の継続的な追求

（１）汚染水の発生抑制

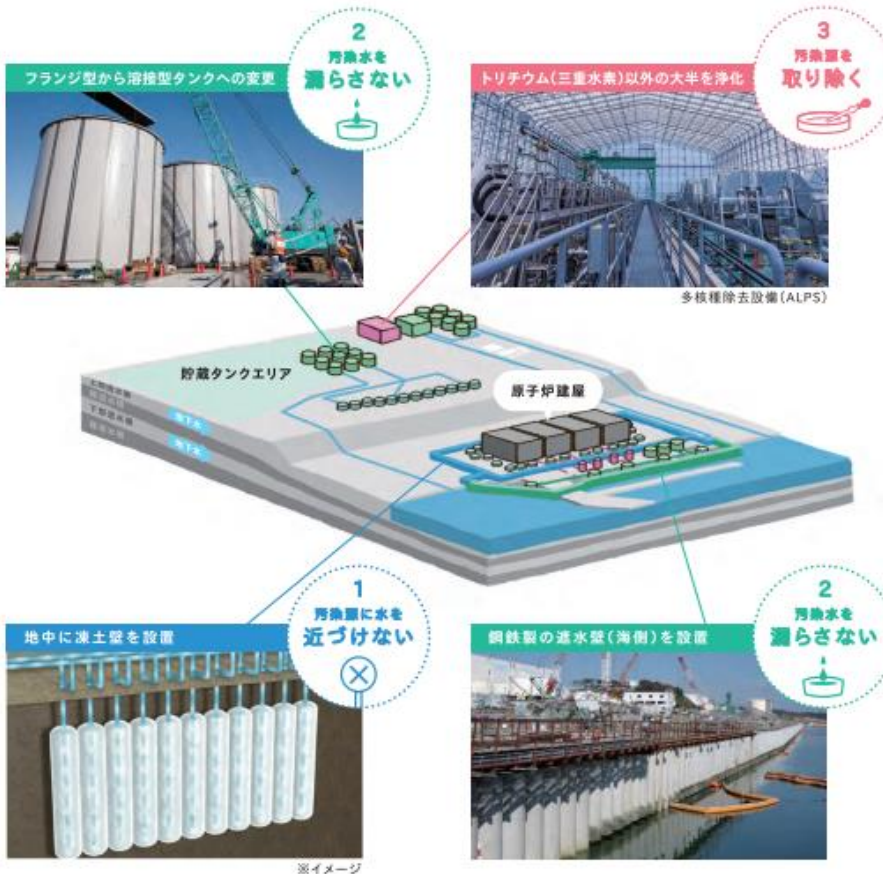
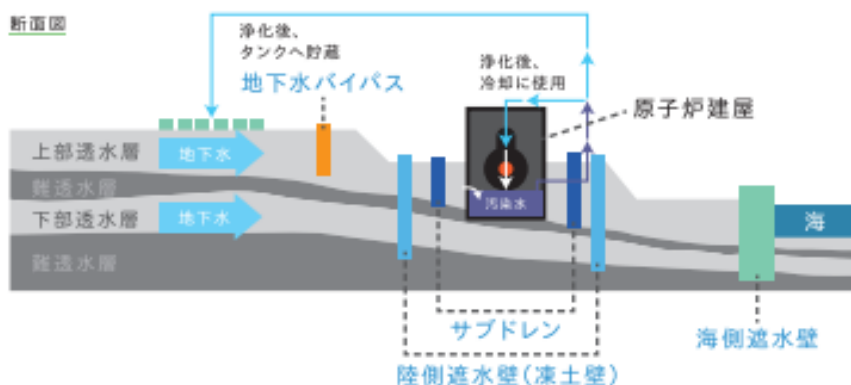
汚染水発生量は、雨水の浸透防止のための敷地舗装、地下水を汚染源に近づけないための凍土壁の設置やサブドレンによる地下水汲み上げ等の重層的な対策により、令和４年度には約 90 m³/日（対策実施前の 1/6 程度）だった。

今後も汚染水発生量の更なる抑制に向けた取組を継続し、令和 10 年度に約 50 m³/日～70 m³/日まで低減することを目指す。

＜参考：汚染水発生量の抑制に係る対策について＞

汚染水発生メカニズム

燃料デブリを冷却するための水が燃料デブリに触れ、高い濃度の放射性物質を含んだ汚染水になります。この高濃度汚染水と建屋内に流れこむ地下水や雨水とが混ざり合うことで新たな汚染水が発生します。



（２）トリチウム分離技術の検討

ALPS 処理水からトリチウムを分離する技術について、現時点では、直ちに実用化できる段階にある技術は確認されていないが、東京電力によるトリチウム分離技術の公募においては、10 件についてフィージビリティスタディを開始するなど、実用化に向けた検討を進めている。引き続き実用化に向けた検討を進めていくとともに、国としても、文献等の確認や東京電力の技術公募を通じて国内外の最新の動向を注視していく。

７ 総括

上述したとおり、ALPS 処理水の海洋放出に関し、政府を挙げて、安全確保、風評対策、なりわい継続支援等に取り組んでいるところであり、今後とも、ALPS 処理水の処分が完了するまで、全責任を持って取り組んでいく。

第2部 復興の現状と取組

I 復興の歩みと直近の動向

1 これまでの復興の歩み

(1) 経験したことのない複合的な大災害

東日本大震災をもたらした平成23年東北地方太平洋沖地震は、モーメントマグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも西暦1,900年以降で4番目の巨大地震となった。同地震の震源域は、岩手県沖から茨城県沖まで、長さ約450km、幅約200kmに及び、最大震度7の地震動が観測されるとともに、大津波の発生により6県で561㎢が浸水するなど、広範囲にわたる甚大な被害を生じた。

この震災により、13都道県で死者19,765名（震災関連死を含む。）を生じ、いまだに6県で2,553名の方が行方不明となっている（いずれも令和5年3月1日時点）。また、9都県で122,039棟の住宅が全壊、13都道県で283,698棟が半壊となり（いずれも令和5年3月1日時点）、発災当初の避難者は最大で約47万人、応急仮設住宅等の入居者は約32万人に及んだ。

また、この震災では、地震及び津波による被害に加え、福島第一原発の事故による放射性物質の放出に伴い、周辺の多くの住民が避難を余儀なくされ、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受け、更には、国内外に風評被害が及ぶなど、未曾有の複合災害となった。

(2) 復興に向けた枠組等

①特別な法律等

発災翌日の平成23年3月12日、平成23年東北地方太平洋沖地震を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく「激甚災害」として指定することを閣議決定し、その復旧事業に係る国庫補助の嵩上げ措置等を適用した。また、復興期間における復旧・復興事業の規模をあらかじめ示し、必要な財源を確保するための「復興財源フレーム」を策定した。

こうした措置に加え、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）による補助の拡大等の措置を講じ、更に、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）や福島特措法を制定し、被災地域の状況に応じた支援措置を講じてきた。

加えて、小規模で財政力に乏しい地方公共団体の甚大な被災を受けて、人的資

源の確保や財政運営を支える仕組みを整備した。

そのほか、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）に基づき、事業者の再生を支援するための機構を設置するなど、支援に必要な措置を講じた。

②組織

復興の円滑かつ迅速な遂行を図るため、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）において復興庁の設置に関する基本方針が規定され、平成 23 年 12 月に成立した復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）に基づき、平成 24 年 2 月、令和 2 年度までの 10 年間限定の組織として復興庁が設置された。また、岩手県、宮城県及び福島県に復興局、青森県及び茨城県に事務所を設置し、被災地方公共団体からの復興事務に係るワンストップ窓口機能を担うこととされた。

その後、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 46 号。以下「令和 2 年復興庁設置法等改正法」という。）により、復興庁の設置期間が 10 年間延長され、令和 12 年度まで存続することとなった。あわせて、岩手復興局及び宮城復興局の位置は、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ釜石市及び石巻市に変更された。

<参考：令和 2 年復興庁設置法等改正法の概要>

復興庁設置法等の一部を改正する法律について〔令和 2 年 6 月 12 日法律第 46 号〕	
背 景 地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。 このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、復興・創生期間後（令和 3 年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。	
復興を支える仕組み・組織・財源	
1. 復興庁設置法 - 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日） - 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置 - 復興局の位置等の政令への委任 等 ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、 福島復興局は引き続き福島市に設置	3. 福島復興再生特別措置法 - 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加） 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等） 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等） 風評被害への対応（課税の特例を規定等） - 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合） 等
2. 東日本大震災復興特別区域法 - 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める） - 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める） - 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定） 等	4. 復興財源確保法・特別会計法 復興債の発行期間の延長 - 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等 ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※施行日：令和 3 年 4 月 1 日（3. 及び 4. の一部は、公布日施行）

③復興基本方針

平成 23 年 7 月 29 日に東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災復興対策本部において「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定され、「復興期間」を 10 年とした上で、当初の 5 か年（平成 23 年度～平成 27 年度）を「集中復興期間」と位置付けた。

平成 28 年 3 月 11 日には、『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定され、復興期間の後期 5 か年（平成 28 年度～令和 2 年度）を「復興・創生期間」と位置付けた。

令和元年 12 月 20 日には、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定され、令和 3 年度以降の復興の方針を定めた。令和 2 年 7 月には、第 26 回復興推進会議において「令和 3 年度以降の復興の取組について」が決定され、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を新たな復興期間として、「第 2 期復興・創生期間」と位置付けるとともに、同期間を含む 15 年間の新たな復興財源フレームを策定した。令和 3 年 3 月 9 日には、第 2 期復興基本方針が閣議決定され、現在、この基本方針に基づき、政府一丸となって取組を進めている。

【 → 参考資料① p112】

<参考：第 2 期復興基本方針の概要>

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)

令和3年3月9日
閣議決定

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続

○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

・支援の必要な子どもとの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続

(※)第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応

○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要
⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

○ 事故収束

・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施
・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論

○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等
・最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続
・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備
・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 国際教育研究拠点の整備

・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進

○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営業再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進

組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度

※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

（３）復興に向けた取組の状況及び今後の方向性

被災者支援については、被災者一人一人が直面している課題が異なり、被災者を取り巻く社会情勢も変化する中、被災者支援総合交付金等を活用し、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施してきた。被災者が地域社会から孤立することや孤独に悩むことを防ぎ、安全・安心な生活を再建できるよう、コミュニティ形成や心身のケア等のきめ細かな支援を推進し、事業の進捗に応じた支援を継続している。

災害公営住宅の整備・高台等の宅地造成については、令和２年度までの第１期復興・創生期間内に全て完了した（帰還者向けのを除く。）。引き続き、意向の変化等によりまだ活用されていない宅地や、防災集団移転促進事業の移転元地等を活用する被災市町村の取組の後押しを進めている。

産業・なりわいの再生の面では、被災企業がいち早く事業再開できるよう、仮設店舗・工場の整備、施設・設備の復旧補助金の交付、信用保証、二重ローン対策などによる企業活動の再開と継続支援、産業集積や雇用確保のための税制、利子補給、企業立地補助等に取り組んできた。

また、販路の確保・開拓等様々な課題に直面する被災事業者のニーズにきめ細かく対応するため、「新しい東北」の企業連携に関する取組として、支援企業等と被災地域企業のマッチングの場の創出や、被災中小企業の経営課題を解決するハンズオン支援事業等、販路開拓等を支援する専門家の派遣等の支援を実施してきた。その結果、企業活動に係る指標は全体としておおむね震災前の水準程度に回復した。他方で、地域間・業種間で復興の度合いに差があることから、対象地域の重点化等を図りながら、引き続き支援策を実施している。

人材確保の面では、膨大な復旧・復興に係る事務・事業の担い手となる地方公共団体の人的資源不足に対応するため、関係省庁や団体の連携による全国の地方公共団体からの職員派遣、被災市町村での任期付職員の採用、復興庁で採用した任期付職員の派遣等により、被災市町村への人的支援を行ってきている。

また、復興の進捗状況や地域・個人の課題が多様化し、きめ細かなニーズ把握や取組が求められており、「心の復興」や交流人口の増加等のソフト面を中心に、NPO やボランティア団体等の活動への期待や果たすべき役割は大きく、多様な主体による活動が円滑かつ効果的に進められるよう、必要な協力体制の構築等も行ってきている。

原子力災害被災地域においては、住民の帰還による避難指示解除区域等の復興・再生を第一の目的として帰還環境整備等を進めてきた。特定復興再生拠点区域については、拠点計画に基づき、令和４年６月には葛尾村及び大熊町、同年８月には双葉町、令和５年３月には浪江町、同年４月には富岡町（夜の森・大菅地区）、同年５月には飯館村の避難指示が解除された。また、特定復興再生拠点区

域外については、令和5年6月に福島特措法を改正し、特定避難指示区域の市町村長が避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。大熊町及び双葉町については、両町の一部区域について、令和5年度から先行的な除染を実施するため、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画を策定し、令和5年9月に内閣総理大臣が認定を行ったところである。

東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、12年以上の歳月が経過した。自然災害と原子力災害との複合災害という、経験のない事態への対応が求められる中、困難な状況にあっても、被災者をはじめ、国、地方公共団体、ボランティアやNPO、民間企業、更に一人一人の国民が協力して歩みを進めてきた。

その取組の結果、地震・津波被災地域では、インフラの復旧や住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・なりわいの再建も着実に進展しており、復興の「総仕上げ」の段階に入っている。その一方で、心のケア等の被災者支援をはじめ、中核産業である水産加工業の売上げ回復等、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を推進している。

また、原子力災害被災地域においては、避難指示が解除された地域における帰還環境の整備が進むなど、復興・再生が本格的に始まっているが、引き続き国が前面に立ち、中長期的な対応が必要である。復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を進めていく。

復興に当たっては、被災地が震災以前からの人口減少や産業空洞化等の全国の地域に共通する中長期的な課題を抱えていることを踏まえ、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域の創造を目指しており、政府全体の施策を活用して、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。

2 直近1年間の主な動向

分野・テーマごとの復興の現状・取組については、第2部Ⅱで記載しているが、以下では、直近1年間（令和4年10月～令和5年9月）における主な取組等を時系列で紹介する。

【令和4年10月～12月】

○「持続可能な復興広報を考える検討会議」開催（10月3日～）

適切な広報を通じて原子力災害による風評被害を軽減するとともに、震災の記憶を後世に継承することを目的として、民間有識者の助言に基づき具体的な広報活動の方策を検討する会議を設置（令和5年1月までに6回開催し、令和5年3月に報告書を取りまとめ）

○「世界津波の日」関連イベントへのビデオ・メッセージ発出（11月4日）

ニューヨークの国連本部で開催された「世界津波の日」（11月5日）関連イベントにおいて、復興大臣によるビデオ・メッセージを発出し、三陸地方で伝わる「津波てんでんこ」といった教えを紹介しつつ、津波からの迅速な避難の重要性等について発言

○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」公表（12月6日）

東日本大震災復興基本法第10条の2の規定に基づき、令和4年版の復興の状況に関する報告を取りまとめ、国会に報告するとともに公表

○「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」設置（12月27日）

第36回復興推進会議において、福島国際研究教育機構（F-REI）の設立準備状況について報告するとともに、同会議の下、「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」を開催することを決定

【令和5年1月～3月】

○「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」の延長決定（1月31日）

原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で実施している高速道路の無料措置の期間を、令和6年3月31日まで延長することを決定

○「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」閣議決定（2月7日）

市町村長が、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」の設定を行うことを可能とする改正法案を閣議決定

○「新しい東北」復興・創生の星顕彰 顕彰式（2月12日）

令和4年度「新しい東北」復興・創生の星顕彰として、全10団体を顕彰

○国民の皆様へ（内閣総理大臣談話）公表（２月２４日）

令和５年３月１１日に、東日本大震災の発生から１２年を迎えることを受け、震災による犠牲者への追悼をお願いするとともに、政府としての復興に向けた決意を示す国民の皆様に向けたメッセージを公表

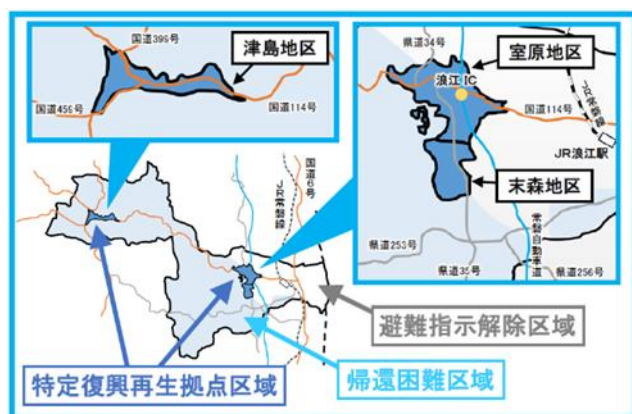
○復興推委員会委員の任命（３月６日）

第７期復興推進委員会の委員として、今村文彦委員長をはじめ、１５名を任命（任期：令和５年３月６日～令和７年３月５日）

○浪江町における避難指示解除（３月３１日）

葛尾村（令和４年６月）、大熊町（令和４年６月）、双葉町（令和４年８月）に続き、浪江町の特定復興再生拠点区域において避難指示を解除

浪江町（２０１７年１２月２２日認定）



- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：２０２３年３月
（２０２３年３月３１日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除）

○東日本大震災伝承施設ガイド発行（３月３１日）

東日本大震災の伝承施設を紹介し、震災の教訓から災害への学びと備えを知っていただくよう、復興庁において伝承施設ガイドを制作し、関係機関等に幅広く配布するとともに、復興庁ホームページで公表



【令和5年4月～6月】

○福島国際研究教育機構（F-REI）設立（4月1日）

「創造的復興の中核拠点」となることを目指し、福島特措法に基づく特別の法人として、福島国際研究教育機構（F-REI）を設立

○富岡町における避難指示解除（4月1日）

葛尾村（令和4年6月）、大熊町（令和4年6月）、双葉町（令和4年8月）、浪江町（令和5年3月）に続き、富岡町の特定復興再生拠点区域のうち、夜の森・大菅地区において避難指示を解除

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2023年4月1日、特定復興再生拠点区域のうち
夜の森・大菅地区の避難指示を解除)

○大熊町内における学校再開（義務教育学校「学び舎ゆめの森」）（4月10日）

義務教育学校「学び舎ゆめの森」が避難先の会津若松市から大熊町に帰還し、12年ぶりに大熊町内で学校が再開



○「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（４月１３日）

風評対策タスクフォースを開催し、ALPS 処理水による風評影響についての事業者調査結果を共有するとともに、今後の対応について議論し、「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」を改訂

○浅野燃系株式会社双葉事業所（フタバスーパーゼロミル）オープン（４月２２日）

双葉町中野地区復興産業拠点に、雇用の創出、交流人口拡大、地域活性化を担う一大拠点となるべく、工場、タオルショップ、カフェを併設した複合施設がオープン



○飯舘村における避難指示解除（５月１日）

葛尾村（令和４年６月）、大熊町（令和４年６月）、双葉町（令和４年８月）、浪江町（令和５年３月）、富岡町（令和５年４月）に続き、飯舘村の特定復興再生拠点区域において、避難指示を解除

飯舘村（２０１８年４月２０日認定）



- ・ 区域面積：約186ha ・ 居住人口目標：約180人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年春
（2023年５月１日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除）

○G7 広島サミット等における復興に関する情報発信（5月18日～22日等）

G7 広島サミット及び関係閣僚会合において、ブース出店等を通じて岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災3県」という。）の「いま」と魅力を内外メディアや代表団等向けに広報



○「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」施行（6月9日）

市町村長が、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」の設定を行うことを可能とする制度を創設

○語り部等及び被災事業者への大臣感謝状贈呈（6月13日）

震災伝承の第一線で活躍する語り部等（67名）と、被災地域における産業復興や地域課題解決に向けて優れた取組を行っている事業者等（30団体）に対して、復興大臣名で感謝状を贈呈

○ウクライナとの間で復興に関する情報共有等に係る覚書締結（6月19日）

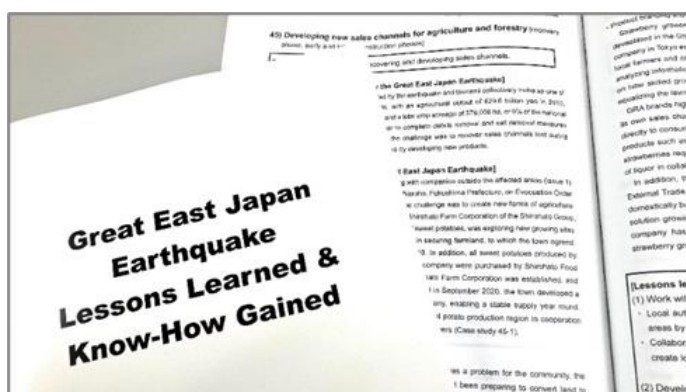
ウクライナが復興に当たって直面する課題の解決等に資するよう、復興庁とウクライナ地方・国土・インフラ発展省との間で覚書を締結し、東日本大震災からの復興に関する知見の更なる提供等を推進



クブラコフ副首相（復興担当）兼地方・国土・インフラ発展大臣及び渡辺復興大臣

○「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」の英訳版公表（6月20日）

災害対策の先進国である日本の知見を海外にも広く展開するため、「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」の英訳版を作成・公表



【令和5年7月～9月】

○IAEAによる「ALPS処理水の安全性レビューに関する包括報告書」公表（7月4日）

IAEA がそれまでの調査結果・評価を包括した報告書を公表し、日本における対応が国際的な安全基準に整合的であることや、ALPS 処理水の海洋放出が人及び環境に与える影響は無視できるものであること等を公表

○被災3県の元自治体の長への大臣感謝状贈呈（7月7日）

東日本大震災からの復興に向けて、陣頭指揮を執られた被災3県の元自治体の長（20名）に対して、復興大臣名で感謝状を贈呈

○「福島復興再生基本方針」改定（「特定帰還居住区域」関係）（7月28日）

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第49号）の施行を受け、「特定帰還居住区域復興再生計画」の認定基準等に係る記載の追加を中心に「福島復興再生基本方針」を改定

○ALPS 処理水の海洋放出開始（8月24日）

8月22日の関係閣僚会議における政府方針の決定を受け、東京電力がALPS 処理水の海洋放出を開始

○「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（8月25日）

ALPS 処理水の海洋放出を受け、風評対策タスクフォースを開催し、復興大臣から関係府省庁に対し、今後重点的に取り組むべき5つの事項を指示

○「東日本大震災 復興政策 10 年間の振り返り」公表（8 月 29 日）

発災から令和 2 年度までの 10 年間について、復興に係る国の制度・組織や取組の変遷、過去に例を見ない施策の趣旨や経緯、その評価・課題を一元的な記録として取りまとめ、公表

○日本産食品の輸入規制撤廃（8 月）

EU、ノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタインが福島第一原発の事故に伴う日本産食品の輸入規制措置を撤廃

○「『水産業を守る』政策パッケージ」策定（9 月 4 日）

ALPS 処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すため、5 本柱の政策パッケージを策定

○ASEAN 関連首脳会議及び G20 サミットにおける ALPS 処理水に関する発信（9 月 6 日～10 日）

岸田内閣総理大臣から、ALPS 処理水の海洋放出を安全性に万全を期した上で実施していることや、モニタリングデータを迅速かつ透明性高く公表しており何ら問題は生じていないこと等を発信



日ASEAN首脳会議
（写真提供：内閣広報室）



G20ニューデリー・サミット
（写真提供：内閣広報室）

○「特定帰還居住区域復興再生計画」認定（大熊町、双葉町）（9 月 29 日）

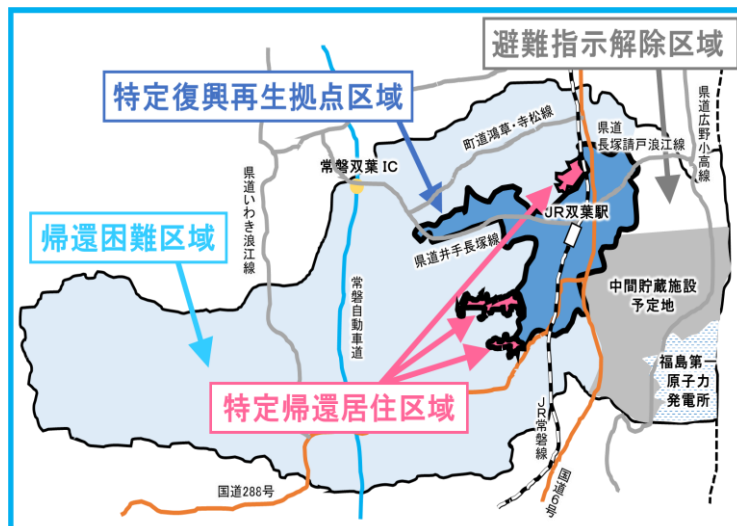
「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について、内閣総理大臣による認定を実施

大熊町（令和5年9月29日認定）



- ・ 計画期間：令和5年9月29日～令和11年12月31日
- ・ 対象区域：下野上1行政区

双葉町（令和5年9月29日認定）



- ・ 計画期間：令和5年9月29日～令和11年12月31日
- ・ 対象区域：下長塚行政区、三字行政区

現地復興レポート ～岩手復興局編～

令和5年6月4日に陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園において、「第73回全国植樹祭」が開催されました。天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、「緑をつなごう 輝くイーハトーブの森から」を大会テーマに、岩手県の豊かな森林の継承と復興支援に対する感謝の気持ちを込めて、東日本大震災からの復興の姿を国内外に発信しました。

会場となった高田松原津波復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承を行うとともに、国内外に向けて復興に対する強い意志を発信するために整備された、復興の象徴となる公園です。この公園には、植樹祭開催前から多くの方が訪れており、公園内の「東日本大震災津波伝承館」は、令和元年9月の開館からの累計来館者数が令和5年4月には70万人に、同年8月には80万人に達しており、「道の駅高田松原」は、同年5月に来場者数が累計で200万人に達しました。改めてこの公園が、岩手県における復興の象徴的な場所として多くの人をひきつけていることがうかがえます。

また、令和4年11月には、陸前高田市立博物館が11年8か月ぶりに再び開館されました。建物は津波で全壊し、収蔵品の大半が流出する被害を受けましたが、拾い集められた収蔵品は、全国の博物館などの協力を得て修復され展示されています。地域の歴史や文化のみならず、震災の記憶や教訓も伝える展示内容が高く評価され、令和5年6月には「第7回日本展示学会賞」を受賞しました。

陸前高田市では、他にも野外音楽堂がオープンし、オートキャンプ場も再開しており、県内の他の地域でも新たな道の駅として、久慈市に「道の駅いわて北三陸」が、山田町に「道の駅やまだ（愛称・おいすた）」がオープンするなど、この1年の間にも新たな施設が続々と完成し、新たなにぎわいの拠点が生まれています。また、令和5年7月に就航から1周年を迎えた宮古市の浄土ヶ浜を周遊する観光船「宮古うみねこ丸」の乗船客数は累計で3万5千人を達成しており、宮古市の観光の象徴としてたくさんの人を楽しませています。

このような中、岩手県内各地の震災の記憶や教訓を伝える施設とにぎわいの拠点が相まって、国内外から新たに多くの方を呼び込み、人と人との交流が生まれることで、岩手県の更なる復興につながっていくことが期待されます。



高田松原津波復興祈念公園



陸前高田市立博物館

現地復興レポート ～宮城復興局編～

宮城県内では、ソフト面での支援やこれまで整備したインフラがその役割を全うできるような取組の支援に力を入れています。

【産業・生業（なりわい）の再生～新ハンズオン支援事業 塩竈市「朝勝」】



被災3日目には仮設店舗で営業を行うなど復興の先陣を切ってきた「塩釜水産物仲卸市場」。今も、新たなにぎわいを生み出す取組を行っています。それは「市場を楽しむ」こと。魚を買うだけではなく「楽しむ」ための利用客も増やすため、「SHIOGAMA FISH PARK」という新コンセプトの下、飲食店が独自の朝ごはんを提供する集客イベント「朝勝（あさかつ）」を展開して「朝ごはんの聖地」を目指しています。宮城復興局では、事業者の方々の悩みや要望を伺いつつ、派遣した専門家を交えて課題点や解決方法を一緒になって検討することで、取組を進めるためのお手伝いをしています。

集客イベント『朝勝』PRポスター

【被災者支援～被災者支援総合交付金事業 東松島市「花の香るまちづくり」】

被災により移住した住民と従来からその地域に住む住民との交流を図る取組が行われています。同じ地区内の幅広い世代の新旧住民が一緒になって花壇のお世話をすることで一体感・充実感が得られ、新しいコミュニティが生まれています。また、顔の見える関係が生まれることで、高齢者の方々などへの見守り機能の強化にも役立っています。宮城復興局では、被災者の方々の生活に寄り添ったこうした場づくりの支援をしています。



野蒜地区での活動の様子

【移転元地の利活用～土地活用ハンズオン支援事業 石巻市「平地の杜づくり」】



ワークショップによる杜づくりの様子

津波により荒廃した集落跡地を、人々が再び訪れたいくなる美しい景観や健全な環境に再生するための取組が進められています。元住民が中心となって環境再生の専門家を交えたワークショップを開催し、全国から多くの参加者を集め、本来の自然環境を取り戻す活動を行うとともに地域住民との交流の場にもなっています。宮城復興局では、自立・持続的な活動の基盤となる収益事業のスキームの構築や、一緒に活動する仲間づくりを見据えたパンフレットの作成による情報発信など、被災者の方々が地域に寄せる思いを実現するためのお手伝いをしています。

現地復興レポート ～福島復興局編～

福島県内の被災市町村では、義務教育学校の再開など、教育環境の整備が着々と進んでいます。本コラムでは、今春から大熊町で再開した「学び舎ゆめの森」について御紹介します。

【学び舎ゆめの森について】

震災により避難先の会津若松市で再開していた大熊町立の学校が令和5年4月に約12年ぶりに大熊町内に帰還し、小中一貫の義務教育学校と認定こども園が一体となった教育施設「学び舎ゆめの森」での教育活動が再開しました。2学期からは新校舎で授業が行われています。



学び舎ゆめの森

【地域での役割：南郷市兵校長へのインタビュー】

—大熊町のこどもたちが徐々に増えてきていると伺っています。—

南郷校長：本年4月時点で26人が在籍していましたが、本年末には40人弱になる見込みです。本校の教育環境に魅力を感じてお子さんを本校に転入させるために移住される方が多いと聞いています。



スポーツフェスティバルの様子

—地域の復興への取組を教えてください。—

南郷校長：例えば、先日スポーツフェスティバルを開催しましたが、こどもたちにチラシと自分の名刺を配り歩いてもらいました。これにより、こどもたちが地域の方と顔見知りになり、地域の方もイベントに出ようと思っていただけます。実際、スポーツフェスティバルには、こどもたちの何倍も多い、約240名が集まりました。学校は、こどもたちのための教育機関というだけでなく、地域のにぎわいなど、復興の核となるとも重要な機関です。復興には「自分たちの町は自分たちで元気にしていく」という動きが必要です。本校がそのきっかけとなれたらという思いで、町の人たちを巻き込むことを心掛けています。

—「学び舎ゆめの森」をどのような学校にしていきたいですか。—



南郷市兵校長

南郷校長：どんな社会を作っていきたいか、こどもたち自身が自分で解を見つけられる原点となり、こどもたちが自分の夢や興味関心を追求できるようにしたいです。時間割を自分で決める取組もその一環です。また、全員がともに学べるインクルーシブな学校を目指しています。真の復興のためには、誰もが居心地の良い場が必要であり、その出発点はこれからの社会を担うこどもたちです。帰還者や移住者、年齢や男女の区分け、障害の有無といった壁で隔てられることのない社会を、まずは学校の中で実現していくことが大事だと考えています。

Ⅱ 地域・分野ごとの状況

1 地震・津波被災地域³

(1) 被災者支援

①避難者等の状況

(i) 避難者

発災以降の避難者数は、原子力災害による避難も含め、全国で最大約 47 万人に上ったが、令和 5 年 8 月時点で、約 3.0 万人まで減少している。そのうち、福島県からの県外避難者が、約 2.1 万人となっている。

【 → 参考資料②③ p113】

(ii) 応急仮設住宅等

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき供与される応急仮設住宅等への入居者は、全国で最大 123,723 戸（316,253 人）に上ったが、令和 5 年 9 月時点で 605 戸（966 人）（うち、建設型仮設住宅：3 戸（4 人）、民間賃貸住宅：522 戸（823 人）、公営住宅等：80 戸（139 人））まで減少しており、恒久住宅への移転が進んでいる。

応急仮設住宅等の提供については、岩手県及び宮城県において、令和 2 年度をもって救助を終了しているが、福島県では、2 町（大熊町、双葉町）において、令和 7 年 3 月まで延長を決定している。

【 → 参考資料④ p114】

(iii) 災害公営住宅・住宅再建

恒久住宅である災害公営住宅については、令和 3 年 3 月までに計画した戸数（29,654 戸）全てが完成している。

災害により住宅が全壊するなど著しい被害を受けた世帯に対して支給する「被災者生活再建支援金」については、令和 5 年 9 月末時点で、基礎支援金が 206,728 世帯に支給されており、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金が、住宅の建設・購入により 75,698 世帯、補修により 60,385 世帯、賃貸により 21,775 世帯に支給されている。

³ 原子力災害被災地域と共通する事項等に関しても一部記載している。

②被災者支援に関する取組

上記のとおり、避難者数は減少傾向にあるが、避難生活の長期化等に伴う課題の複雑化・困難化や、応急仮設住宅等から災害公営住宅等への移転等、復興のステージに応じた新たな課題が生じており、それらへの対応が必要となっている。このため、下記のとおり、「被災者支援総合交付金」等を活用して、コミュニティ形成支援、高齢者等の見守り、心のケア、生きがいづくり、福島県からの県外避難者への支援等、総合的で切れ目のない支援を実施している。

<参考：被災者支援総合交付金の支援メニュー>

Ⅰ. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」 ・被災者生活支援 ・被災者支援コーディネート ・県外避難者支援
Ⅱ. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ. 被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
Ⅴ. 被災者の心のケア支援	
	⑤被災者の心のケア支援事業
Ⅵ. 子どもに対する支援	
	⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

＜参考：被災者支援に係る交付金による支援の経緯＞

- ・ 平成 27 年 1 月に、「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、「支援体制の充実と心の復興」、「住居とコミュニティ形成への支援」、「子どもに対する支援」という 3 つの柱に沿った対策を取りまとめ
- ・ これに基づき、平成 27 年度に、「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設し、地方公共団体が策定する事業計画の下、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、子どもに対する支援の取組を支援
- ・ 平成 28 年度に、「被災者健康・生活支援総合交付金」を拡充し、「被災者支援総合交付金」を創設（生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業を追加し、関連事業を統合）
- ・ 平成 29 年度に、「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」（令和 3 年度からは「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」）を同交付金の対象に追加
- ・ 令和元年度に、「被災者の心のケア支援事業」を同交付金の対象に追加（厚生労働省の単独事業を統合）

（i）コミュニティ形成支援

災害公営住宅等への入居の進捗に応じて、被災者の移転に伴う新たなコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合などが課題となっており、これらを支援する取組を行っている。

こうした取組等により、令和 4 年度までに、災害公営住宅等において、573 の自治会が新たに設立されている。

（ii）高齢者等の見守り

被災した高齢者等が安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に生活支援相談員を配置し、災害公営住宅等の巡回により、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を実施している。

生活支援相談員の配置数は、平成 29 年 3 月には 790 人となっていたが、取組の進捗等により、令和 5 年 3 月時点では 296 人まで減少している。見守り支援が必要な世帯数は、平成 29 年 3 月には約 60,000 世帯となっていたが、令和 5 年 3 月時点では約 33,000 世帯まで減少している。

（iii）被災者の心のケア

専門的な心のケアを必要とする被災者に適切に対応するため、被災 3 県に心のケアセンターを設置し、専門家による相談対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行っている。

心のケアセンターへの相談者数・相談件数は減少傾向にあるものの、県ごとの実態・推移に差異がみられるとともに、いずれの県でも継続相談の件数が横ばいとなっている。

【 → 参考資料⑤ p114】

(iv) 生きがいづくり

被災者が地域の中で安心して生き生きと、生きがいを持って日常生活を営むことが重要であることから、被災者が主体的・継続的に活動することにより、人と人とのつながりを作っていくための「心の復興」事業に取り組んでおり、各自治体において、農作業等を通じた交流会や手作りグッズ製作、演奏会の実施等が行われている。

(v) 被災者の住宅・生活再建に関する相談支援

一人暮らしの高齢者等、生活再建に問題を抱える被災者への相談支援が重要な課題となっていることから、被災者の円滑な住宅移転や生活再建のため、住宅・生活の再建計画づくり、手続のサポート等の相談支援に取り組んでいる。

(vi) 福島県からの県外避難者への支援

避難生活が長期化する中で、避難先における安定した日常生活を確保するとともに、円滑な帰還や生活再建を支援するため、全国 26 か所の生活再建支援拠点における各種の相談対応や交流会開催の支援に取り組んでいる。

(vii) 被災した子どもに対する支援

被災した子どもに対する心のケアや学習支援等をきめ細かく行うため、教職員の加配や緊急スクールカウンセラー等の配置、被災により経済的に困窮している家庭を対象とした就学支援等に取り組んでいる。

(viii) 被災地で支援に携わる方への支援

被災者の置かれた状況やニーズが多様化し、きめ細かな対応が必要となる中で、復興のステージに応じた先行事例等を整理した「事例に学ぶ生活復興」（平成 30 年 3 月発行）の公表・周知等を通じて、被災地で支援に携わる方への支援を実施している。

(ix) NPO やボランティア団体等の多様な担い手による活動への支援

被災地のニーズが多様化する中、NPO やボランティア団体等がよりきめ細かい支援を行い、活動を円滑に進められるよう、NPO 等が活用可能な政府の財政支援

策を取りまとめ、平成 23 年度以降毎年度情報提供している。

また、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集・公表（初版：平成 24 年 11 月、全体統合版（第 1 版～第 27 版）：令和 5 年 7 月）するとともに、オンライン講座（動画）を提供するなど、被災自治体等のニーズに応じて男女共同参画の視点に立った取組を実施している。

（２）住まいとまちの復興

①住宅再建・復興まちづくり及び生活環境の整備等

被災市町村における災害公営住宅の整備及び高台等の宅地造成は、「住まいの復興工程表」に沿って進捗し、令和 2 年末に完了している。引き続き、被災者による住宅の自主再建を支援している。

また、まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠であるため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

（い）住宅再建・復興まちづくり

1 日も早く被災者に恒久住宅に移っていただくため、これまで、計画策定、用地取得、埋蔵文化財発掘調査、発注者支援、施工体制の確保など、各々の復興のステージにおいて事業の隘路（あいろ）となる課題に対して、累次にわたる加速化措置を講じてきたこと等により、被災市町村における災害公営住宅の整備や高台等の宅地造成については、令和 2 年末までに完了している。具体的には、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業及び漁業集落防災機能強化事業による民間住宅等用宅地の確保については計画した 18,226 戸全てで完了し、災害公営住宅については、帰還者向けの災害公営住宅を除き計画した 29,654 戸全てで完了している。また、復興のステージに応じた地域の課題に対し、復興交付金（効果促進事業）を活用し、支援を実施してきた。

住宅の自力再建に向けた支援として、被災者生活再建支援金を着実に支給するとともに、低利の災害復興住宅融資の供給、住宅の自力再建のための借入れに係る利子相当額の補助、資材調達支援や職人紹介支援を行う「マッチングサポート制度」の実施等、各種支援施策を着実に推進している。被災者生活再建支援金の支給状況をみると、住宅が全壊するなどして基礎支援金を受給した 206,728 世帯のうち、住宅を建設・購入するなどして加算支援金を受給した世帯は 157,858 世帯（76%）となっている（令和 5 年 9 月末時点）。

復興の拠点となる市街地を用地買収方式で整備する津波復興拠点整備事業については計画した 24 地区全てで造成が完了している。造成宅地の滑動崩落防止

については、計画した 182 地区全てで対策工事が完了している。

このほか、地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例等を活用し、応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保や、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援している。

【 → 参考資料⑥⑦⑧ p115～p118】

(ii) 造成地や移転元地等の利活用促進

造成後の宅地の早期有効活用に向けて、被災市町村において、まちの将来イメージ等の提示やマッチング等の取組が進められている。国においても、各地方公共団体の取組事例の紹介や助言を行うなど、これらの取組を支援している。

防災集団移転促進事業の移転元地の利活用に向けて、これまで、土地の交換に伴う免税措置を講ずるとともに、土地利用計画策定や公有地の集約促進のための支援策を取りまとめ、市町村へ周知を行ってきたことにより、公有地を集約した産業用地への企業進出や、民間事業者による農業施設整備等、様々な形での利活用が進んでいる。

また、土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等のより一層の活用促進に向け、令和 3 年度に復興庁に開設したワンストップ相談窓口等を通じ、被災地に寄り添ったハンズオン支援により地域ごとの個別課題にきめ細かく対応し、一般施策とも連携しながら、被災市町村の取組を推進している（令和 5 年 3 月までに、11 市町に対し、計 19 件のハンズオン支援を実施）。

令和 4 年 12 月時点で、被災 3 県における土地区画整理事業による造成地の活用率は約 72%、移転元地の活用率は約 74%となっている。

【 → 参考資料⑨ p121】

(iii) 被災地における教育環境の回復

学校施設等については、令和 5 年 9 月現在、公立学校施設災害復旧事業に申請した学校 2,326 校中、復旧が完了した学校は 2,319 校（99%）となっている。

【 → 参考資料⑧ p118】

(iv) 被災地における医療及び介護の提供体制の確保

被災した医療施設の早期復旧・復興を支援するため、地域医療再生基金を被災各県について拡充（令和 5 年 9 月末時点で合計約 2,095 億円を交付）し、被災各県では、地域医療再生計画及び医療の復興計画に基づく各種事業の実施により、医療提供体制の再構築に取り組んできた。その結果、令和 5 年 9 月末時点で、震災により入院受入れに支障を生じた病院の 98%（182 病院中 179 病院。廃止

済みの病院を除く。)において震災前と同様の入院医療を提供することが可能となるなど、取組が進捗している。

また、介護施設、障害者施設について、施設復旧のための費用（社会福祉施設等災害復旧費補助金）を確保し、介護・福祉提供体制の再構築に取り組んできた。その結果、令和5年9月末時点で、施設の復旧が必要な介護施設の98%（500施設中489施設）、障害者施設の97%（311施設中301施設）が復旧している。

介護・福祉人材については、被災各県においても、依然として不足している状況にある。このため、離職した介護人材の呼び戻しを図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、就職説明会の開催、介護人材キャリアアップ研修の実施、施設内保育施設の運営等、長期的な観点から介護従事者の確保のために地域の実情に応じて行う取組を支援している。

さらに、市町村が地域の特性に応じ、医療・介護・住まい等を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金により、市町村の在宅医療・介護サービスの充実等のための取組を支援している。

【 → 参考資料⑧ p118】

②被災地の経済発展の基盤となる公共インフラ等の構築等

（i）道路

道路（直轄区間）については、令和2年3月までに、被災3県内の国道4号、6号及び45号の総開通延長距離1,161km全てにおいて本復旧が完了している。道路（県・市町村管理区間）については、令和5年9月末時点において、被災した道路6,262路線中、本復旧が完了した路線は、6,261路線（99%）となっている。復興道路・復興支援道路については、令和3年12月の三陸沿岸道路の全線開通をもって、計画済延長570km全てで開通済みである。

このほか、常磐自動車道広野IC～山元ICの付加車線事業は、令和3年3月までに6か所全てが完成し、いわき中央IC～広野IC、山元IC～岩沼ICの4車線化事業は、令和3年6月までに完成した。

【 → 参考資料⑧ p119】

（ii）鉄道

鉄道については、令和2年3月までに、3県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離2,351km全てで鉄道運行を再開している。なお、JR大船渡線・気仙沼線についてはBRT（バス高速輸送システム）により本格復旧している。

【 → 参考資料⑧ p119】

（iii）港湾

港湾については、釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤の復旧が平成 29 年度に完了したことをもって、被災した港湾のうち復旧工程計画に定められた港湾施設 131 か所の全てで本復旧工事が完了している。

また、小名浜港において、東日本地域のエネルギー供給を支える拠点として水深 18m の岸壁を有する東港地区国際物流ターミナルが令和 4 年 6 月から全面供用を開始している。

【 → 参考資料⑧ p119】

(iv) 海岸・河川対策

海岸対策については、本復旧・復興工事を計画した 621 地区全てにおいて着工しており、令和 5 年 9 月末時点で 616 地区（99%）において完了している。

河川対策（直轄区間）については、平成 27 年 3 月までに、被災した河川管理施設 2,115 か所の全てにおいて本復旧工事が完了している。河川対策（県・市町村管理区間）については、令和 5 年 9 月末時点において、被災した河川管理施設 1,070 か所中、1,068 か所（99%）で本復旧工事が完了している。

【 → 参考資料⑧ p120】

(v) 下水道・水道

下水道については、平成 28 年 3 月までに災害査定を実施した 73 か所の処理場の全てにおいて、通常処理に移行している。

水道については、令和 5 年 9 月末時点において、通常査定を実施した 184 事業の全てにおいて、本格復旧が完了した。

【 → 参考資料⑧ p120】

(vi) 農林水産関係

農業については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の 6 県において、21,480ha の農地が津波による被害を受けた。これに対し、がれきやヘドロの除去、除塩や畦畔（けいはん）の修復、排水機場などの農業用施設の復旧等を支援することにより、令和 5 年 3 月末時点において、津波被災農地（農地転用された農地等を除く。）のうち 96%で営農再開が可能となっている。また、被災 3 県において、津波被災農地の復旧に併せて大区画化・利用集積等を行う取組に対する支援を行っており、令和 5 年 3 月時点において取組地区のうち 97%で整備が完了している。

海岸防災林については、令和 5 年 9 月末時点において、要復旧延長約 164 km のうち 161 km（98%）において本復旧工事が完了している。

水産業については、319 漁港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、水産加

工施設等に甚大な被害が生じた。これに対し、漁港については、令和４年３月末までに 319 漁港全ての陸揚げ岸壁の機能が回復した。漁場については、令和５年１月末現在において、養殖漁場 1,139 か所のうち 1,134 か所、定置漁場 988 か所全てでがれきの撤去が完了している。岩手県及び宮城県の養殖業再開希望者の養殖施設については全ての整備が完了しており、被災３県で業務再開を希望する水産加工施設については令和３年 12 月末時点で 767 施設のうち 755 施設（98%）において業務を再開している。

【 → 参考資料⑧⑩⑪ p120～p122】

（vii）災害廃棄物等の処理

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、被災した 13 道県 239 市町村（福島県の汚染廃棄物対策地域を除く。）において、災害廃棄物約 2,000 万トン、津波堆積物約 1,100 万トンが発生した。これらの災害廃棄物及び津波堆積物の被災県内での処理に加え、岩手県と宮城県の災害廃棄物の一部については 1 都 1 府 16 県での広域処理を行った。また、復興事業・公共事業等において、災害廃棄物の約 8 割、津波堆積物のほぼ全量が再生利用されている。

福島県（汚染廃棄物対策地域を除く。）については、平成 29 年 8 月末までに国による可燃物の代行処理等を活用して処理を完了した。

（３）産業・生業（なりわい）の再生

被災地域での産業を復興し、なりわいの再生を強力に進めることは、復興政策における重要課題の 1 つである。

被災３県の企業活動は震災により一時的に大きく落ち込んだが、サプライチェーンの速やかな回復等により、その後は急速に持ち直し、復興需要の下支えもあっておおむね震災前の水準に回復している。

これまで、仮設工場・仮設店舗の整備や、被災した施設の復旧・整備等、災害復興施策として前例のない支援により、応急復旧の段階から本格的な復旧・復興への移行が進んだ。観光業では、観光復興関連予算を活用し、東北の観光復興の取組を進めてきた。農林水産業では、農地・農業用施設や漁港施設、漁船、養殖施設等の生産基盤の復旧等が進んだほか、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた活動を支援している。

①被災地経済の概況

（i）主要な業種別の状況

製造業については、令和２年において、製造品出荷額等が震災前とほぼ同水準となっている。

建設業については、復旧・復興事業により、令和４年度における公共機関からの受注工事の請負契約額が震災前の約２倍になっている。

水産業については、被災３県の主要な魚市場における水揚量、水揚金額は、震災前に比べ、それぞれ５６％、７８％となっている。

観光業については、風評被害等の影響により、震災のあった平成２３年には東北６県（青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県）の外国人延べ宿泊者数が大きく減少したものの、令和元年には震災前（平成２２年）の約３．３倍まで増加した。令和２年以降の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、被災地を含め全国的に落ち込んでいる状況が続いていたが、令和４年１０月より政府が個人旅行の受入れや査証免除措置の再開等を実施したことの影響もあり、令和４年１２月には東北６県全体で震災前の同月を上回った。

運送業については、旅客自動車運送事業のうち、乗合バス事業では、平成２２年度と比較して、令和４年度の輸送人員は被災３県全体で２４．５％減となっている。また、貸切バス事業では、平成２２年度と比較して、令和４年度の輸送人員は被災３県全体で３６．９％減となっており、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていた。旅客船事業については令和４年度の輸送人キロは被災３県全体で５６．７％減（平成２１年度比）となっている。

商業・サービス業については、内陸部では迅速に復旧し、沿岸部（津波被災地域）でも、仮設店舗等の設置やグループ補助金等により事業再開が進んだ。被災３県の百貨店・スーパー販売額は、平成２３年５月には震災前の水準まで回復し、その後も、おおむね震災前の水準を維持している。

【 → 参考資料⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱ p123～p128】

（ii）事業者の売上高状況

「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」（以下「中小企業等グループ補助金」という。）により復旧した事業者に対して令和４年１１月に行われたアンケート調査の結果によると、東北４県（青森県、岩手県、宮城県及び福島県）において、製造業、卸小売・サービス業、建設業、運送業では震災前の売上げを上回っている一方で、旅館・ホテル業、水産・食品加工業では売上げの回復が遅れている。同調査においては、震災前の水準まで回復していない主な要因として、「既存顧客の喪失」や「新型コロナウイルスによる影響」が挙げられている。

また、水産庁が令和５年１月～２月に行った「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第１０回）」によると、売上が８割以上回復したと回答した事業者の割合は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県６県全体で５０％であり、販路開拓や人材確保等の面で課題を抱えていることが回復の遅れに影響している。

【 → 参考資料⑱⑳ p128～p129】

(iii) 事業所数

被災3県の沿岸市町村における事業所数は、震災前の平成21年比で、令和3年には90.4%となっている。

【 → 参考資料㉑ p130～p131】

(iv) 雇用の状況

被災3県における有効求人倍率（季節調整値）は、震災の影響により平成23年4月には0.45倍まで低下したものの、令和5年9月時点では、1.32倍となっており、雇用者数（雇用保険被保険者数）も震災前の水準を上回っている。

しかしながら、沿岸部の一部では震災前の水準まで回復していない地域もあるほか、専門的・技術的職業従事者や建設・採掘従事者等では求人数が求職者数を上回っており、雇用における需要と供給のミスマッチも見受けられる。

こうした雇用のミスマッチを解消するため、被災者に寄り添った就労支援として、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うとともに、求職者の状況を踏まえたきめ細かな職業紹介等に取り組んでいる。

【 → 参考資料㉒㉓㉔ p132～p134】

②産業復興の加速化

(i) 施設・設備の復旧支援

中小企業等グループ補助金により、地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う取組を支援しており、令和5年12月までに738グループ（北海道内で6グループ、青森県内で10グループ、岩手県内で135グループ、宮城県内で256グループ、福島県内で264グループ、茨城県内で58グループ、栃木県内で1グループ、千葉県内で8グループ）、計11,878件の施設・設備の復旧を支援している。

(ii) 企業立地促進

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域等の産業復興を加速するため、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」等により、企業立地等に対し補助を行い、雇用の創出を通じて地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還を促進している。

【 → 参考資料㉕ p135】

(iii) いわゆる二重債務問題への対応

復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対して、各県の産業復興相談センター及び産業復興機構並びに国の設立した東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じてきた。特に、近年では新型コロナウイルス感染症拡大等による事業環境への影響を考慮の上、個々の被災事業者の置かれた状況に応じてきめ細かく対応してきたところであり、今後も引き続き個々の被災事業者に寄り添った対応が重要な課題である。

東日本大震災事業者再生支援機構では、支援決定期間が満了した令和3年3月31日までに、事業再建等に関する相談件数が2,939件、支援決定を行った案件が747件となっており、引き続き、これまでに支援決定した被災事業者の再生に全力で取り組んでいる（令和5年9月末時点で302件の支援を完了。）。

産業復興相談センター及び産業復興機構では、令和5年9月末時点で事業再建等に関する相談件数が7,236件、金融機関等による金融支援の合意に至った案件が債権買取決定339件を含む1,489件となっている（債権買取については、令和3年3月31日で終了。）。

また、既往の住宅ローンや事業性資金の借入れが負担となって新規の資金調達が困難となっている個人事業主等に対しては、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関を中心に、破産手続などの法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルールである「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年7月策定）に沿って支援が行われ、ガイドラインの適用終了となった令和3年3月31日までの個別相談件数が5,980件、債務整理の件数が1,373件となった。

東日本大震災の被災者は、自然災害の影響を受けたことによって、既往債務を弁済できなくなった債務者に係る債務整理を行う際の準則として取りまとめられた「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月策定）の対象に追加され、引き続き、支援を受けることが可能となっている。

（iv）資金繰り支援

被災中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、政府系金融機関による東日本大震災復興特別貸付、信用保証協会による東日本大震災復興緊急保証を実施している。制度創設から令和5年9月末時点までの実績は、東日本大震災復興特別貸付で約30万4千件（総額約6兆1千億円）、東日本大震災復興緊急保証で約15万件（総額約3兆円）となっている。

（v）販路開拓、新事業の立上げ等支援

大手企業のノウハウやアイデア等を被災地域企業に提供する地域復興マッチ

ング「結の場」を令和4年度までに延べ37回開催し、延べ341社の被災地域企業・団体と、1,006社の支援企業が参加し、866件の連携事業が成立した。

また、民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員の知見を活用し、各種の専門家と共に被災地域企業の経営課題を解決する「新ハンズオン支援事業」（令和2年度まで「被災地域企業新事業ハンズオン支援事業」及び「専門家派遣集中支援事業」として実施していたものを事業統合・名称変更）を実施しており、令和4年度までに、被災地域企業等のグループに対して支援を行うグループ支援では89件（計250社）、被災地域企業等の個社に対して支援を行う個社支援では312件の支援を実施している。

（vi）仮設店舗等の整備支援及び本設店舗等への移行

早急な事業再開を支援するため、各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等の整備を行ってきた。令和5年6月末時点で、被災6県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県）での仮設施設の竣工数は合計648施設となっており、これらの仮設施設について、ピーク時には2,825事業者が入居していたが、令和5年6月末時点での入居者は77事業者となっている。グループ補助金による本設店舗等の自立再建支援や、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金による共同店舗型商業施設の整備等を通じて、本設店舗等への移行が進んでいる。

【 → 参考資料②⑥⑦ p135】

（vii）商業施設整備への支援・商店街の再建

復興事業が本格化し、市街地の復興が進むにつれて、住まいに加え、まちの機能の復興を進める必要があることから、平成26年1月に取りまとめた「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を踏まえて、東日本大震災被災地域まちなか再生計画の認定要領を策定して、これまでに10地方公共団体の「まちなか再生計画」について認定を行っており、これらの計画に基づき、各地方公共団体で共同店舗型商業施設が開業している。

【 → 参考資料②⑧ p136～p137】

（viii）人材確保対策

被災3県の中小企業の人材確保を支援するため、産業政策と一体となって雇用面から支援を行う「事業復興型雇用確保事業」を実施し、平成29年度から令和4年度までに延べ4,655事業所に約1.2万人の雇用があった。

また、人手不足が特に深刻な福島県の12市町村（福島第一原発の事故により避難指示等の対象となった南相馬市、田村市、川俣町、浪江町、富岡町、楡葉町、

広野町、飯舘村、葛尾村、川内村、双葉町、大熊町。以下「福島 12 市町村」という。)については、労働力の担い手ともなる移住者を支援するため、令和 3 年度から、福島再生加速化交付金に「移住・定住促進事業」を創設し、「ふくしま 12 市町村移住支援センター」において求人情報の案内や移住者の住宅確保支援等を実施している。

(ix) 造船業の復興支援

被災造船事業者の協業化・集約化による漁船の製造・修理拠点の復興を加速するため、造船業等復興支援事業費補助金について 8 件、約 112 億円の採択を行い、令和元年 5 月末までに全ての補助事業が完了している。

③農林水産業の再生

農業の復旧・復興については、津波により被災した農地のがれき等の撤去、除塩や農業用施設等の復旧を計画的に進めるなど、営農再開に向けて取り組むとともに、営農再開後もきめ細かい支援を行っている。また、農地の大区画化、大規模施設園芸などの先進的な取組、先端技術を駆使した生産・加工技術等の現地実証研究と成果の普及等を行っている。さらに、放射性物質に係る風評の払拭に向けた丁寧な情報発信や被災地産農産物等の利用促進、諸外国・地域の輸入規制の撤廃に向けた働きかけを行っている。被災県を含む全国において、GAP（農業生産工程管理）の取組が進められているところであるが、特に、福島県においては県を挙げて、GAP 認証の取得日本一を目指して取り組んでおり、国としてこうした GAP 推進の取組を支援している。

林業・木材産業の復旧・復興については、需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大に向けた間伐・路網整備や木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設等の整備、川上と川中・川下の連携による需給情報の共有化の徹底や民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制の構築等により、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及等木材の需要拡大と安定供給の確保による林業の成長産業化に向けた取組を支援している。

水産業・漁村の復旧・復興については、全国屈指の豊かな漁場に恵まれた被災地沿岸部のそれぞれの漁業の特色や被災状況に応じ、必要な支援を実施してきた。被災した漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港については、高度衛生管理対応の荷捌所等の整備を行うなど、新たな水産業の姿を目指した復興にも取り組んでいる。漁業・養殖業については、地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に適応した安定的な生産体制を構築する漁業協同組合等の取組への支援を行っている。

（４）観光の復興

観光は地域産業全体に影響する裾野が広い分野であり、震災の記憶の風化防止や風評の払拭という観点からも、観光復興は重要な意義を有している。一方で、東北の観光は、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていなかった。

このような状況を受け、平成 28 年を「東北観光復興元年」として、東北の観光復興を力強く推進するため、観光復興関連予算を活用し、東北の外国人延べ宿泊者数を令和 2 年までに 150 万人泊とする目標を設定し取組を行ったところ、令和元年に 168 万人泊となり、目標を上回った。他方で、福島県において教育旅行や外国人延べ宿泊者数の回復に課題が残ること、ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策が必要なことから、以下の取組等を実施している。

・福島県における観光関連復興支援事業

福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光の取組について支援している。

・ブルーツーリズム推進支援事業

ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズムの推進を目的とする取組について支援している。

（５）「新しい東北」の創造

震災復興に当たっては、単なる原状復帰にとどめるのではなく、これを契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」の創造に向け、取組を推進する必要がある。

これに当たっては、企業、大学、NPO 等の「民」のノウハウや新たな発想が十分に生かされるよう、官民が連携し、それぞれの強みを持ち寄ることが重要である。また、被災地で進む先進的な取組を加速化させるとともに、蓄積されたノウハウを普及・展開することが必要となる。

こうした認識の下、復興庁では、以下の①～④の取組等を進めている。

①先進的な取組の加速化

被災地は複雑かつ困難な課題を抱えているが、行政のみならず、民間のノウハウや新たな発想により、既にコミュニティ形成等の地域課題の解決や産業・生業の再生などに係る先進的な取組が芽生えている。「新しい東北」の創造に向けては、全国のモデルとしていくため、こうした先進的な取組を加速化することが重

要である。

このため、復興庁では、平成 25 年度～平成 27 年度まで「『新しい東北』先導モデル事業」を実施し、平成 28 年度以降は、蓄積されたノウハウ等の普及・展開に取り組んでいる。

②官民連携を推進する情報基盤の整備

被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手（企業・大学・NPO 等）により、復興に向けた様々な取組が進められている。こうした担い手が互いの取組状況やノウハウに関する情報共有・意見交換を行う基盤として、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPO 等のトップを設立発起人として、平成 25 年 12 月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立した。同協議会は、令和 5 年 3 月時点で 1,290 団体の会員を擁している。

同協議会においては、被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベントの情報を集約したウェブサイトを開設するとともに、被災 3 県ごとに県、大学、金融機関、連携復興センター等を構成員とする意見交換会を開催するなど、様々な主体間の連携、先進的な取組の普及・展開などのきっかけづくりの場の提供等を行っている。

③「新しい東北」の創造に向けた取組に関するノウハウの普及・展開

「新しい東北」の創造に向けた取組の推進により蓄積されたノウハウについては、被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じて普及・展開を図ることとしている。

平成 26 年度に、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、地方公共団体等をメンバーとする「地域づくりネットワーク」を設置し、地方公共団体や NPO 等に対し、課題発見から課題解決事業の企画立案に対するきめ細かな支援を実施している（地域づくりハンズオン支援事業）。このような支援により、地域課題解決に向けた道筋を立てることができた地方公共団体や NPO 等の件数は、令和 4 年度までに 53 件に上っている。

また、平成 26 年度に、同協議会の下に、金融機関等をメンバーとする「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」を設置し、金融機関等と産業復興に関する情報共有・意見交換を行うなど、被災地での新たな資金供給の創出を目指した取組を実施している。

平成 27 年度には、更に、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制を構築し、企業復興支援体制を強化するため、同協議会の下に、「企業連携グループ」を設置した。

「企業連携グループ」では、多様な機関から提供される多様な産業復興施策を、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の担当職員等を通じて、現場の企業に浸透させるとともに、各種専門家の知識・ノウハウや、民間復興支援団体・組織の支援活動を提供するため、「結の場」、新ハズオン支援事業（（３）②（ⅴ）販路開拓、新事業の立上げ等支援を参照）を実施している。このような支援により、被災地域企業が抱える経営課題の改善に寄与している。

④情報発信の強化

「新しい東北」の創造に向けて、被災地で進むコミュニティ形成等の地域課題の解決や産業・生業の再生等につながる新たな取組の普及・展開や広範かつ継続的な復興の輪の拡大を図る観点から、「新しい東北」の成果等について情報発信を行うことが必要である。

このため、被災地で進む「新しい東北」の創造に向けた活動の普及・展開を促進するべく、『『新しい東北』復興・創生の星顕彰』（平成 28 年度から令和 2 年度までは『『新しい東北』復興・創生顕彰』）を実施し、令和 4 年度においては 10 件を選定した。

また、平成 29 年度から被災地域の課題解決・支援を目的としたワークショップ等を開催し、令和元年度からは、都内及び被災地において「Fw:東北 Fan Meeting」を開催し、参加者間のネットワークの構築等を促進している。

さらに、令和 4 年 1 月からは「Fw:東北 Fan Meeting 暮らし発見塾」として、首長のトップセールスによる移住促進等を行うワークショップを開催している。

（６）地方創生との連携強化

人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地において、復興を成し遂げるためには、地域の特性や震災からの復興の経験等も踏まえつつ、「デジタル田園都市国家構想交付金」等の地方創生施策をはじめとする政府全体の施策を総合的に活用することが重要であることから、以下の取組を実施している。

①復興局職員の内閣府併任による地方創生施策の相談窓口機能の強化

令和 2 年度から、復興局職員の一部について、内閣府地方創生推進事務局職員としての身分も併せて持つようにすることで、沿岸市町村の地方創生に関する交付金の新規申請に係る実施計画策定への指導・助言を実施している。

併任職員の数は、令和 5 年 9 月末時点で、岩手復興局で 4 名、宮城復興局で 9 名、福島復興局で 4 名となっている。

②地方創生人材支援制度の活用

国家公務員、大学研究者及び民間専門人材を、副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として地方公共団体に派遣する地方創生人材支援制度により、被災３県の沿岸市町村に対して派遣を行っている。

令和５年９月末までにおける被災３県の沿岸市町村への派遣実績は、以下のとおりである（括弧内に派遣年度と派遣元を記載。）。

- ・岩手県：久慈市（平成２７年度・大学）、山田町（平成２７年度・農林水産省、平成２９年度・農林水産省）、洋野町（平成２９年度・農林水産省）、釜石市（令和元年度・総務省）、宮古市（令和３年度・民間企業[デジタル分野]）
- ・宮城県：東松島市（平成２７年度・財務省）、女川町（平成２７年度・民間企業）、気仙沼市（平成２８年度・総務省）、岩沼市（令和３年度・民間企業[デジタル分野]、令和５年度・民間企業[デジタル分野]）、名取市（令和４年度・民間企業[デジタル分野]２名）、山元町（令和５年度・民間企業３名　うち[デジタル分野]１名）
- ・福島県：相馬市（平成２８年度・国土交通省）、南相馬市（平成２８年度・総務省、令和３年度・民間企業３名、令和５年度・民間企業５名　うち[グリーン分野]１名）、富岡町（令和４年度・民間企業）、双葉町（令和５年度・民間企業）、浪江町（令和５年度・経済産業省）

③プロフェッショナル人材事業の沿岸部展開への支援

道府県が地域の関係機関等と連携し、地域企業の「攻めの経営」への転身に資するプロフェッショナル人材とのマッチングをサポートする取組（プロフェッショナル人材事業）を推進しており、被災３県における成約件数は、令和２年４月から令和５年９月末までの累積で、岩手県で２０７件、宮城県で８３２件、福島県で１７１件となっている。

また、当該事業の拠点（プロフェッショナル人材戦略拠点）の設置経費の一部をデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）で補助しており、岩手県では令和３年４月に宮古市にプロフェッショナル人材戦略拠点の支所を整備するなど、震災により甚大な被害を受けた沿岸地域のニーズにきめ細かく対応している。

④復旧・復興事業とデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業との連携

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・

Society5.0 型)) の審査において、「復興庁の復旧・復興事業と連携した地方への人の流れを創出する事業」については、他施策との戦略的な連携を図るものとして、「政策間連携」の項目で高い評価となる。

被災3県の沿岸市町村におけるデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0 型））の令和5年度の採択件数は、岩手県で15件（市町村平均は約1.3件）、宮城県で28件（市町村平均は約1.87件）、福島県で8件（市町村平均は0.5件）となっている（全国での採択件数は計2,172件、全国の市町村平均は約1.3件）。

⑤各種地方創生関連セミナー等の活用

地方創生に関する各種セミナー（地方公共団体等に向けたRESAS研修、プロフェッショナル人材事業関係セミナー等）について、被災地においても積極的に開催している。

2 原子力災害被災地域

(1) 現状と取組の方向性

原子力災害による被害は、福島全体の生活環境に大きな影響を与え、福島県の人口は震災前の約 202.9 万人から令和 5 年 9 月 1 日時点で約 176.9 万人（福島県現住人口調査）まで減少し、震災以降増加した県外転出による人口の流出分の回復には至っていない。また、長期にわたる避難状態が継続していることに伴う課題の顕在化やいまだに根強く残る風評被害等も続いている。

原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、令和 3 年 3 月 9 日に閣議決定した第 2 期復興基本方針等に基づき、第 2 期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生に向けて取り組む。

(2) 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施

(i) 廃炉

福島第一原発の廃炉については、国が前面に立って、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定(令和元年 12 月 27 日最終改訂)。以下「中長期ロードマップ」という。)を踏まえ、国内外の英知を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

燃料デブリの取り出しについては、1 号機において令和 4 年 2 月から、水中 ROV（遠隔操作ロボット）による原子炉格納容器内部の調査を実施し、原子炉圧力容器を支えるペDESTAL の状態や堆積物の状況について多くの情報が得られた。また、2 号機における燃料デブリの試験的取り出しに向けて、取り出しに用いるロボットアームについて、令和 4 年 2 月から、原子炉実寸大模型を用いて試験・訓練を実施するとともに、原子炉格納容器内部につながるハッチの開放に向けた作業に取り組むなど、令和 5 年度後半半目途の取り出し着手に向けた準備を進めている。

使用済燃料プールからの燃料の取り出しについては、平成 26 年 12 月に 4 号機、令和 3 年 2 月に 3 号機において、取り出しを完了した。ダスト飛散の抑制など安全確保最優先で進めるべく、1 号機では原子炉建屋を覆う大型カバーを設置する工法により令和 9 年度～10 年度に、2 号機では建屋を解体せず建屋南側からアクセスする工法により令和 6 年度～8 年度に取り出しを開始し、令和 13 年以内に 1 号機～6 号機全ての取り出しを完了することに向けて作業を進めている。

廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備については、平成 29 年 4 月に、国内外の英知を結集し、福島第一原発の廃止措置等に向けた研究開発と人材育成を加速させるための拠点である JAEA「廃炉国際共同研究センター」(現: JAEA「廃炉環境国際共同研究センター」) 国際共同研究棟の本格運用が開始された。また、平成 27 年度に遠隔操作機器の開発・実証が可能な JAEA「櫛葉遠隔技術開発センター」、平成 29 年度に放射性物質の分析・研究を行う JAEA「大熊分析・研究センター」の施設管理棟、令和 4 年度に同センター第 1 棟の運用が開始されており、現在、同センター第 2 棟の整備を進めている。

(ii) 廃棄物対策

廃棄物対策については、増設固体廃棄物貯蔵庫や減容処理設備の整備を進めており、令和 10 年度内までにがれき等の屋外での保管を解消することを目指している。また、東京電力において、令和 3 年 10 月に中長期ロードマップにおける廃棄物対策に係る目標工程である「処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見通し」が公表された。

この技術的な見通しを踏まえ、固体廃棄物の特徴に応じた廃棄物ストリーム(性状把握から処理・処分に至るまで一体となった対策の流れ)の構築に向けて、性状把握を進めつつ、処理・処分方策の選択肢の創出とその比較・評価を行い、固体廃棄物の具体的管理について全体として適切な対処方策の提示に向けた検討を進めていく。

(iii) 汚染水・処理水対策

汚染水対策については、既に凍結が完了した凍土壁やサブドレン等の機能と併せ、地下水を安定的に制御することで、汚染水発生量が大幅に抑制されており、令和 4 年度には、対策実施前の 1/6 程度となる約 90 m³/日まで低減させた。今後も、1 号機～4 号機建屋周辺の敷地舗装範囲の拡大や、局所的な建屋止水等を計画的に進めることで、汚染水発生量を令和 10 年度までに約 50 m³～70 m³/日以下に低減することを目指す。

建屋内滞留水については、1 号機～3 号機原子炉建屋、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋を除き、令和 2 年に各設備内に給水ポンプを設置し、床面露出状態を達成した。また、令和 5 年 3 月に中長期ロードマップのマイルストーン(主要な目標工程)である、2022 年度～2024 年度に、原子炉建屋滞留水を、2020 年末の半分程度に低減することを達成した。

ALPS 処理水の処分については、ALPS 処理水処分基本方針において、各種法令等を厳格に遵守するとともに風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、海洋放出する方針を公表し、その後、自治体や農林漁業者等との意見交

換を重ね、安全確保、風評対策・なりわい継続にかかる各取組を実施してきた。令和5年8月には、第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議と第6回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議の合同会議において海洋放出開始時期を決定し、その後、8月24日から海洋放出が開始された（詳細については、「第1部 特集（TOPICS）」の「Ⅱ 特集② ALPS処理水の海洋放出と風評対策等」を参照。）。

②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信

長期に及ぶ廃炉作業を実施する上では、地域・社会の関心や疑問に応え、丁寧で分かりやすい説明に努め、不安を払拭し、廃炉に関する取組への理解を得ることが不可欠である。このため、地域の皆様をはじめとした様々な立場の方々と双方向のコミュニケーションの充実を図っており、福島第一原発の視察や、地域でのイベント等の機会を捉え、対策の進捗情報等について地域・社会の関心や疑問に直接応える機会を設けている。

また、廃炉の進捗状況等を伝える動画（「一歩ずつ、福島未来へ」）及びパンフレット（「廃炉の大切な話 2022」）を作成しているほか、「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」についても改善を行い、分かりやすい情報発信に努めている。コンテンツ制作においては、地元の方々の関心や疑問・不安に応えるため、事前に地元の方々の意見を聴取して反映するなど、双方向性を意識した対応を行っている。

特に、ALPS処理水については、被災地や漁業関係者の皆様が風評被害への懸念を持たれていることを真摯に受け止め、政府全体が一丸となって、懸念を払拭するためのモニタリングや徹底した情報発信を行い、説明を尽くすための広報活動に取り組んでいる。例えば、地元自治体や農林漁業者のほか、販売員等消費者から直接質問を受ける可能性のある方々や、メディアに対する説明会を実施するとともに、解説動画やチラシ等の分かりやすいコンテンツを作成・公開している。また、総合モニタリング計画に基づき、以前から海域モニタリングを実施しており、令和5年8月の放出開始後は速報性を優先した分析を実施するとともに測定頻度を増やすなど、モニタリングを更に強化・拡充している。それらの結果は、ウェブサイト上に公開し、随時更新している。

加えて、国際的な取組として、各国の在京大使館等向けに廃炉の現状について、累次にわたってブリーフィングを行っている（直近では令和5年8月に実施。）。さらに、福島第一原発の廃炉等に関する英語版動画やパンフレットなどの説明資料を作成し、IAEA総会サイドイベントや要人往訪の機会を活用するなど、様々なルートで、海外に向けて情報発信を行っている。

③作業員の労働環境改善等

福島第一原発では、建屋周辺の敷地内舗装工事等により線量低減対策を進めてきた結果、平成 30 年 5 月以降、構内の 96%のエリアで一般作業服等での作業が可能となっている。

また、軽装備化や安全通路の整備等、作業時の負担軽減・労働環境改善の取組が実施されており、令和 4 年に実施された作業員アンケートにおいては、福島第一原発の労働環境について、9 割近い方々に「安心とを感じる」、「まあ安心とを感じる」と評価をいただくなど、労働環境改善等が進んでいる。

なお、新型コロナウイルス感染症が引き続き流行していることを踏まえ、福島第一原発では、出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による 3 密回避等の感染拡大防止対策を引き続き行っている。

（３）環境再生

①除染実施計画に基づく面的除染

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）及びそれに基づく基本方針等に基づき、平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く 8 県 100 市町村の全てで面的除染が完了した。このうち、国が直轄で除染を行う除染特別地域については、平成 29 年 3 月末までに帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染が完了しており、その総数・総面積は、宅地約 2 万 3,000 件、農地約 8,700ha、森林約 7,800ha、道路約 1,500ha に及ぶ。市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域については、平成 30 年 3 月末までに全ての市町村で面的除染が完了しており、その総数・総面積は、住宅約 57 万戸、公共施設等約 2 万 4,000 施設、農地・牧草地約 3 万 3,000ha、森林（生活圏）約 4,800ha、道路約 2 万 4,000km に及ぶ。

また、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域についても、令和 5 年 9 月末時点で除染の進捗は 9 割を超えておりおおむね実施済みである。

福島県内では、これまで 1,372 か所の仮置場のうち 1,349 か所で除去土壌等の搬出を完了し、そのうち 1,183 か所で原状回復等を完了している（除染特別地域は令和 5 年 8 月末時点、汚染状況重点調査地域は令和 5 年 3 月末時点）。引き続き、除染特別地域の 21 か所、汚染状況重点調査地域の 2 か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。

今後も、除去土壌等の適正管理等の必要な対策を行うとともに、栃木県那須町（令和 2 年 3 月に終了）、茨城県東海村及び宮城県丸森町の 3 か所における埋立

処分実証事業を通じて、福島県外の除染に伴って発生した土壌の処分方法を検討していく。

②中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分・再生利用に向けた取組

(i) 用地取得・施設整備

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、用地取得、施設整備、仮置場等からの除去土壌等の搬入が着実に進捗している。

施設整備に必要な用地取得については、令和5年9月末までに1,865人、約1,287ha（全体の80.4%、民有地については93.9%）の用地を取得している。地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であり、引き続き、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいく。

また、施設整備については、令和2年3月には中間貯蔵施設の全ての工区・施設において除去土壌と廃棄物の処理や貯蔵を開始するなど、着実に進捗している。

(ii) 仮置場等から中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入

仮置場等から中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入については、令和3年度末までに福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く。）をおおむね搬入完了するという目標を達成し、令和4年度は特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進めた。令和5年度も引き続き、特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進めており、令和5年9月末までの搬入量は合計1,362万 m^3 となっている。引き続き、安全で円滑な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や必要な道路交通対策の実施等、関係する機関や市町村と十分に連携を取りつつ、地元の理解と協力の下で安全かつ確実な輸送に取り組んでいく。

(iii) 中間貯蔵施設に保管されている除去土壌等の最終処分・再生利用

除去土壌等の最終処分については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務として、「国は、（中略）中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが規定されている。

県外最終処分の実現に向けては、除去土壌等の再生利用の推進や減容技術の開発等により、最終処分量を減らすことが重要であり、平成28年4月に公表した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、取組を着実に進めている。

平成 28 年 6 月には、除去土壌等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」を取りまとめており、これらに沿って平成 29 年 4 月から実施した南相馬市における除去土壌の再生利用実証事業では、空間線量率等のモニタリング結果から、安全性を確認した。

飯舘村（長泥地区）においては、村内に仮置きされている除去土壌を活用した再生利用実証事業を進めており、令和 4 年度は農地造成、水田試験及び花き類の栽培試験を実施した。農地造成については、令和 3 年 4 月に着手した除去土壌を用いた盛土が、令和 4 年度末までにおおむね完了しており、水田試験により、水田に求められる機能をおおむね満たすことを確認した。これまでに実証事業で得られたモニタリング結果からは、施工前後の空間線量率に変化がないこと、農地造成エリアからの浸透水の放射性セシウムはほぼ不検出であること等の知見が得られており、再生利用を安全に実施できることを確認している。

また、令和 4 年 10 月には、道路整備での再生利用について検討するため、中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業にも着手した。

再生利用・県外最終処分に向けては、全国での理解醸成を図ることが重要であり、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する全国各地での対話フォーラム、一般の方向けの実証事業現地見学会や大学生等への環境再生事業に関する講義等の取組を実施している。

③福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の処理

福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物については、令和 5 年 9 月末時点で、約 338 万トンの災害廃棄物等（帰還困難区域のものを含む。）を仮置場に搬入しており、そのうち、可燃物約 58 万トンは焼却処理済、約 233 万トンは再生利用済である。可燃物については、各市町村に設置した仮設焼却施設等で減容化を行っており、11 市町村のうち 8 市町村で減容化処理を完了している。また、可燃性の指定廃棄物のうち、令和 3 年 12 月末時点で指定されている農林業系廃棄物や下水汚泥については、広域処理により令和 4 年 2 月に処理が完了した。

福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物については、10 万 Bq/kg 以下のものは既存の管理型処分場（特定廃棄物埋立処分施設）や双葉地方広域市町村圏組合が所有する管理型処分場（クリーンセンターふたば）に搬入し、10 万 Bq/kg を超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

既存の管理型処分場（特定廃棄物埋立処分施設）の活用については、平成 29 年 11 月に処分場への搬入を開始し、令和 5 年 9 月末時点で 29 万 3,165 袋の埋立処分を行っている。また、平成 30 年 3 月までに、処分場の立地する富岡町及

び檜葉町の地元 4 行政区と安全協定を締結している。さらに、平成 30 年 8 月には特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を開館しており、ここを拠点として情報発信に努め、引き続き、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていく。

特定復興再生拠点区域の整備に伴う廃棄物等の処分については、令和元年 8 月 5 日に、双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び環境省の間で、同組合が所有する管理型処分場（クリーンセンターふたば）を活用することに関する基本協定を締結しており、令和 5 年 6 月に特定廃棄物の搬入を開始し、同年 9 月末時点で 2,252 袋の埋立処分を行っている。

④福島県外の指定廃棄物の処理

指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針において、当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において行うこととされている。

平成 24 年 3 月、政府は、既存の廃棄物処理施設をできる限り活用して、指定廃棄物の処理を進めることを原則としつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県については、国が当該県内に必要な処理施設を確保する方針を公表した。この方針に基づき、宮城県では平成 26 年 1 月に 3 か所、栃木県では平成 26 年 7 月に 1 か所、千葉県では平成 27 年 4 月に 1 か所、詳細調査候補地をそれぞれ公表した。その後、詳細調査の実施について理解が得られるよう、地元に対して丁寧な説明を重ねてきたが、地元からの懸念の声もあり、令和 5 年 9 月時点では詳細調査は実施できていない状況にある。

平成 28 年 4 月には、指定廃棄物が 8,000Bq/kg 以下となった場合に環境大臣が一時保管者や解除後の処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で指定を解除することができる仕組みを整備し、令和 5 年 6 月末までに約 3,838 トンの指定が解除された。

今後も、詳細調査の実施について地元の理解を得られるよう働きかけを続けるとともに、各都県それぞれの状況を踏まえて、保管場所の集約、指定解除の仕組みを活用した処理等、各都県の具体的な課題の解決に向けた取組を進めていく。

（４）避難指示解除

①避難指示区域の見直し

福島第一原発の事故発生を受けて設定された警戒区域及び計画的避難区域については、平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定に基づき、平成 24 年 4 月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、線量水準に応じ、①避難指示解

除準備区域、②居住制限区域及び③帰還困難区域の3つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成25年8月、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11市町村全てについて完了した。

＜参考：区域見直し後の避難指示区域＞

①避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域。 当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
②居住制限区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあると確認された地域。 将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。
③帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超える地域。

*平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定を基に復興庁作成

②避難指示解除準備区域等及び特定復興再生拠点区域における避難指示解除

国は、『『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂』（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、住民の帰還を可能にするため、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。

平成26年4月1日の田村市の避難指示解除準備区域の解除に始まり、令和2年3月4日の双葉町の避難指示解除準備区域の解除を最後に、帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示の解除が実現した。

帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、令和2年3月のJR常磐線の全線開通に併せて、双葉町、大熊町及び富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除を初めて行い、令和4年6月には葛尾村及び大熊町、同年8月には双葉町、令和5年3月には浪江町、同年4月には富岡町（夜の森・大菅地区）、同年5月には飯舘村の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。長期間にわたり帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還が可能となり、福島復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。引き続き、住民の帰還促進に向け、生活環境の整備や産業・なりわいの再生に取り組んでいく。

なお、令和5年5月時点で、福島県全体の避難者数は約2.7万人、令和5年3月時点で、避難指示区域からの避難対象者数は、約8千人⁴となっている。

【 → 参考資料②⁹ p138】

⁴ 市町村から聞き取った情報（令和5年3月31日時点の住民登録数）を基に、内閣府原子力被災者生活支援チームが集計。

<参考：避難指示解除の経緯>

●避難指示解除準備区域、居住制限区域の解除の経緯

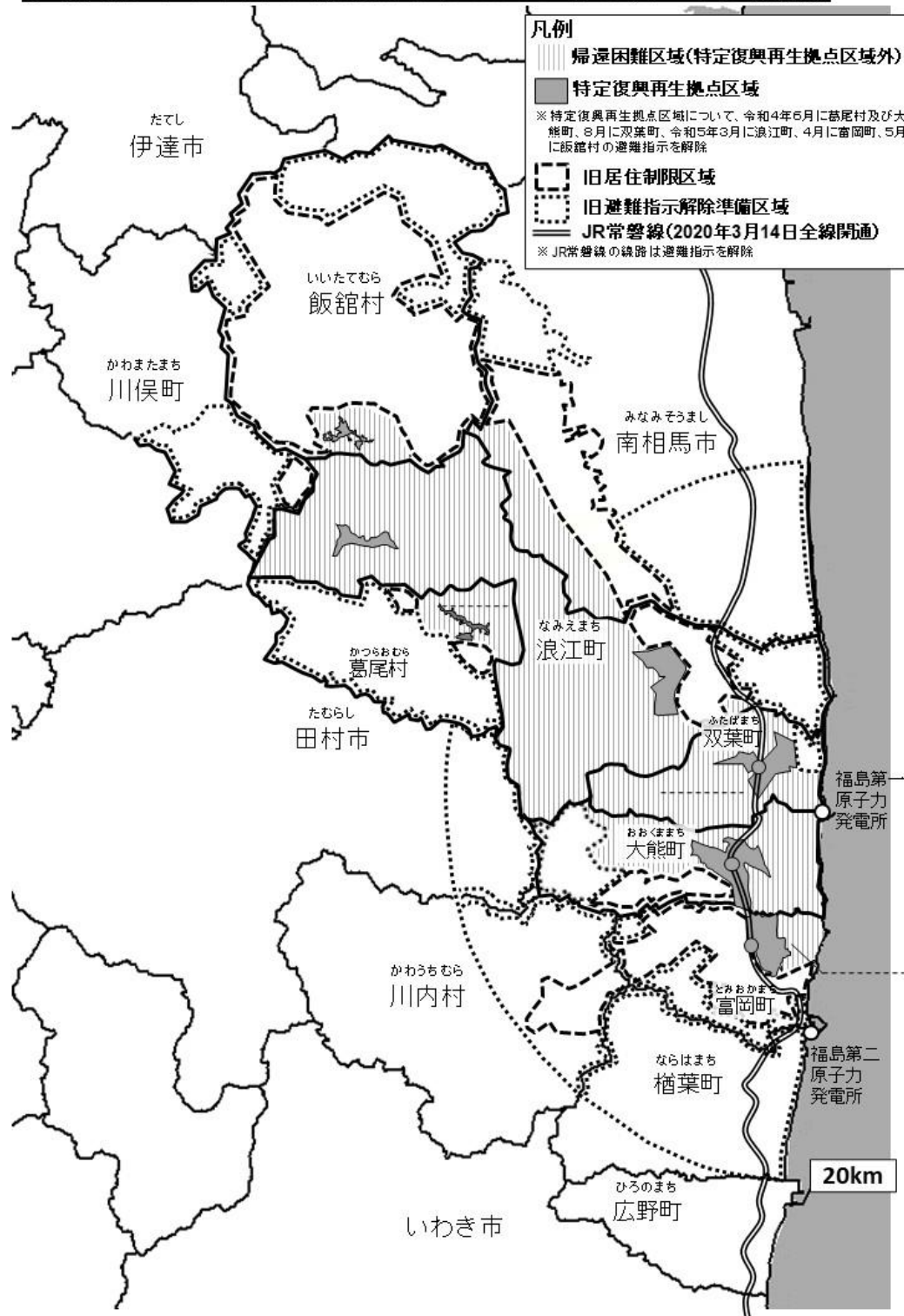
解除日	市町村名
平成 26 年 4 月 1 日	田村市
平成 26 年 10 月 1 日	川内村（一部）
平成 27 年 9 月 5 日	檜葉町
平成 28 年 6 月 12 日	葛尾村
平成 28 年 6 月 14 日	川内村
平成 28 年 7 月 12 日	南相馬市
平成 29 年 3 月 31 日	飯舘村、川俣町、浪江町
平成 29 年 4 月 1 日	富岡町
平成 31 年 4 月 10 日	大熊町
令和 2 年 3 月 4 日	双葉町

●帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域の解除の経緯

解除日	市町村名
令和 2 年 3 月 4 日	双葉町（JR 常磐線双葉駅周辺）
令和 2 年 3 月 5 日	大熊町（JR 常磐線大野駅周辺）
令和 2 年 3 月 10 日	富岡町（JR 常磐線夜ノ森駅周辺）
令和 4 年 6 月 12 日	葛尾村
令和 4 年 6 月 30 日	大熊町
令和 4 年 8 月 30 日	双葉町
令和 5 年 3 月 31 日	浪江町
令和 5 年 4 月 1 日	富岡町（夜の森・大菅地区）
令和 5 年 5 月 1 日	飯舘村

<参考：避難指示区域の概念図（令和5年5月1日時点）>

避難指示区域の概念図（2023年5月1日時点）



* 内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

③帰還困難区域の取扱い

帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の1日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。このような方針を踏まえ、平成29年5月に福島特措法を改正し、帰還困難区域の復興及び再生に関する制度を創設した。具体的には、帰還困難区域のうち、5年を目途に避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域である「特定復興再生拠点区域」を、帰還困難区域をその区域に含む市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）が設定することができることとした。当該区域の復興及び再生を推進するため、避難指示解除後の土地利用を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を特定避難指示区域市町村が策定し、それに基づき、各事業主体が連携して、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を一体的かつ効率的に行い、集中的に整備に取り組むことにより、円滑かつ確実な帰還環境の整備を実現することを目指している。また、特定避難指示区域市町村において、特定復興再生拠点区域外も含めた帰還困難区域全体の将来像等を内容とした中長期的な構想が策定され、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の取組を行う場合は、国は当該構想を勘案して、それらを支援するため必要な措置を講ずるものとしている。

特定復興再生拠点区域については、平成30年5月までに、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）の計画を内閣総理大臣が認定し、帰還環境の整備を推進してきた。その後、上記②において記載したとおり、令和5年5月までに上記6町村において特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、住民の帰還が可能となった。特定避難指示区域市町村の状況は、それぞれ大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・移住等に向けた課題について、個別かつきめ細かに町村と議論し、引き続き取組を推進していく。

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外については、地元自治体の強い意向がある場合に適用される、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みとして、令和2年12月25日に、原子力災害対策本部において「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」を決定した。

また、令和3年8月31日に、原子力災害対策本部・復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解

除の取組を進めていくこととされた。この方針を実現するため、令和5年6月に福島特措法を改正し、特定避難指示区域の市町村長が、拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。

具体的には、特定避難指示区域市町村が、特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、認定された計画に基づき、国による除染等の実施や道路・上下水道等のインフラ復旧等の避難指示解除に向けた取組を進めることとしている。

大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町では令和4年度に、葛尾村では令和5年度に帰還意向調査を実施しており、そのうち、大熊町及び双葉町では、両町の一部区域について、令和5年度から先行的な除染を実施するため、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、令和5年9月に内閣総理大臣が認定を行った。その他の自治体においても計画の作成を進め、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく。

残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進めていく。

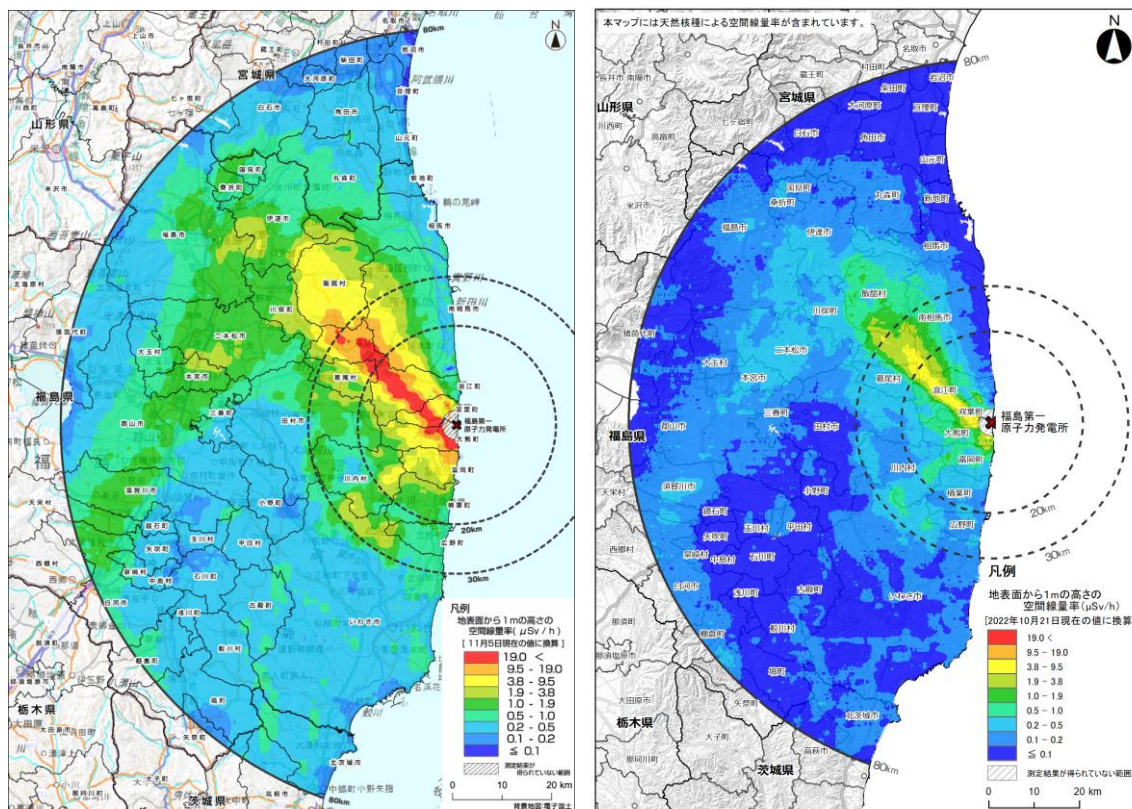
（５）帰還・移住等の促進、生活再建等

①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供

政府が定めた総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携し、福島第一原発の事故に係る状況に応じた環境放射線モニタリングを継続して実施している。

モニタリングを行う各機関は、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するため、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それらをウェブサイト上に公開し、随時更新している。原子力規制委員会においては、モニタリング情報を取りまとめたウェブサイトを活用し、モニタリング結果及びその活用に必要となる各種の附帯情報の集約・蓄積を図り、信頼性が高いデータベースの構築・公表を行っている。

＜参考：福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果
（原子力規制委員会）＞



* 左図は平成 23 年 11 月時点、右図は令和 4 年 10 月時点

②住民の帰還・生活再開に必要な環境整備等

住民の帰還促進等に向けた環境整備として、福島再生加速化交付金等の各種事業を活用し、放射線への健康不安や健康管理対策、道路・下水道・災害公営住宅等の整備、食品や衣料品の宅配サービスといった買い物環境に対する支援、医療・介護サービスの提供体制の整備、公立学校施設の整備、子どもの運動機会の確保のための運動施設の整備等を実施するとともに、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を実施している。

また、被災者の生活再建に向けた取組について、平成 30 年 7 月に、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議」において、「見守り体制」、「住まい」、「就労等」、「健康的な暮らし」といった視点から、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策」を取りまとめた。これを踏まえ、支援機関や地方公共団体と連携して、支援を希望する被災者への戸別訪問等を行い、心身の悩みへの相談・助言、就労や恒久住宅への移転のための支援等に取り組んでいる。

③被災者支援

避難の長期化や災害公営住宅への移転等、復興の進展に伴う新たな課題に対応するため、被災者支援総合交付金等を活用し、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合に向けた活動、高齢者等の見守りや心身のケア、住宅・生活再建の相談支援体制の強化等について、地方公共団体の取組を支援している。

特に原子力災害による避難者・被災者の心のケアについては、避難者・被災者は避難生活の長期化や新たな住まいへの移転等に伴う様々な悩み・不安を抱え、それがひいては精神面の問題にも及ぶおそれがあるなど、引き続き重要な課題である。そのため、平成 24 年 2 月から、「ふくしま心のケアセンター」において、専門家による相談対応や訪問支援（アウトリーチ）を行うとともに、メンタルヘルスに関する情報発信や普及啓発、人材育成、地方公共団体職員などの支援者に対する支援等を行っている。また、令和 3 年 4 月に「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、ふくしま心のケアセンターとも連携し、長期の避難生活等によって心のケアを必要とする子どもやその家族への支援を強化している。

④子ども被災者支援法

議員立法により成立した、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）は、被災者の不安解消や安定した生活の実現に寄与することを目的とし、被災者が居住、他地域への移動及び帰還を自らの意思で行うことができるよう、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等施策の基本となる事項を定めている。

平成 25 年 10 月 11 日に、関係省庁における被災者生活支援等施策の検討・実施状況も踏まえ、同法に基づき政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下「子ども被災者支援法基本方針」という。）について、閣議決定するとともに、同日付けで国会に報告した。平成 27 年 8 月 25 日には、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、子ども被災者支援法基本方針の改定を行った。

子ども被災者支援法基本方針に基づき、引き続き、福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業や福島県からの県外自主避難者支援体制強化事業をはじめとした様々な被災者生活支援等施策を実施している。

⑤魅力ある教育環境づくり

復興のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献し、

世界で活躍できる人材を育成することが重要である。また、福島 12 市町村への帰還・移住等を促進するためにも、魅力ある教育環境づくりが必要である。

このため、福島 12 市町村の小中学校について、地元での学校再開の支援を行うとともに、再開した学校において、地域を題材に探究活動に取り組む「ふるさと創造学」等の特色あるカリキュラムの編成・実証等を支援している。

また、双葉郡の中高一貫校として設置された「ふたば未来学園」を魅力ある学校とするため、海外研修や、双葉郡の課題と持続可能な世界の実現に向けた課題とを重ね合わせながら地域課題解決に向けた探究活動を行う「未来創造学」等の優れたカリキュラムの編成・実証等を支援している。

さらに、福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成を加速させるため、普通高校においては同構想を牽引するトップリーダーの育成、専門高校においては同構想の即戦力となる工業・農業・水産・商業の専門人材の育成を行うための教育プログラム開発等への支援を行うとともに、義務教育段階においてはイノベーションを担う人材の裾野を広げるための理数教育の推進等への支援を行っている。

⑥医療・介護・福祉に関する支援

(i) 医療・介護・福祉施設の復旧・復興及び人材確保等

福島県の医療・介護・福祉施設の復旧・復興については、避難指示解除の進捗に応じて、相双地域（相馬市、南相馬市、双葉郡及び相馬郡）の住民が故郷での生活を安心して再開できるよう、同地域の医療・介護・福祉の提供体制の再構築を進めていく必要がある。

医療については、地域医療再生基金を活用し、二次救急医療機関である福島県ふたば医療センター附属病院の開設等、双葉郡で必要とされる医療確保の支援や近隣地域の医療施設等と連携した医療提供体制の確保・充実に取り組んでいるとともに、修学資金の貸与、看護職員確保のための環境整備や職員資質向上、医師の招へい・派遣といった医師・看護師等の医療従事者の養成・確保のための取組を支援している。ただし、いまだに相双地域では 6 病院で入院機能の再開ができていない現状にある。また、医療施設に従事する人口 10 万人当たりの医師数は、全国でも、被災 3 県でも増加傾向にある一方で、相双地域では震災前よりも減少している。医療施設の再開支援や人材確保支援等を通じた医療のインフラ整備は引き続き重要であり、令和 4 年度予算において 29 億円、令和 5 年度予算でも 24 億円を計上している。

介護・福祉人材の確保については、相双地域における介護関係職種の有効求人倍率が依然として高い水準にあることを踏まえ、福島県で従事する人材を広域的に確保するため、貸付等の対象者の拡大や貸付限度額の引上げ等を行いなが

ら、相双地域等の介護施設等で就労を希望する者に対し、当該施設等で一定期間業務に従事した場合に返還免除となる初任者研修受講費や就職準備金の貸与、住まいの確保支援等を行っている。また、避難指示解除区域等の介護施設等に出向する応援職員を確保するための支援として、出向先事業所との給与差額や現地への赴任に係る経費を補助している。さらに、令和3年度からは相双地域から福島県内外にある介護福祉士等の養成施設に入学する者に対し、学校卒業後に相双地域の介護施設で一定期間従事した場合に返還免除となる教材費・住居費（通学費）を貸与しているほか、相双地域等の介護施設で6か月以上従事した者に対し、就労支援金の支給に係る経費を補助している。

また、介護・福祉人材の確保策を進めながら、介護施設等の当面の運営を支えるための支援も行っており、今後も、人材確保の取組や、介護施設等への支援を継続し、相双地域等における介護サービス提供体制の確保を図っていく。

（ii）医療保険料等の減免等

原発事故に伴う避難指示区域等において、保険者が国民健康保険料や国民健康保険の一部負担金等の減免等を行う場合に、国がその全額の財政支援を行っている。

この仕組みについて、第2期復興基本方針において「避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」とされたことから、関係自治体の意見を踏まえ、

- ・避難指示解除から10年程度で特例措置を終了すること
 - ・避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、対象地域を分けて施行時期をずらすこと
 - ・急激な負担増とならないよう、複数年かけて段階的に見直すこと
- といった方針に基づき、令和5年度以降順次見直しを行うこととしている。

⑦一団地の復興再生拠点の整備

福島特措法に基づく一団地の復興再生拠点整備制度によって、平成29年2月1日に大熊町大川原地区、同年3月23日に双葉町中野地区、平成30年3月30日に双葉町双葉駅西側地区、令和2年6月2日に大熊町下野上地区、令和3年12月1日に浪江町浪江駅周辺地区で都市計画決定がなされ、整備が進められてきた。

これらの復興再生拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、福島再生加速化交付金などの様々な支援策を柔軟に活用し、各町のニーズにワンストップで対応しつつ支援を実施している。

⑧原子力損害賠償の円滑な実施

原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）等を踏まえ、令和5年9月27日時点で、避難された住民や事業者等に対し総額約10兆6,670億円（本賠償として個人に対し約3兆2,990億円、法人・個人事業主などに対し約7兆8億円、自主的避難等に対し約3,671億円）の賠償金が支払われている。

原子力損害賠償に関する紛争について和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）では、中間指針に沿って申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介を行っており、令和5年6月末時点の速報値で、和解仲介手続を終えた28,354件の約80%に当たる22,547件で和解が成立している。

政府は、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行う原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、東京電力に対して資金の援助等を行っているとともに、東京電力の賠償の支払状況を継続的に確認し、申請者の実情に即した迅速かつ確実な賠償手続等のため、必要に応じて支援を行っている。また、損害賠償の早期請求を促すため、関係省庁等が連携して、福島県内の自治体等へのリーフレットの配布や、テレビCMによるお知らせ等の広報の取組を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会においては、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等の目安を示した指針等を順次策定してきた。令和4年3月に7件の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、同年12月には中間指針第五次追補を策定し、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害等に関して、これまで示してきた指針に加えて損害の範囲等の目安を示した。

また、令和4年12月に東京電力からALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害に対する賠償基準が公表された（詳細については、「第1部 特集（TOPICS）」の「Ⅱ 特集② ALPS処理水の海洋放出と風評対策等」を参照。）。

⑨長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援

長期避難を余儀なくされる避難者が、避難生活を安心して過ごせるようにするためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移ることが重要である。

そのため、国、福島県、受入市町村及び避難元市町村による協議会を設置し、復興公営住宅の整備をはじめとした具体的な協議を行い、長期避難者等の生活

拠点の形成に向けた取組方針を取りまとめており、これまでに14市町村で方針を策定し、公表している。あわせて、受入市町村において、平成25年度予算から交付金（平成25年度当初予算において「長期避難者生活拠点形成交付金」として創設し、平成25年度補正予算から「福島再生加速化交付金」に統合）により、復興公営住宅を中心に、道路改良等の関連基盤整備事業や、避難者の実情に応じた高齢者サポート施設等の基盤整備や入居者同士又は入居者及び地域住民との交流活動の支援等のソフト事業を一体的に実施している。

復興公営住宅については、平成30年度末までに全体整備計画戸数4,890戸のうち4,767戸の整備を完了していたところ、福島県は整備済の戸数で今後の入居需要を充足できる見込みであるとして、令和5年7月に、それまで整備保留としていた123戸の整備を取りやめることとし、復興公営住宅の整備を終了した。

また、応急仮設住宅に入居する全ての世帯が安定した住まいを確保できるようにするため、国、福島県及び市町村が連携して支援を行ってきた。令和元年度末に応急仮設住宅の供与期限を迎えた富岡町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域からの避難者を対象とし、国、福島県、市町村が参加する対応協議の場を開催した。その上で、応急仮設住宅に入居している全世帯に対して戸別連絡・訪問による相談支援を実施するとともに、住宅探しや転居手続の同行支援を含めた生活再建の支援を行った。

⑩避難指示区域等の住民の帰還意向

避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的に、避難指示がなされた市町村を対象として、国、福島県、各市町村による住民意向調査を平成24年度から実施している。令和4年度に実施した当該調査では、帰還意向について双葉町、富岡町、浪江町では、「戻らない」と回答した方の割合が5割程度となっている。

【 → 参考資料⑩ p138】

⑪既存ストックを活用したまちづくりの支援

避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速化させるため、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家などの既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切な活用に必要な取組の支援策として、令和元年度に福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）を創設した。また、令和元年度から帰還環境整備推進法人（現：帰還・移住等環境整備推進法人）が実施する特定の事業の用に供するために土地等の譲渡が行われた場合の課税の特例措置が講じられている。今後も空き地・空き家等の既存ストックの活用が進むよう、取組を継続していく。

⑫鳥獣被害対策の推進

福島第一原発の事故以降、避難指示区域等において住民不在の状況が続いた結果、イノシシなどの野生鳥獣の人里への出没が増加し、家屋に侵入するなどの被害が発生している。これらの鳥獣被害を放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがある。

このため、平成 29 年 1 月に「避難 12 市町村鳥獣被害対策会議」を発足させ、同会議において平成 30 年 3 月に「避難 12 市町村におけるイノシシ排除のための広域緊急戦略」、令和 3 年 3 月に「第二期避難 12 市町村におけるイノシシ対策のための広域戦略」を策定した。また、令和 5 年 3 月には、福島 12 市町村の行政担当者による効率的なニホンザル対策の実施に向けた「福島 12 市町村ニホンザル対策ハンドブック」を作成した。これらに沿って、野生鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などの鳥獣被害対策について、専門家の知見も活用しながら、関係省庁、福島県、市町村等と連携して取組を進めている。

⑬「福島 12 市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組

「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会」において、平成 27 年 7 月、30～40 年後の姿を見据えた令和 2 年の課題と解決の方向を「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言」として取りまとめた。

提言の進捗を管理する観点から、中期的な目標年として令和 2 年を設定し、提言の主要個別項目における具体的な課題と取組についてフォローアップを行ってきた。

令和 2 年を迎え、これまでの復興の進捗や福島特措法の改正等に鑑み、更なる重点的な施策の実施と加速化が必要なことから、令和 3 年 3 月に本提言の見直しを行った。見直しにおいて、本提言の実現に向けた第 2 期復興・創生期間における具体的な課題と取組は、国が策定する「福島復興再生基本方針」に即して福島県が作成する「福島復興再生計画」に継承されることとなった。また、移住・定住促進、交流人口・関係人口の拡大等の視点を新たに盛り込むとともに、取り組むべき施策の選択と集中の観点から、「国内で選ばれる地域とするために努力すべき領域」として「生活環境や産業・生業の再生」、「新産業の創出と集積」、「特色を持つひとづくり」、「復興に関する知見の体系化と活用」の 4 分野を提示した。

⑭移住・定住等の促進

東日本大震災の発災から 12 年以上が経過する中、原子力災害被災地域においては、住民帰還は徐々に進展しているものの、高齢者の割合が多く、若者や子育て世代などの帰還が進んでいない状況がみられる。また、避難指示解除に時間を

要した地域では、5割～6割の住民が「戻らない」との意向を示している。これらを踏まえれば、居住人口の増加や、まちのにぎわいの再生を図るとともに、地方公共団体の行財政基盤の確保にも資するよう、福島復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める必要がある。

このため、復興庁では令和2年6月の福島特措法の改正により、それまでの「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に拡充し、交流人口・関係人口の拡大や魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業を対象に追加した。また、新設された移住・定住促進事業を活用し、より効果的な移住促進策や、交流人口・関係人口拡大への支援策、住まいの確保等を含めた各市町村の独自性や地域の創意工夫を最大限引き出した施策に対する支援を、広域的・一元的に行う組織として、令和3年7月に「ふくしま12市町村移住支援センター」が設置されており、同センターと連携してきめ細かい支援を行っている。

このほか、経済産業省では、移住・定住等につながる人の呼び込みとして、令和3年3月に「事業創出の場」を立ち上げ、交流人口拡大につながる民間主導のプロジェクト作りを支援している。また、令和3年12月に、交流人口拡大につながる行政の取組の具体化に向けた「交流人口拡大に向けたアクションプラン検討会」を立ち上げ、浜通り地域等15市町村や関係省庁等の協力の下、令和4年5月に「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を経済産業省と福島県で取りまとめ、市町村連携による広域コンテンツ作り等の取組を支援している。こうした行政と民間の両輪の取組を後押ししていくことに加え、民間による誘客コンテンツ開発の支援や来訪者向けの消費喚起支援策により、交流人口の拡大に向けて取り組んでいる。

（6）福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

①福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、平成26年6月に、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめられたものである。

令和元年11月25日の第3回福島イノベーション・コースト構想推進分科会において、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す同構想の更なる具体化を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向けた国、県、市町村及び関係機関が進める取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」（以下「青写真」という。）の案について議論を行い、同年12月9日に復興庁、経済

産業省、福島県において取りまとめた。令和元年 12 月 20 日に閣議決定された「『復興・創生期間』後の東日本大震災からの復興の基本方針」において、同構想について、青写真に基づき取組を進めることとした（第 2 期復興基本方針においても同様の位置付けがなされている。）。さらに、青写真の内容を反映すべく、福島県による重点推進計画の変更申請について、令和 2 年 5 月 1 日に内閣総理大臣により認定を行った。重点推進計画の記載内容は、令和 3 年 4 月 9 日に内閣総理大臣により認定を行った福島復興再生計画に統合された。

同構想の実現に向けて、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信等の拠点整備や、環境・リサイクル分野、水素や再生可能エネルギーなどのエネルギー分野、農林水産業・医療関連・航空宇宙分野に係るプロジェクトの具体化、産業集積、人材育成等に取り組んでいる。

主な動きとしては、令和 2 年 3 月に全面開所した「福島ロボットテストフィールド」において、令和 5 年 9 月末までに、1,147 件の実証実験が行われるとともに、同フィールドを核としつつ、浪江町や南相馬市といった周辺地域に事業拡大する企業も出てきている。

また、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「フォローアップ」では、福島浜通り地域をスタートアップ創出の先進地とすることを目指し、実証フィールドの整備やスタートアップの実用化開発等の重点支援等を行うこととされた。これを受け、令和 5 年度より、地域復興実用化開発等促進事業（イノベ実用化補助金）において、スタートアップの優遇措置（スタートアップへの加点措置、大企業の補助率引き下げ）や、広域飛行ルートの整備を実施している。

②福島新エネ社会構想の実現に向けた取組

平成 28 年 9 月に策定した「福島新エネ社会構想」について、同構想の第 2 フェーズ（令和 3～12 年度）を迎えるに当たり、令和 3 年 2 月に第 7 回福島新エネ社会構想実現会議を開催し、再生可能エネルギーと水素を柱として、これまでの導入拡大に加え社会実装のフェーズにすることを目指し、同構想の改定を行った。その後、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けた意欲的な取組を福島県で先行的に推進すべく、令和 5 年 7 月に「福島新エネ社会構想加速化プラン」を策定した。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、共用送電線増強に取り組んでいる。増強予定の共用送電線総延長約 80km のうち 53km まで工事が完了し、送電事業が開始されている。引き続き、阿武隈山地ルートにおける共用送電線の敷設を完了させ、新設される風力発電所等との接続を進めるべく、順次整備を進めている。

水素社会の実現に向けて、令和2年3月、浪江町に世界有数となる10,000kWの水電解装置により再生可能エネルギーから水素を製造する「福島水素エネルギー研究フィールド」が開所した。ここで製造した水素は、いわき市にある水素ステーション、福島市のあづま運動公園や浪江町の道の駅なみえの燃料電池等に加えて、令和5年3月に開所した福島市の定置式水素ステーションに供給されている。

水素ステーションは、令和5年9月末までに福島県内で合計6か所が整備されており、令和6年度には大型・商用モビリティ水素ステーションが1か所整備される予定である。さらに、いわき市と郡山市における燃料電池小型トラックの実証が令和4年7月から開始され、県内2台目の燃料電池バスが令和5年4月から福島市と川俣町間で運行しているほか、水素利活用による工場の脱炭素化実証が着実に進展するなど、水素社会の実現に向けた動きが加速している。

③「福島再生・未来志向プロジェクト」

環境省は平成30年8月、除染をはじめとした環境再生の取組に加え、復興の新たなステージに向けた取組として、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を発足させるとともに、令和2年8月には、福島県と「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結し、未来志向の新たな環境施策を連携して推進している。

帰還困難区域の廃棄物処理及び産業創生を推進すべく、官民連携による不燃物リサイクル事業を採択し、令和2年10月に大熊町において不燃性廃棄物の再資源化施設が竣工した。また、令和3年度より、福島における自立・分散型エネルギーシステム等の導入に関して、「調査」「計画」「整備」を重点的に支援する「脱炭素×復興まちづくり」推進事業を実施しており、大熊町役場庁舎の太陽光発電システム導入等を行っている。

平成31年4月には、自然公園等の自然資源の活用による復興を目的とした「ふくしまグリーン復興構想」を策定し、令和2年11月には福島県、環境省、市町村、関係団体等が一体となり取組を推進するふくしまグリーン復興推進協議会を設立した。令和4年3月には、「磐梯朝日国立公園満喫プロジェクト磐梯吾妻・猪苗代地域ステップアッププログラム2025」を策定し、国立公園等の魅力向上を図る取組を実施している。

(7) 福島国際研究教育機構 (F-REI)

福島国際研究教育機構 (F-REI) は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力

の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものであり、令和5年4月に設立された（詳細については、「第1部 特集（TOPICS）」の「I 特集① 福島国際研究教育機構（F-REI）の設立・始動」を参照。）。

（8）事業者・農林漁業者の再建

①事業・生業（なりわい）の再建

避難指示等の対象となった福島12市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、福島12市町村の事業者等の自立に向けて、事業・なりわいの再建を図ることが重要である。

平成27年8月に国、福島県、民間により創設された「福島相双復興官民合同チーム」は、福島12市町村の事業者を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を聴取するとともに、その結果を踏まえ、専門家派遣による事業計画策定などの経営コンサルティング、設備投資、人材確保、販路開拓支援等を実施している（令和5年9月末までに、約5,800の事業者を個別訪問。）。また、平成29年9月からは、福島12市町村へのまちづくりの専門家支援、平成31年4月からは域外から創業等に取り組む者へのコンサルティング支援も実施している。

さらに、令和3年5月に、福島12市町村に加え、周辺3市町（いわき市、相馬市及び新地町）の水産仲買・加工業者等を支援対象に追加し、令和5年9月末までに100の事業者を訪問し、66の事業者に対して人材確保、販路開拓支援等を実施している。

今後とも、被災地域の事業・なりわいの再建に向けて、福島相双復興官民合同チームの取組等を通じて、個々の実情を踏まえたきめ細かな対応を粘り強く続けていく。

②企業立地支援による雇用創出・産業集積等

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害被災地域の産業復興を加速させるため、被災地域における雇用創出及び産業集積を図っている。

平成28年度に「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」を創設し、福島県の避難指示区域等を対象に、被災者の働く場を確保し、自立・帰還を加速させるため、工場等の新增設を行う企業等を支援しており、令和5年9月末までに、138件の交付決定を行った。

【 → 参考資料②⑤ p135】

③営農再開

福島県において速やかに営農再開ができるよう、地域農業の将来像の策定、農業関連インフラの復旧、除染後農地の保全管理、作付け実証、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策等の支援を行っている。

また、平成 29 年 4 月から、福島相双復興官民合同チーム「営農再開グループ」に担当課を設けて、農業者訪問担当員を拡充し、農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明等を実施している（令和 5 年 9 月末までに、約 2,600 名の農業者を訪問。）。

これらの取組により、田村市、南相馬市、川俣町（旧山木屋村）、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の約 5,500ha において、令和 5 年産米の作付けが実施された。また、伊達地方の特産品「あんぽ柿」の出荷量が震災前の約 8 割まで回復し、川俣町や飯舘村においてトルコギキョウの生産が回復するとともに、浪江町のトルコギキョウや川俣町のアンスリウムなどの新しい花き産地の形成が進行している。このほか、福島市や飯舘村等で復興牧場が設立され酪農が再開するとともに、川内村で新たにワイン用ぶどうの栽培が開始されるなど、農業の復興が進んでいる。

しかしながら、福島 12 市町村の被災農地面積（約 17,300ha）のうち、営農再開した面積は令和 5 年 3 月時点で約 8,015ha（約 46%）であり、営農再開の加速化が重要な課題となっている。令和 7 年度末に、営農再開面積を被災農地面積の 6 割とすることを目標に、農地・農業用施設等の復旧・整備、除染後農地の保全管理、作付け実証、農業用機械・施設等の導入等を促進している。

令和 3 年 4 月には、新たな担い手への農地の利用集積の促進、地元の担い手に加え外部からの参入も含めた農地の利用集積や 6 次産業化施設の整備を促進する特例を定める福島特措法の改正法が施行されている。また、市町村を越えて広域的に生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出に向けて、令和 3 年 8 月に福島県において農業者団体、福島 12 市町村、関係機関等による福島県高付加価値産地協議会が発足し、令和 4 年 7 月にはかんしょの育苗施設が完成するなど、産地の創出に向けた取組が進んでいる。

人的支援の強化の観点からは、令和 2 年 4 月から福島 12 市町村に農林水産省職員を派遣するとともに、サポートチームを富岡町に設置して支援に当たっている。

④森林・林業の再生

森林については、平成 28 年 3 月に復興庁、農林水産省、環境省の 3 省庁が取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林や、森林内の人が日常的に立ち入る場所等における除染を進めて

きた。また、除染後の事後モニタリングを実施していく中で、森林からの放射性物質の流出による再汚染が確認された場合には、放射性物質の流出防止対策を実施することとしている。さらに、下層植生の繁茂を促し土壌流出を抑制する効果のある間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を実施する事業や、林業再生に向けた実証事業等の取組を進めている。

この総合的な取組の主要施策である「里山再生モデル事業」については、選定した14のモデル地区の全てにおいて、令和2年6月までに事業を完了し、最終取りまとめを行った。その結果等を踏まえ、令和2年度からは「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を継続しており、令和5年9月までに10地区を選定し、事業を実施している。

さらに、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生を進めるため、きのこ栽培用の生産資材の導入等の支援に加え、特に、しいたけ等原木生産のための広葉樹林については、令和3年度に「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を立ち上げ、市町村が作成したしいたけ原木林の再生プランに基づき、令和4年度から伐採による計画的な再生を行うなど、特用林産物の生産の再開・継続のための取組を進めている。

加えて、福島県における木材の需要拡大と安定供給の確保に向けて、木材への放射性物質の影響に関する調査に引き続き取り組むとともに、安全性の確認された木材・木材製品の流通を確保するため、木材製品等の効率的な放射線量の測定・検査手法の検討、検査体制の構築を支援している。さらに、製材工場等で発生している樹皮（バーク）の処理や有効利用に係る実証への支援を行っている。

令和3年時点で、福島県における林業産出額は震災発生前の92%（平成23年：70%）の水準である。また、特用林産物については、令和5年9月時点で福島県を含めて22品目14県196市町村において出荷が制限されており、令和4年の福島県のしいたけの生産量は震災発生前の89%（平成23年：50%）の水準である。

放射性物質対策と一体となった間伐等の森林整備やきのこをはじめ特用林産物の産地再生が重要な課題となっており、引き続き、取組を進めていく。

⑤漁業の再生

漁業の再生に向けて、福島県においては、がれきの撤去・処理への支援、放射性物質濃度の測定調査、漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建の支援を実施してきた。復旧の希望がある漁船（復旧希望の可能性のある漁船を含む。）についてその99%が復旧したことも踏まえ、福島第一原発の事故以降に沿岸漁業及び底びき網漁業に関して続けられてきた「試験操業・販売」の取組を令和2年度末で終了し、令和3年4月から本格的な操業への移行を図っている。

一方、震災前と比べ、令和3年は海面漁業及び養殖業産出額は51%、水揚量は56%の水準となっている。特に、試験操業が続いていた沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は、震災前と比べ令和4年は22%の水準にとどまっている。水産加工業についても売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合は50%（令和5年2月時点）となっており、引き続き水揚量の増加や水産加工業の販路の回復が重要な課題となっている（ALPS 処理水の海洋放出に伴う対応については、「第1部 特集（TOPICS）」の「Ⅱ 特集② ALPS 処理水の海洋放出と風評対策等」を参照。）。

（9）風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

①風評払拭等に関する戦略・風評対策タスクフォース

風評払拭・リスクコミュニケーションの推進については、平成29年12月12日に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの観点から、関係省庁が一体となって、効果的な情報発信に取り組んでいる。

特に、ALPS 処理水の処分への対応については、復興大臣をトップとする風評対策タスクフォースにおいて、令和3年8月に、「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」を取りまとめ、対応を進めている（詳細は、「第1部 特集（TOPICS）」の「Ⅱ 特集② ALPS 処理水の海洋放出と風評対策等」を参照。）。

今後も現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、政府一体となって風評被害対策を強力に推進していく。

②被災児童生徒へのいじめ防止

文部科学省では、平成29年3月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを明記し、学校現場に対して対応の強化を求めるとともに、同年4月には、被災児童生徒へのいじめの防止について、文部科学大臣によるメッセージを発表した。また、その翌月に改正した福島特措法においては、被災児童生徒へのいじめ防止対策を追加している。

さらに、偏見や差別に基づくいじめを防止するため、福島県教育委員会作成の東日本大震災の経験を踏まえた道徳教材の積極的な活用を促進するとともに、放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育を充実するよう、全国の学校に促している。

③福島県の農林水産品のブランド力向上と販路拡大・開拓

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援している。具体的には、福島ならではのブランドの確立と産地競争力の強化、放射性物質の検査、国内外の販売促進、生産者の第三者認証 GAP 等の取得、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備、オンラインストア等を活用した新たな販路開拓、商談機会の拡大、大手量販店や専門鮮魚店等での販売促進等を支援している。

④福島県産農産物等の流通の実態調査等

農林水産省では、福島特措法に基づき福島県産農産物等の生産・流通・販売段階の実態を調査している。直近の令和 4 年度調査では、福島県産品と全国平均との価格差は徐々に縮小しており回復基調にあるが、牛肉や桃等の依然として震災前の水準まで回復していないものもみられること、また仲卸業者等の「納入業者」が納入先の福島県産品の取扱姿勢を実態よりも低く評価する認識の食い違いは総じてやや改善したこと等が明らかになっている。

⑤教育旅行を含めた観光復興

観光については、福島県における教育旅行の入泊数・校数とも震災前の水準を下回っている（福島県による令和 4 年度福島県教育旅行入込調査報告書）等の状況を踏まえ、関連予算を活用し、観光復興の取組を強化している（1（4）観光の復興を参照。）。

⑥輸入規制の撤廃

日本産農林水産物・食品に輸入規制措置を講じた 55 か国・地域に対して、政府一丸となって撤廃に向けた働きかけを行ってきた結果、これまでに、48 か国・地域が規制を撤廃し、規制を維持するのは中国、香港、マカオ、ロシア等 7 の国・地域となっている。直近では、令和 5 年 8 月に、EU、ノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタインが規制を撤廃した。

ALPS 処理水の海洋放出に伴い、令和 5 年 8 月、中国が日本産水産物の全面的な一時輸入停止を行ったほか、香港及びマカオが 10 都県産水産物等の輸入を停止し、10 月にはロシアが日本からの水産物の供給に対する中国の制限措置に加わった。中国等が従来の福島第一原発の事故に伴う輸入規制に加えて今般更に規制措置をとったことに関しては、様々な機会を通じて、科学的根拠のない輸入規制措置の即時撤廃を強く求めている。

今も規制が残る国・地域に対しては、規制の完全撤廃に向け、二国間会談等様々な機会を捉え、引き続き働きかけを行っていく。

⑦課税の特例

令和2年6月の福島特措法の改正により、福島県内において、風評被害に対処するための事業活動を行う事業者に対する、設備投資や雇用に係る課税の特例が設けられ、令和3年4月から施行されている。具体的には、特定風評被害⁵による経営への影響に対処するための特定事業活動⁶に係る特例が創設され、いまだ風評被害が根強く残る農林水産関連業や観光関連産業を対象業種として特定事業活動の用に供する機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除、特定被災雇用者等⁷を雇用した場合の税額控除等の措置が講じられている。

⑧放射線に係る住民等の健康管理

国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度第2次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。

同基金により福島県が実施している「県民健康調査」における外部被ばく線量を把握するための基本調査では、令和5年3月末時点で約57万人から回答があり、約56万人の推計が終了している。このうち、推計期間が4か月未満の方及び放射線業務従事経験者を除く約47万人の99.8%の方が5mSv未満となっており、この結果について、福島県「県民健康調査」検討委員会は、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している。

また、福島県は、内部被ばく線量を把握するためのホールボディ・カウンタ検査を希望する福島県民に実施している。令和5年9月末時点で、受診者の99.9%以上の方が1mSv未満となっており、その他の方も含めた結果について、福島県は「全員、健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」と評価している。

放射線に係る住民の健康管理については、引き続き、福島県が実施する県民健康調査について、財政的・技術的な支援を行うとともに、県民健康調査に携わる人材の育成を支援していく。

このほか、福島第一原発の緊急・復旧作業に従事した作業員等の健康影響に関する追跡調査も行っている。

【 → 参考資料③③② p139～p140】

⁵ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等不振並びに観光客の数の低迷。

⁶ 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動。

⁷ 平成23年3月11日において、福島県内の事業所に勤務していた方、福島県内に居住していた方のいずれか。

3 復興の姿と震災の記憶・教訓の発信

(1) 復興に係る広報

復興の進捗状況については、随時分かりやすく国内外に伝えていくことが重要である。そのため、ホームページや SNS 等の各種メディアを活用し、復興庁の活動や被災地の復興状況に関する広報を行っている。

また、令和4年11月にeスポーツを通じた復興広報として、J ヴィレッジで「e 復興サッカー選手権」を開催し、参加者及び配信視聴者等に被災地の現状と魅力に関する広報を行った。令和5年には、G7 広島サミット及び関係閣僚会合において、復興庁ブースの設置や会合のレセプション等での被災地産品の提供を通じ、復興の現状や被災地の魅力をアピールした。さらに、令和5年8月には、主に小学生を対象とした「こども霞が関見学デー」を復興庁にて開催し、東日本大震災やそこからの復興等について説明した。

(2) 「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信

「2025 年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について」（令和2年12月21日閣議決定）、第2期復興基本方針及び福島復興再生基本方針（令和5年7月28日閣議決定）においては、世界各国の注目が日本に集まる万博を最大限に活用し、東日本大震災から強く立ち上がる姿を国内外に向けて発信することが位置付けられている。また、令和5年6月の第6回国際博覧会推進本部で決定された

「2025 年大阪・関西万博アクションプラン Ver. 4」においては、

- ・未来社会・フューチャーライフに向けた被災地の復興や人・地域の魅力の情報発信
- ・被災地から生まれる未来社会に向けた最新技術などの創造的復興（Creative Restoration）の発信

を盛り込んだところである。

これらに基づき、万博の機運醸成に関する取組を進めており、令和5年10月30日から31日には、G7 貿易大臣会合の機会に合わせ、プレス等を浜通り地域へ招待するツアーを実施した。

引き続き、大阪・関西万博において、復興への支援に対する感謝の思いや、被災地の姿を世界に発信できるよう、被災地の自治体や関係機関等と連携しつつ、展示・イベントの内容案等について検討を進めていく。

（３）震災の記憶と教訓の後世への継承

①国営追悼・祈念施設

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承を行うとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国と地方が連携して、地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる国営追悼・祈念施設を整備することとしている。

岩手県陸前高田市、宮城県石巻市に設置する国営追悼・祈念施設については、平成 26 年 10 月 31 日の閣議決定を踏まえ、平成 27 年度に事業に着手し、令和 2 年度末に整備が完了した。両県の復興祈念公園内では、震災・津波の記憶や教訓等の国内外への伝承・発信を目的に、防災教育の更なる充実にも資する展示施設等が整備されている。

福島県浪江町に設置する国営追悼・祈念施設については、平成 29 年 9 月 1 日の閣議決定を踏まえ、平成 30 年度に事業着手した。令和 3 年 1 月に一部利用が開始され、令和 7 年度内での完成を目指し整備を進めている。

②復興全般にわたる取組の集約・総括

東日本大震災から 10 年が経過する中、その教訓を継承し、今後の大規模災害への対応に活用できるよう、令和 3 年 3 月に公表した「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」について、地方公共団体及び関係省庁との意見交換等を通じて活用及び普及展開を進めている。また、令和 5 年 6 月には、海外にも広く知見を展開するため、この教訓・ノウハウ集の英訳版を作成・公表し、ウクライナや、令和 5 年 2 月に大地震に遭ったトルコ・シリア両国の駐日公館に提供したほか、各国の在外公館等に周知した。

また、発災から 10 年間（第 1 期復興・創生期間が終了となる令和 2 年度まで）の政府の復興政策について、関係省庁とも連携して振り返りを行い、有識者会議における検討（令和 4 年 10 月より全 4 回）も経て、令和 5 年 8 月に「東日本大震災 復興政策 10 年間の振り返り」を公表した。

<参考：「東日本大震災 復興政策 10 年間の振り返り」の概要>

東日本大震災 復興政策10年間の振り返り



東日本大震災の教訓を継承するため、復興庁として、第1期復興・創生期間終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、外部専門家等の意見も聞き、これまでの10年間の復興政策を振り返り、その評価や課題をとりまとめ、公表（令和5年8月）。

〔目的〕

- ① 復興庁のみならず、各府省の取組を含め、**復旧・復興施策を網羅的に整理**
※ 政府の組織や法制度等の経緯・変遷を整理
※ 国の施策を中心に、趣旨、変遷、実績等を整理
- ② 東日本大震災が複合型の災害であったこと等に鑑み、復旧・復興で実施された過去に例をみない施策の評価や課題のとりまとめ
- ③ 南海トラフ地震など今後の大規模災害からの復興にあたって、東日本大震災の復興政策を参照して、教訓として活用できるよう、とりまとめ、記録として後世に残す

〔とりまとめの構成〕

- 総論（復興庁設置前/後に分けて整理）
震災の概要、組織体制、法制度、予算財源等
- 新たな取組
復興交付金、加速化措置、被災者支援総合交付金等
- 各論（被災者支援 / 住まいとまちの復興 / 産業・生業の再生 / 協働と継承）
地震・津波被災地域を中心に、原子力災害地域についても共通事項はあわせて整理
- 原子力災害固有の対応
除染、帰還・移住等促進、風評払拭等について整理
- その他関連資料

有識者会議

上記目的に鑑み、有識者の意見を伺うために令和4年度に有識者会議を設置し計4回開催。（10月24日、12月5日、2月27日、3月23日）

構成員

◎秋池玲子 ポストンコンサル 日本共同代表 大西隆 一般財団法人国土計画協会 会長
○増田寛也 日本郵政株式会社 社長 田村圭子 新潟大学危機管理センター 所長
今村文彦 東北大学災害科学研究所 所長 森沢烈 一般社団法人RCF 代表理事
(◎：座長、○：座長代理)

さらに、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」との連携や、「東日本大震災・原子力災害伝承館」への展示・研究への支援等、国及び地方公共団体等による震災・復興記録の収集・整理・保存・研究等を通じて、復興全般にわたる取組の集約が進められている。

また、被災の実情や教訓を伝承するための施設・遺構等の情報について、「3.11 伝承ロード」⁸の取組の一環として分類整理・ネットワーク化が図られているほか、令和5年3月には伝承施設の情報やモデルコース等を掲載した東日本大震災伝承施設ガイドを発行・公表し、教育機関や観光団体へ配付するなどの情報発信を行っている。加えて、令和5年7月に、JR 東日本が中心となって設立された「東北復興ツーリズム推進ネットワーク」に復興庁も参画しており、民間団体とも連携した伝承施設の情報発信等を行っている。

【 → 参考資料③ p141】

③防災教育の更なる充実

東日本大震災では、児童生徒等及び教職員の死者、行方不明者が700名を超

⁸ 震災伝承施設をネットワーク化し、防災に関する「学び」や「備え」を国内外に発信することで、震災を風化させず、後世に伝え続けていく取組。

えるなど甚大な被害が発生した一方で、防災教育の成果を生かして、児童生徒等が率先して避難した事例が見られ、防災教育の重要性が改めて認識された。

文部科学省では、その教訓も踏まえ、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月作成）や、教職員向けの指導用資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月作成）等を作成・配布するとともに、震災当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材（令和4年4月作成）を学校安全ポータルサイトにて配信している。

また、学習指導要領（平成29年3月告示）や「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日閣議決定）においても防災を含む安全教育に係る記述を充実させており、これらを踏まえ、引き続き震災の教訓を生かした学校防災に関する取組を推進している。

4 復興を支える仕組みと予算・決算

(1) 復興を支える仕組み

①復興特区の活用状況

復興特区制度は、東日本大震災復興特別区域法に基づき、地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（規制等の特例や税制・財政・金融上の特例）をワンストップで総合的に適用するものであり、地方公共団体が策定する計画に位置付けられた特例措置により、復興事業の円滑かつ迅速な推進に貢献してきたところである。

その対象区域（復興推進計画又は復興整備計画を作成できる区域）は、第2期復興・創生期間（令和3年度～令和7年度）においては、復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域（岩手県・宮城県の沿岸部及び福島県全域の3県86市町村）であり、11道県227市町村（令和2年度時点）からの重点化を図っているほか、復興特区税制の対象区域についても、被災3県の沿岸部42市町村に重点化を図っている。

復興推進計画の認定状況（令和5年9月末まで）について、特例措置別では、規制等の特例に係る計画は42件、税制上の特例に係る計画は37件、金融上の特例に係る計画は232件である（1つの復興推進計画に複数の特例（規制等／税制／金融）が盛り込まれている場合はそれぞれ計上しており、変更認定した復興推進計画は件数に含んでいない。）。

税制上の特例措置については、令和5年8月末までの指定件数は6,779件である（課税の特例ごとに指定を受ける必要があることから、1者で複数の特例について指定を受けている事業者等もある。）。

金融上の特例措置については、令和5年9月末までに、延べ232件の事業者を対象に利子補給を実施しており、総投資額1兆1,093億円を誘発し、9,389人分の雇用を新規創出している。

このほか、被災地の土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画については、令和5年9月末までに、岩手県内の12市町村、宮城県内の14市町、福島県内の13市町村において作成され、1,043地区で活用されている。

なお、令和2年復興庁設置法等改正法の附則では、施行後5年以内に東日本大震災復興特別区域法等の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

【 → 参考資料③④⑤ p142～p143】

②復興交付金の活用状況

復興交付金は、令和2年復興庁設置法等改正法により令和2年度をもって廃

止されたところであるが、その内容としては、一本の事業計画により市街地の再生等に必要な事業の実施を可能とし、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、機動的な復興事業の実施を可能としたものであった。

令和2年度までに、交付可能額通知を29回行っており、その事業費は約4兆1,695億円（うち国費は約3兆3,284億円）となっている。

また、復興交付金事業計画を策定した102地方公共団体のうち、令和5年3月現在で全ての事業を完了して実績評価を終えている地方公共団体は86となっている。

【 → 参考資料③⑥⑦ p144～p146】

③福島再生加速化交付金等の活用状況

（ⅰ）福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の活用状況

放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備、移住・定住の促進等の事業に対する支援を実施している。平成25年度補正予算における制度創設から令和5年9月29日までに交付可能額通知を44回行っており、事業費は約6,231億円（うち国費は約4,829億円）となっている。

（ⅱ）福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）の活用状況

復興公営住宅の整備を中心に、関連する基盤整備やコミュニティ維持などのソフト施策を一体的に実施している。平成25年度予算における制度創設から令和5年4月1日までに交付可能額通知を33回行っており、事業費は約2,521億円（うち国費は約2,190億円）となっている。

（ⅲ）子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）の活用状況

子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、子どもの運動機会の確保のための施設の整備、公的な賃貸住宅の整備、更には施設と一体となって整備の効果を増大させるプレイリーダーの養成等のソフト施策を支援している。平成25年度予算における制度創設から令和4年12月12日までに交付可能額通知を29回行っており、事業費は約478億円（うち国費は約228億円）で、運動施設61か所、遊具の更新643か所の整備等を進めている。

（ⅳ）地域情報発信交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））の活用状況

ALPS処理水の処分に伴う風評対策として、福島県内の自治体が自らの創意工

夫によって行う地域の魅力や食品の安全性等の情報発信の取組を支援している。令和3年度予算における制度創設から令和5年9月29日までに交付可能額通知を10回行っており、事業費は約34億円（うち国費は約17億円）となっている。

（v）福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）の活用状況
原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切な活用に必要な取組の支援を行っている。令和元年度予算における制度創設から令和5年9月30日までに、交付可能額通知を9回行っており、事業費は約5.1億円（うち国費は約4.0億円）となっている。

（vi）福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）の活用状況
福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化及び地元の復興・再生に寄与することを目的とし、浜通り地域等における取組等の情報発信、交流人口拡大、地域で新産業創出を目指す者への支援体制の構築等について支援を行っている。令和3年度予算における制度創設から令和5年4月1日までに、交付可能額通知を3回行っており、事業費は約16.5億円（うち国費は約8.3億円）となっている。

（vii）地域の希望復活応援事業（福島生活環境整備・帰還再生加速事業）の活用状況
公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進している。平成24年度予算における制度創設から令和4年度までの事業費は約713億円（全額国費）となっている。

④職員応援等の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中であって、当該事業を進めていくためには、被災地方公共団体に対する職員派遣等による人員やノウハウの提供が必要である。

令和4年4月時点で、被災地方公共団体からの要請を踏まえて、全国の地方公共団体から274人の職員が派遣されており、発災後からの延べ派遣数は令和3年度末で9万7,932人となっている。これに加え、公務員0B、民間実務経験者等を復興庁職員として採用し、令和5年4月1日時点で、58人を被災市町村に駐在させている。あわせて、被災地方公共団体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫や事務のアウトソーシング等、事業実施に必要な職員やそ

の労力を減らす取組を推進している。被災地方公共団体は、復興の推進のため、依然として多くのマンパワーを必要としている状況に変わりはなく、引き続き支援していく。

また、平成 28 年に発生した熊本地震や平成 30 年に発生した大阪府北部の地震、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風の際には、これらの災害で被災した地方公共団体に対して、東日本大震災で被災した地方公共団体の職員が派遣され、災害応急支援に当たっており、被災地方公共団体相互間の応援が行われている。

（２）予算・決算

①復旧・復興事業の規模と財源

第 2 期復興・創生期間における必要な復旧・復興事業を確実に実施するため、平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間における復旧・復興事業の規模と財源については、「令和 3 年度以降の復興の取組について」（令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定）に基づき、第 2 期復興基本方針において以下のように定めた。

- ・事業規模については、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間における復旧・復興事業費は、これまでの復興予算の執行状況を踏まえると、31.3 兆円程度と見込まれ、第 2 期復興・創生期間における復旧・復興事業費は 1.6 兆円程度と見込んでおり、平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間では、合計で 32.9 兆円程度と見込まれる。
- ・復興財源については、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間における復旧・復興事業に充てることとした 32 兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績を踏まえると、32.9 兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。
- ・原子力災害被災地域については、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うものとする。

②予算（令和 4 年度・5 年度）

（い）令和 4 年度東日本大震災復興特別会計予算

令和 4 年度東日本大震災復興特別会計予算は 8,413 億円であり、その概要は以下のとおりである。

- ・被災者支援 278 億円
避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住

宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- ・ 住宅再建・復興まちづくり 508 億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

- ・ 産業・生業（なりわい）の再生 347 億円

福島県農林水産業の再生、福島 12 市町村における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するとともに、ALPS 処理水の処分に伴う対策として、福島県をはじめとした被災県に対しての水産に係る加工・流通・消費対策や福島県における漁業者に対する人材育成の支援等の生産体制の強化を実施。

- ・ 原子力災害からの復興・再生 4,452 億円

原子力災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示解除区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や移住等の促進、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備及び管理運営等・放射性汚染廃棄物の処理・除去土壌等搬出完了後の仮置場の原状回復等を着実に推進。また、ALPS 処理水の処分に伴う対策を含めた農林水産・観光等における風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施。

- ・ 創造的復興 157 億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、国際教育研究拠点の構築、福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- ・ 東日本大震災の教訓継承事業 1 億円

東日本大震災の教訓を継承するため、第 1 期復興・創生期間の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、外部専門家等の意見も聞き、これまでの 10 年間の復興政策を振り返り、その評価や課題を取りまとめるほか、被災者をはじめとする国民の有する復興に係る知見の収集等を実施。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（919 億円）や復興加速化・福島再生

予備費（1,500億円）等を計上した。

（ii）令和5年度東日本大震災復興特別会計予算

令和5年度東日本大震災復興特別会計予算は7,301億円であり、その概要は以下のとおりである。

・ 被災者支援 249億円

避難生活の長期化等に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

・ 住宅再建・復興まちづくり 476億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

・ 産業・生業（なりわい）の再生 339億円

福島県農林水産業の再生、福島12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するとともに、ALPS処理水の処分に伴う対策として、福島県をはじめとした被災県に対しての水産に係る加工・流通・消費対策や漁業者に対する人材育成の支援等の生産体制の強化を実施。

・ 原子力災害からの復興・再生 4,170億円

原子力災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示解除区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や移住等の促進、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備及び管理運営等・放射性汚染廃棄物の処理・除去土壌等搬出完了後の仮置場の原状回復等を着実に推進。また、ALPS処理水の処分に伴う対策を含めた農林水産・観光等における風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施。

・ 創造的復興 236億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、F-REIの構築、福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- ・ 東日本大震災の教訓継承事業 1 億円

東日本大震災の教訓を継承するため、10 年間の政府の復興政策の経緯・課題等を取りまとめ、公表するとともに、被災者をはじめとする国民の有する復興に係る知見を収集し、整理。また、被災地における伝承活動を持続可能なものとするために東日本大震災の固有の課題等を調査し、整理。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（622 億円）や復興加速化・福島再生予備費（1,000 億円）等を計上した。

③決算（令和 4 年度）

令和 4 年度東日本大震災復興特別会計の決算は、歳入については、歳入予算額 9,222 億円に対し収納済歳入額は 1 兆 1,140 億円であって、予算額との差は 1,918 億円の増加となっている。

歳出については、歳出予算現額 1 兆 869 億円に対し支出済歳出額は 8,944 億円、翌年度繰越額 632 億円、不用額 1,292 億円である。

この結果、収納済歳入額と支出済歳出額の差額として 2,195 億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

参考資料

①これまでの基本方針等の主な内容 (p39 関連)

基本方針等	主な内容
東日本大震災からの復興の基本方針 (平成 23 年 7 月東日本大震災復興対策本部決定)	・復興の基本的考え方 ・復興期間 (10 年)、当初 5 年間 (集中復興期間) の位置付け ・「復興特区制度」、「使い勝手のよい交付金」の創設 ・集中復興期間における事業規模及び財源 ・復興庁の創設
平成 28 年度以降の復旧・復興事業について (平成 27 年 6 月復興推進会議決定)	・平成 28 年度からの 5 年間 (復興・創生期間) の位置付け ・復興期間 10 年間ににおける事業規模及び財源
「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 (平成 28 年 3 月閣議決定)	・「復興・創生期間」において重点的に取り組む事項 (被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業の再生、原子力災害からの復興、「新しい東北」の創造)
『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更 (平成 31 年 3 月閣議決定)	・復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえた見直し ・復興・創生期間後における復興の基本的方向性 ・後継組織の設置
「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月閣議決定)	・各取組の方向性 ・復興・創生期間後も見据えた事業規模と財源の見込み ・法制度の見直しの方向性 ・復興庁の 10 年間延長
令和 3 年度以降の復興の取組について (令和 2 年 7 月復興推進会議決定)	・令和 3 年度から 5 年間の復興期間 (第 2 期復興・創生期間)、同期間に向けた検討課題 ・令和 7 年度までの事業規模と財源
「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和 3 年 3 月閣議決定)	・「第 2 期復興・創生期間」以降における各取組の方向性、事業規模、財源 ・復興庁の 10 年間の延長

②避難者の減少 (p53 関連)

	発災 3 日目 * 1 (平成 23 年 3 月 14 日)	令和 5 年 8 月 1 日			
		合計 * 2	応急仮設住宅等及びそれ以外の賃貸住宅等	親族・知人宅等	病院等
避難者の数	約 47 万人	30,115 人	11,205 人	18,778 人	132 人

* 1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の避難状況の合計

* 2 復興庁調べ 全国の応急仮設住宅等、民間賃貸、公営住宅等、親族・知人宅等及び病院等にいる者の合計。避難者とは、東日本大震災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居に戻る意思を有する者であり、原発事故による自主避難者も含む。

③避難先地域別の避難者の数 (p53 関連)

所在地域	避難者数	備 考
北 海 道	761 人	
東 北	10,704 人	《内訳》 岩手県 305 人 宮城県 703 人 福島県 6,099 人 その他 3,597 人
関 東	13,330 人	
東海・北陸	1,202 人	
近 畿	1,469 人	
中 国	1,298 人	
四 国	131 人	
九州・沖縄	1,220 人	
合 計	30,115 人	

* 1 復興庁調べ (令和 5 年 8 月 1 日時点)

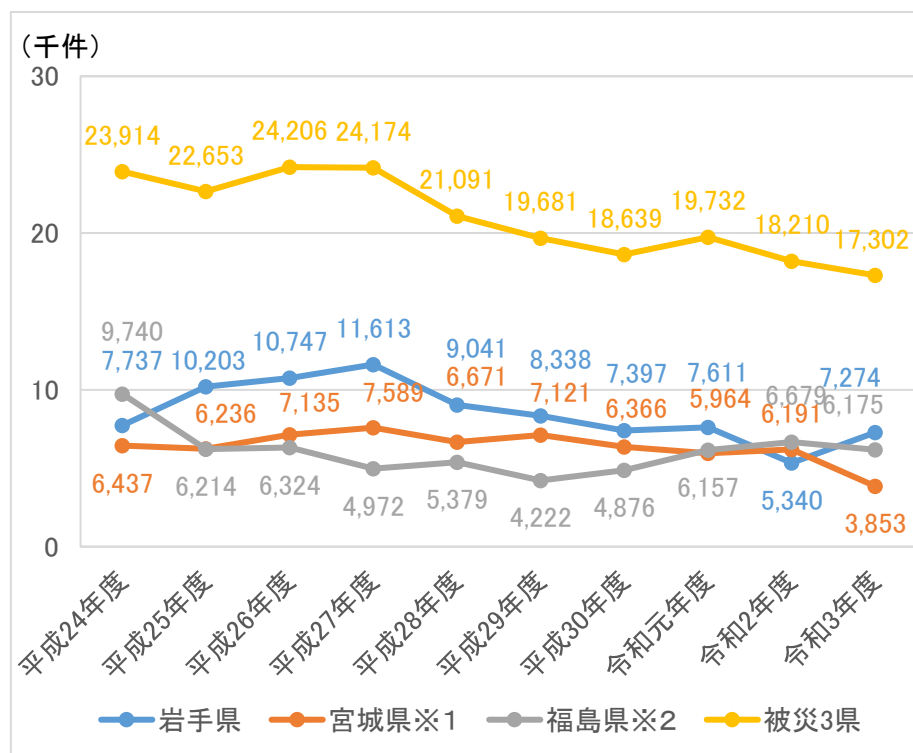
* 2 自県外への避難者数は、福島県から 20,704 人、宮城県から 1,096 人、岩手県から 565 人となっている。

④ 応急仮設住宅等の入居状況 (p53 関連)

	入居戸数	備考
総数	605 戸	入居者数 966 人
建設型仮設住宅	3 戸	1 県 入居者数 4 人
民間賃貸住宅	522 戸	全国計 入居者数 823 人
公営住宅等	80 戸	全国計 入居者数 139 人

* 内閣府調べ（令和 5 年 9 月 1 日時点） 災害救助法に基づき供与される応急仮設住宅等への種別入居状況

⑤ 心のケアセンター相談件数 (p55～p56 関連)



* 1 このほか、心のケア支援事業の一部を仙台市に委託して相談支援を実施
(相談件数 令和 3 年度 : 2,351 件)

* 2 このほか、日本精神科看護協会等に委託して県外避難者に対する相談支援を実施

⑥これまでの加速化措置の主な内容（p57 関連）

加速化措置	主な内容
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第一弾 (平成 25 年 3 月)	・被災者が 1 日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第二弾 (平成 25 年 4 月)	・所有者不明等の用地取得が困難となるケースに速やかに対応するため、防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化、土地収用手続の効率化等の手続の簡素化を実施
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第三弾 (平成 25 年 10 月)	・加速化措置第二弾に引き続き、用地取得の困難なケースへの対応を飛躍的に加速させるため、手続を画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」を策定
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第四弾 (平成 26 年 1 月)	・市街地の復興が進むとともに、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を策定
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第五弾 (平成 26 年 5 月)	・民間住宅の自立再建を支援するため、復興事業による宅地整備等に対応した「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」を作成 ・これまでの用地取得の迅速化を更に強化した「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」を取りまとめ
住宅再建・復興まちづくりの 隘路打開のための総合対策 (平成 27 年 1 月)	・これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路（あいろ）等を打開するため、これまでの加速化措置を充実・補完

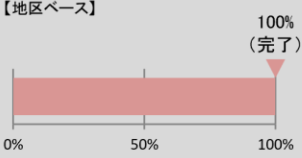
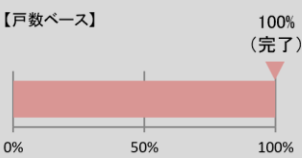
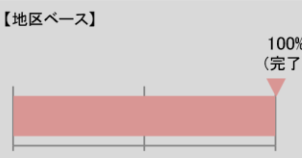
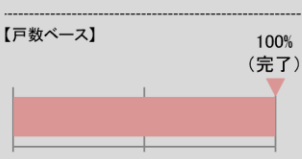
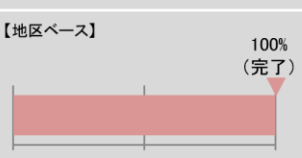
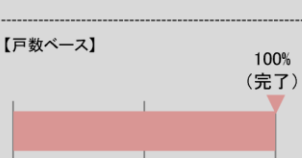
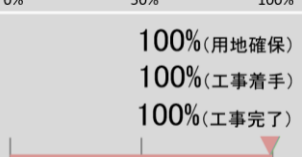
⑦住まいの復興工程表 (p57 関連)

(単位：戸)

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	計画
岩 手 県	民間住宅等用宅地	4,164	6,064	7,138	7,418	7,472	-	-	-	7,472
	災害公営住宅	4,594	5,284	5,672	5,734	5,833	-	-	-	5,833
宮 城 県	民間住宅等用宅地	7,273	8,308	8,822	8,900	8,900	-	-	-	8,900
	災害公営住宅	13,784	15,415	15,823	15,823	15,823	-	-	-	15,823
福 島 県	民間住宅等用宅地	1,294	1,817	1,838	1,854	1,854	-	-	-	1,854
	災害公営住宅 (津波・地震向け)	2,758	2,807	-	-	-	-	-	-	2,807
	災害公営住宅 (原発避難者向け)	3,400	4,707	4,767	4,767	4,767	-	-	-	4,767
	災害公営住宅 (帰還者向け)	69	283	293	397	423	423	431	453	453
3 県 合 計	民間住宅等用宅地	12,731	16,189	17,798	18,172	18,226	-	-	-	18,226
	災害公営住宅	24,605	28,496	29,362	29,528	29,653	29,653	29,661	29,683	29,683

- * 1 民間住宅等用宅地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地
- * 2 計画：県及び市町村が定めた整備計画戸数
- * 3 復興庁調べ（令和5年7月末時点）

⑧公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況 (p57～p60 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合) ※災害公営住宅のみにより宅 地供給される地区を含む	【地区ベース】  【戸数ベース】 	着工 324地区 完了 324地区 計画 324地区 着工 8,336戸 完了 8,336戸 計画 8,336戸
■復興まちづくり (土地区画整理事業) (造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数 の割合) ※防災集団移転促進事業や災 害公営住宅のみにより宅地 供給される地区を含む	【地区ベース】  【戸数ベース】 	着工 50地区 宅地引渡開始 50地区※1 完了 50地区 計画 50地区 着工 9,395戸 完了 9,395戸※2 計画 9,395戸 ※1: 宅地の一部を引渡した地区を計上 ※2: 一部完了地区で供給された戸数も含む
■復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業) (事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合) ※供給計画は「住まいの復興工程表」 (R4.1末時点)による。 ※進捗率には、整備をとりやめた123戸及び 帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。	【地区ベース】  【戸数ベース】 	着工 36地区 完了 36地区 計画 36地区 着工 495戸 完了 495戸 計画 495戸
■災害公営住宅 (災害公営住宅の 用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数 の割合) ※供給計画は「住まいの復興工程表」 (R4.1末時点)による。 ※進捗率には、整備をとりやめた123戸及び 帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。		用地確保済み戸数 30,230 (29,654) 建築工事着手戸数 30,085 (29,654) 建築工事完了戸数 30,085 (29,654) 計画戸数 30,230 (29,654) ※()内の数値は整備をとりやめた123戸及び 帰還者向け災害公営住宅を除いた戸数

* 国土交通省からの情報提供を基に復興庁作成 (令和5年9月末時点)

⑧公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況〔続き〕 (p57～p60 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数の割合)	100%(完了)	完了地区数 24 計画地区数 24※ ※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数
■復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100%(完了)	完了地区数 182 計画地区数 182※ ※復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数
■復興まちづくり (医療施設) (医療施設等災害復旧費補助金を活用して復旧整備をした医療施設の割合)	100%	復旧した医療施設数 298 被災した医療施設数 298
(医療機能の回復) (被災三県において被災した病院のうち、受入制限又は受入不可から回復した病院の割合)	98%	受入回復した病院数 179 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 ※避難指示区域内(平成24年時点)、廃止済みの病院を除く。
■復興まちづくり (学校施設等) (復旧が完了した公立学校施設の割合)	99%	完了学校数 2,319 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み) 災害復旧事業申請学校数 2,326※ ※申請予定も含む

- * 1 防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づく面整備を行う
321 地区及び茨城県の3地区の合計を計上
- * 2 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- * 3 復興庁調べ(令和5年9月末時点)

⑧公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況〔続き〕 (p57～p60 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■交通網(道路) (直轄区間) (本復旧が完了した 道路開通延長の割合)	 0% 50% 100%	完了済み開通延長 1,161km 主要な直轄国道※の 総開通延長 1,161km ※避難指示解除準備区域等を含む ※岩手、宮城、福島県内の国道4号、 6号、45号に限る。
■交通網(道路) (県・市町村管理区間) (本復旧が完了した 道路路線数の割合)	 0% 50% 100%	完了済み路線数 6,261路線 被災した道路の路線数 6,262路線
■交通網(道路) (復興道路・復興支援道路) (復興道路・復興支援道路の着工率 復興道路・復興支援道路の整備率)	 0% 50% 100%	供用済延長 570km 計画済延長 570km※ ※:事業中区間と供用済区間の合計
■交通網(鉄道) (運行を再開した 鉄道路線延長の割合)	 0% 50% 100%	運行再開した路線延長 2,350.9km※1 ※2 被災した路線延長 2,350.9km※1 ※3 ※1:岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を計上 ※2:JR大船渡線・気仙沼線のBRT による本格復旧分を含む ※3:避難指示解除準備区域等を含む (JR常磐線 浪江～富岡駅間(20.8km)を含む)
■交通網(港湾) (本復旧工事が完了した 復旧工程計画に定められた 港湾施設の割合)	 0% 50% 100%	完了箇所数 131 被災した港湾施設の 箇所数 131

- * 1 空港機能については100%復旧
- * 2 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- * 3 復興庁調べ(令和5年9月末時点)

⑧公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況〔続き〕 (p57～p60 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況																
■海岸対策 (本復旧・復興工事に着工した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合)	99% 100% (完了) (着工) 	単位:地区海岸 <table><tr><th></th><th>復旧</th><th>復興</th><th>全体</th></tr><tr><td>着工</td><td>452</td><td>169</td><td>621</td></tr><tr><td>完了</td><td>451</td><td>165</td><td>616</td></tr><tr><td>計画数</td><td>452</td><td>169</td><td>621</td></tr></table> ※「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。 ※「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※国が避難指示区域等として設定した、福島県内の12市町村を除く。		復旧	復興	全体	着工	452	169	621	完了	451	165	616	計画数	452	169	621
	復旧	復興	全体															
着工	452	169	621															
完了	451	165	616															
計画数	452	169	621															
■海岸防災林の再生 (本復旧工事に着工した海岸防災林、本復旧工事が完了した海岸防災林の割合)	98% 100% (完了) (着工) 	着工延長 164km 完了延長 161km 要復旧延長 164km※ ※青森県～千葉県における延長																
■河川対策 (直轄区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(直轄管理区間)の割合)	100% 	完了箇所数 2,115 被災した河川管理施設の箇所数 2,115 ※旧北上川(本復旧工事完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。																
■河川対策 (県・市町村管理区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合)	99% 	完了箇所数 1,068 被災した河川管理施設の箇所数 1,070																
■下水道 (通常処理に移行した下水処理場※の割合) ※被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場。	【復旧】 100%(完了) 	移行済みの処理場数 73 災害査定を実施した処理場数 73																
(復興まちづくり計画に基づき下水道事業を計画し、処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、 ・下水道事業に着工している地区数 ・下水道事業が一部供用開始した地区数 ・下水道事業が完了した地区数 の割合)	【復興】 92%(完了)100%(一部供用開始)100%(着工) 	着工地区数 25 一部供用開始地区数 25 完了地区数 23 計画地区数 25																
■水道施設 (本復旧・復興工事に着工・一部供用開始・完了した水道事業数の割合)	【通常査定】 100% 【特例査定】 87% 100% 100% (完了) (一部供用開始) (着工) 	着工 184事業 完了 184事業 査定 184事業 ※通常査定 復旧方法を確定させた上で実施した災害査定。(避難指示区域を含む) 着工 46事業 一部供用開始 46事業 完了 40事業 査定 46事業 ※特例査定 復興計画が定まらず復旧方法が確定しない地区において実施した災害査定。																

* 1 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

* 2 復興庁調べ(令和5年9月末時点)

⑨被災３県における土地区画整理事業の造成地及び移転元地の活用率（p58 関連）

土地区画整理事業（65 地区）の造成地の活用状況

（国土交通省調べ、R4年 12 月末時点）

	土地区画整理事業による宅地供給 ^{注1)}			
	全体※	造成完了済	土地活用済 ^{注2)}	造成完了済に対する土地活用済の割合
岩手県	308 ha	308 ha	175 ha	57%
宮城県	622 ha	622 ha	494 ha	79%
福島県	79 ha	79 ha	58 ha	73%
全体	1,009 ha	1,009 ha	727 ha	72%

注1) 宅地面積に、農地、鉄道用地、社寺、墓地、鉄塔用地等は含まない。

注2) 「土地活用済」とは、建築済のほか、農業的利用や駐車場利用等、何かしら土地活用を行っている状態をいう。

※ 地区面積ではない。

▼移転元地（公有地）の活用予定（構想段階を含む）状況

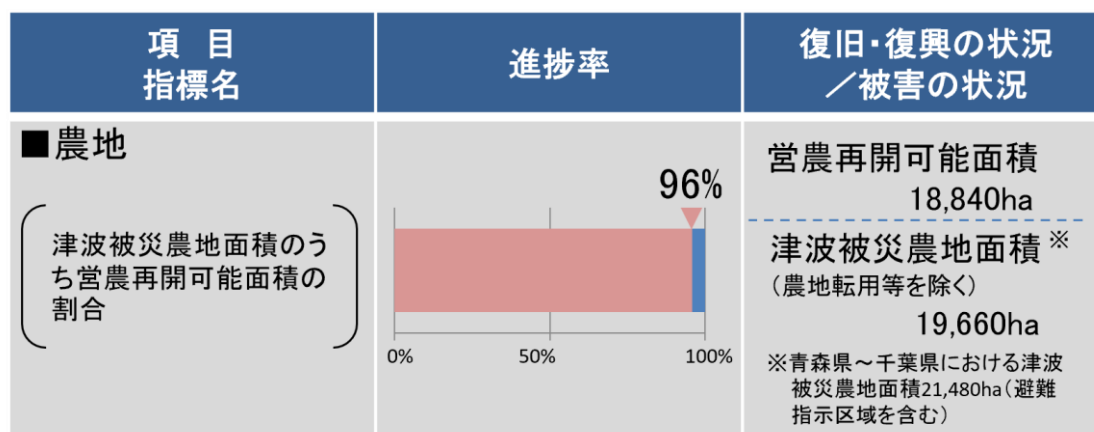
（復興庁調べ、R4年 12 月末時点）

	買取済 面積 (ha)	活用開始 決定済 (ha)	割合 (%)
	A	B	B/A
岩手県	321.9	196.4	61.0%
宮城県	1,144.6	872.8	76.3%
福島県	665.1	496.9	74.7%
合 計	2,131.7	1,566.1	73.5%

※「活用開始決定済」は、活用開始済み及び活用開始予定のものの合計となっている。

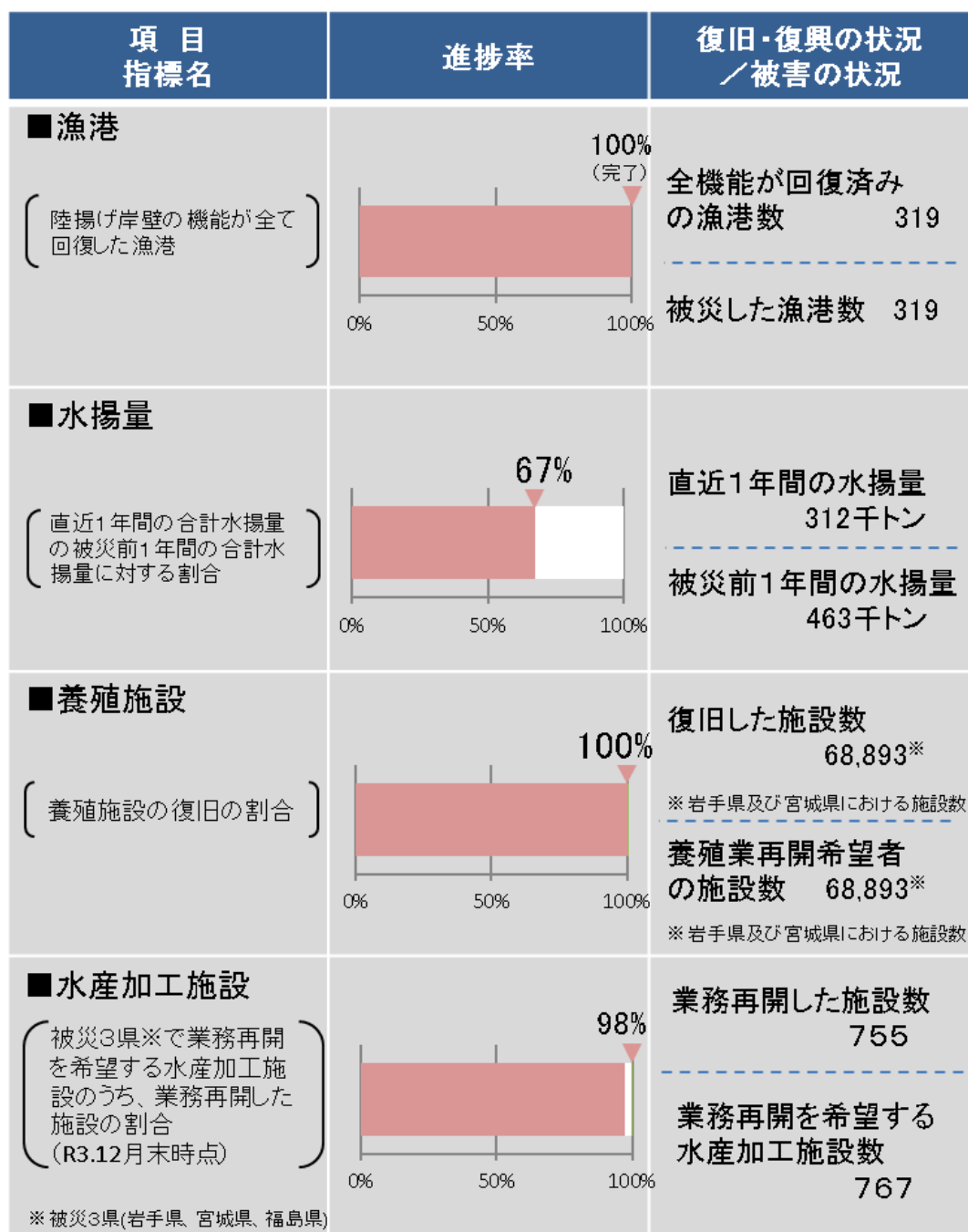
※四捨五入の関係で、表中の計数の和が一致しない場合がある。

⑩津波被災農地の復旧・復興状況（p60 関連）



* 農林水産省からの情報提供を基に復興庁作成（令和5年9月末時点）

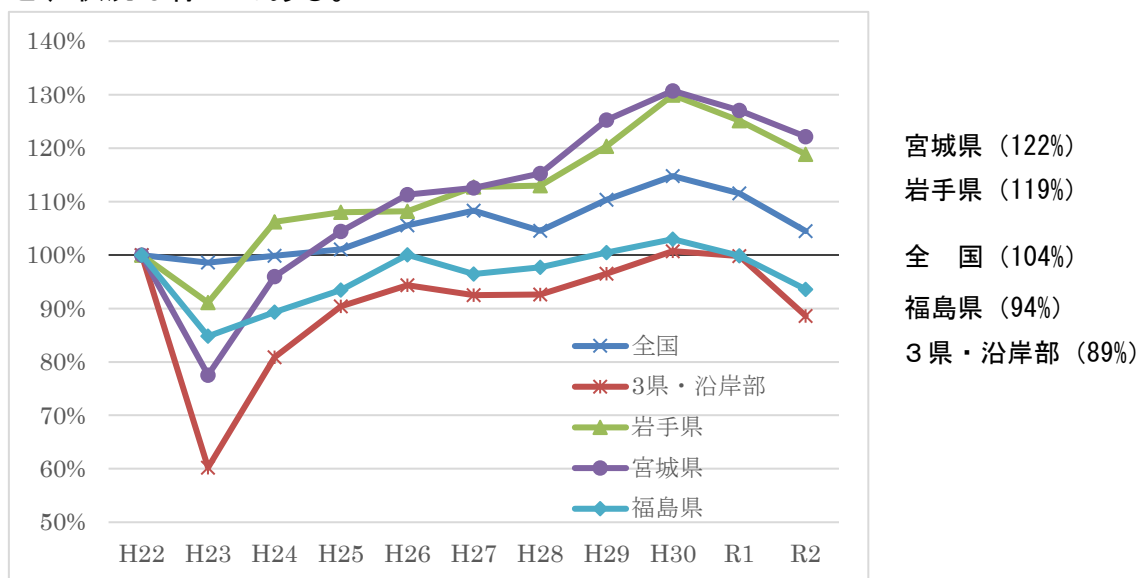
⑪水産業の復旧・復興状況 (p60～p61 関連)



* 水産庁「東日本大震災からの水産業復興へ向けた現状と課題(令和5年3月)」及び農林水産省「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組(令和4年12月)」のデータを基に復興庁作成

⑫製造業の復興（3県の製造品出荷額等の変化）（p61 関連）

令和2年の製造品出荷額等は、平成22年と比較して全国は104%、岩手県は119%、宮城県は122%、福島県は94%となった。一方、沿岸部の製造品出荷額等は、全体として見れば、震災前の水準まで回復しているが、県別に見ると、状況は様々である。



（3県・沿岸部の市町村）

【岩手県】宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

【宮城県】仙台市（宮城野区、若林区）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

【福島県】いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町（注）、富岡町（注）、大熊町（注）、双葉町（注）、浪江町（注）、新地町

（注）調査対象外とされた年があるなど、調査年によっては集計に含まれない。

* 1 経済産業省「平成22年工業統計調査」、「平成24年工業統計調査」、「平成25年工業統計調査」、「平成26年工業統計調査」、「平成29年工業統計調査（平成28年実績）」、「平成30年工業統計調査（平成29年実績）」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査（平成23年実績）」、「平成28年経済センサス - 活動調査（平成27年実績）」、「令和3年経済センサス - 活動調査（令和2年実績）」、「2019年工業統計調査（2018年実績）」及び「2020年工業統計調査（2019年実績）」を基に復興庁作成

* 2 平成22年＝100とした数値である。

⑬ 3 県の製造品出荷額等 (p61 関連)

(単位：億円)

区 分		岩手県			宮城県			福島県			3 県		
		平成	令和	増減	平成	令和	増減	平成	令和	増減	平成	令和	増減
		22 年	2 年		22 年	2 年		22 年	2 年		22 年	2 年	
県 計		20,991	24,943	19%	35,689	43,580	22%	50,957	47,670	-6%	107,637	116,193	8%
09	食 料 品	3,315	3,770	14%	5,732	6,716	17%	2,782	2,796	1%	11,829	13,281	12%
10	飲料・たばこ	392	482	23%	1,549	2,057	33%	3,241	1,166	-64%	5,182	3,705	-29%
11	織 維 工 業	225	236	5%	228	170	-25%	472	494	5%	925	900	-3%
12	木材・木製品	539	581	8%	582	710	22%	489	686	40%	1,611	1,977	23%
13	家具・装備品	56	66	18%	84	103	23%	409	532	30%	549	700	28%
14	パ ル プ ・ 紙	756	368	-51%	2,168	1,750	-19%	1,530	1,963	28%	4,454	4,080	-8%
15	印 刷	411	367	-11%	1,231	620	-50%	450	400	-11%	2,092	1,388	-34%
16	化 学	667	580	-13%	807	889	10%	4,874	6,143	26%	6,349	7,613	20%
17	石 油 ・ 石 炭	88	88	0%	5,018	4,221	-16%	76	155	104%	5,181	4,463	-14%
18	プラスチック	411	849	107%	855	1,070	25%	2,120	2,324	10%	3,385	4,243	25%
19	ゴ ム 製 品	52	46	-12%	705	614	-13%	1,591	1,763	11%	2,348	2,423	3%
20	皮 革 製 品	69	58	-16%	14	14	0%	111	111	0%	194	183	-6%
21	窯 業 ・ 土 石	636	969	52%	846	1,252	48%	1,883	2,542	35%	3,365	4,764	42%
22	鉄 鋼	777	832	7%	1,927	1,402	-27%	812	823	1%	3,516	3,057	-13%
23	非 鉄 金 属	166	249	50%	704	748	6%	2,100	1,744	-17%	2,969	2,741	-8%
24	金 属 製 品	993	1,110	12%	1,484	1,862	25%	2,698	2,549	-6%	5,175	5,522	7%
25	は ん 用 機 械	763	1,068	40%	333	201	-40%	1,431	1,826	28%	2,528	3,095	22%
26	生 産 用 機 械	1,273	2,681	111%	1,531	4,866	218%	1,372	1,639	19%	4,176	9,186	120%
27	業 務 用 機 械	556	1,094	97%	762	617	-19%	2,278	2,685	18%	3,596	4,396	22%
28	電 子 部 品	2,938	2,336	-20%	4,313	4,570	6%	4,847	4,784	-1%	12,098	11,690	-3%
29	電 気 機 械	725	514	-29%	1,136	1,865	64%	2,938	2,211	-25%	4,799	4,590	-4%
30	情報通信機械	888	275	-69%	1,551	1,448	-7%	7,927	3,893	-51%	10,366	5,617	-46%
31	輸 送 用 機 械	3,946	5,822	48%	1,775	5,431	206%	4,109	4,019	-2%	9,830	15,271	55%
32	そ の 他	348	505	45%	352	382	9%	419	421	0%	1,119	1,308	17%

* 1 経済産業省「平成 22 年工業統計調査」及び総務省・経済産業省「令和 3 年経済センサス - 活動調査（令和 2 年実績）」を基に復興庁作成

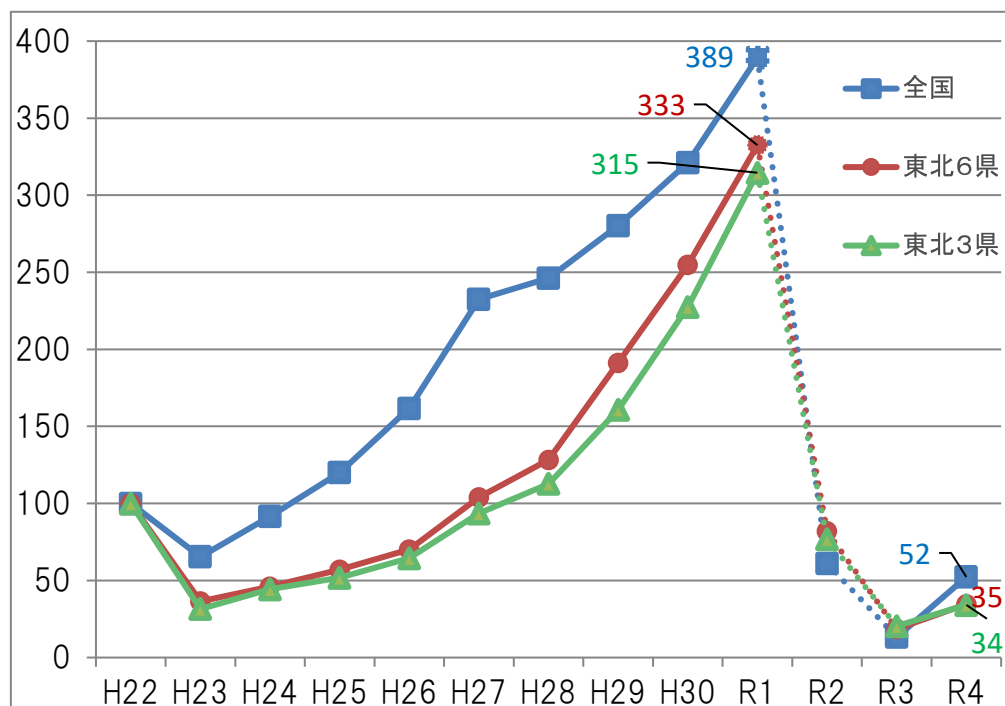
* 2 端数処理のため合計値が異なる場合がある。

⑭公共工事前払金保証の件数・請負金額 (p62 関連)

工事場所	件数			請負金額 (単位：百万円)		
	H22 年度	R 4 年度	増減	H22 年度	R 4 年度	増減
岩 手	5, 278	3, 301	62. 5%	169, 230	170, 754	100. 9%
宮 城	6, 438	5, 807	90. 2%	203, 974	305, 534	149. 8%
福 島	6, 113	6, 511	106. 5%	184, 703	507, 334	274. 8%
3 県計	17, 829	15, 619	87. 6%	557, 907	983, 622	176. 3%

* 北海道建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証統計」を基に復興庁作成

⑮外国人延べ宿泊者数の推移 (p62 関連)



* 平成22年=100とする。

	平成22年	令和元年		令和4年	
	外国人宿泊者数 (人泊)	外国人宿泊者数 (人泊)	増減 (H22年比)	外国人宿泊者数 (人泊)	増減 (H22年比)
全国	26,023,000	101,306,450	+289.3%	13,607,790	-47.7%
東北6県	505,400	1,680,210	+232.5%	174,440	-65.5%
東北3県	330,100	1,038,510	+214.6%	112,710	-65.9%
青森	59,100	337,620	+471.3%	28,190	-52.3%
岩手	83,440	325,450	+290.0%	22,640	-72.9%
宮城	159,490	534,250	+235.0%	59,120	-62.9%
秋田	63,570	119,320	+87.7%	11,680	-81.6%
山形	52,630	184,760	+251.1%	21,860	-58.5%
福島	87,170	178,810	+105.1%	30,950	-64.5%

* 1 観光庁「宿泊旅行統計調査」を基に復興庁作成

* 2 従業員10人以上の宿泊施設を対象

⑩旅客自動車運送事業による輸送 (p62 関連)

乗合バス事業による輸送 (単位：千人)

	平成 22 年度	令和 4 年度	増減
岩手	22, 291	15, 217	-31. 7%
宮城	67, 614	53, 768	-20. 5%
福島	21, 405	15, 085	-29. 5%
3 県計	111, 310	84, 070	-24. 5%
全国	4, 158, 180	3, 617, 563	-13. 0%

貸切バス事業による輸送 (単位：千人)

	平成 22 年度	令和 4 年度	増減
岩手	2, 866	2, 267	-20. 9%
宮城	8, 291	5, 614	-32. 3%
福島	5, 761	2, 796	-51. 5%
3 県計	16, 918	10, 677	-36. 9%
全国	300, 049	197, 679	-34. 1%

* 国土交通省「自動車輸送統計調査」を基に復興庁作成

⑪旅客船事業による輸送 (p62 関連)

(単位：千人キロ)

	平成 21 年度	令和 4 年度	増減
岩手	2, 145	1, 336	-37. 7%
宮城	25, 515	10, 689	-58. 1%
福島	2, 374	982	-58. 6%
3 県計	30, 034	13, 007	-56. 7%

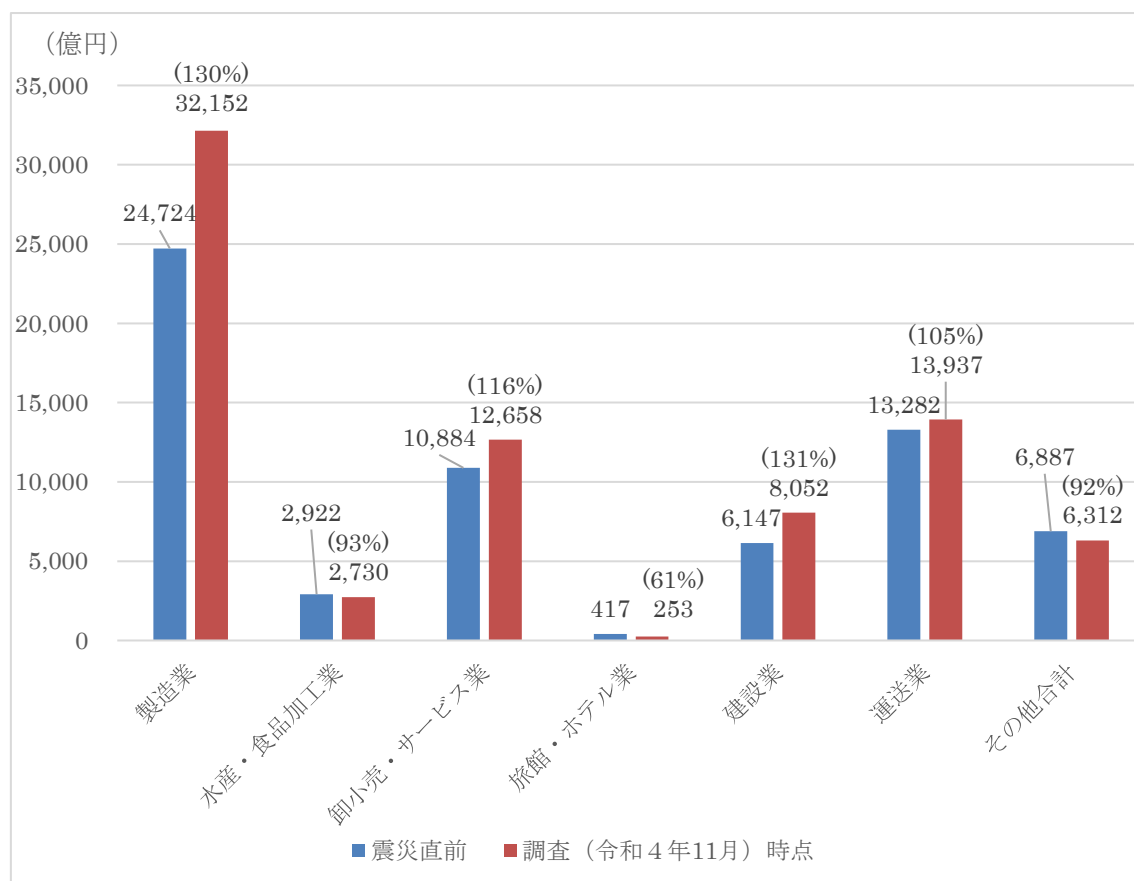
* 国土交通省調べ (令和 5 年 10 月時点の速報値)

⑩百貨店・スーパー販売額増減比 (p62 関連)

	令和4年/平成22年
岩手	98.8%
宮城	105.2%
福島	116.2%
全国	100.2%

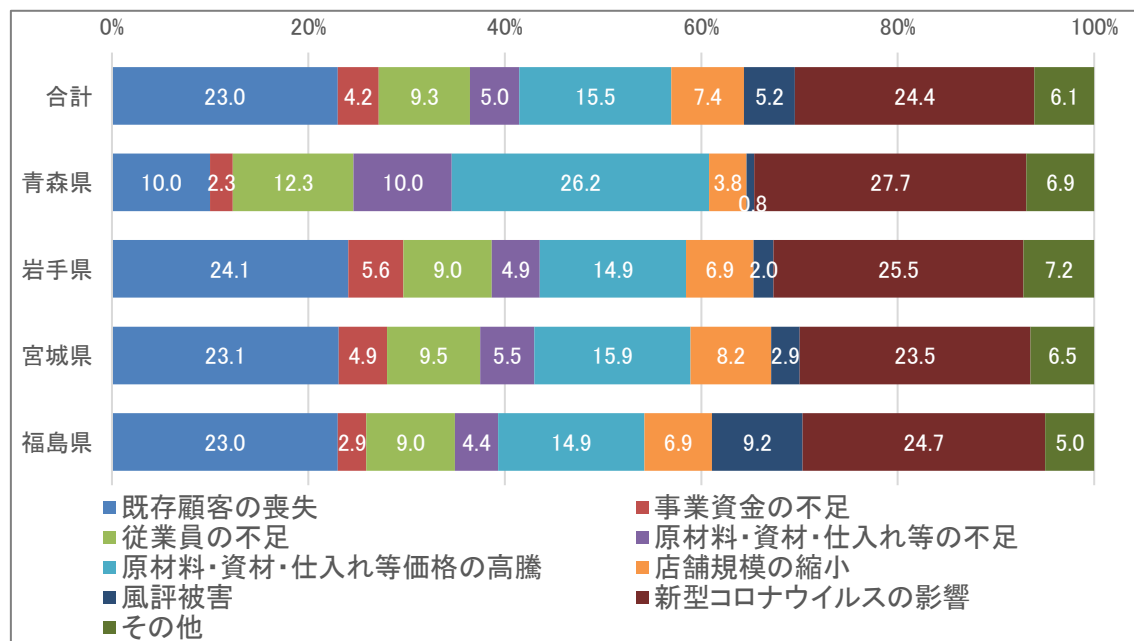
- * 1 経済産業省「2022年商業動態統計参考表」、「2023年商業動態統計月報」及び「平成22年商業販売統計年報」を基に復興庁作成
- * 2 従業者50人以上の百貨店及びスーパーを対象とした販売額の増減比
- * 3 販売額の増減比は調査対象事業所見直し等の影響を反映するためのリンク係数を用いたうえで計算している。

⑪事業者の震災直前の売上水準からの変化状況 (p62 関連)



- * 1 東北経済産業局「グループ補助金フォローアップ調査」（令和5年7月公表）を基に復興庁作成
(東北4県：青森県、岩手県、宮城県、福島県)
- * 2 グループ補助金の交付先のうち4,399者からの回答に基づく

⑩売上げが減少した理由 (p62 関連)



- * 1 東北経済産業局「グループ補助金フォローアップ調査」（令和5年7月公表）を基に復興庁作成
- * 2 グループ補助金の交付先のうち4,399者からの回答に基づく。

②1 3 県の沿岸市町村における民営事業所数の推移 (p63 関連)

(単位：か所、%)

		H21	H24	H26	H28	R1	R3	H24/H21	H26/H21	H28/H21	R1/H21	R3/H21
	全国	6,199,222	5,768,489	5,779,072	5,578,975	6,398,912	5,844,088	93.1	93.2	90.0	103.2	94.3
	合計	122,646	101,982	108,445	107,754	118,541	110,836	83.2	88.4	87.9	96.7	90.4
岩手県	宮古市	3,104	2,623	2,697	2,649	2,729	2,435	84.5	86.9	85.3	87.9	78.4
	大船渡市	2,654	2,042	2,254	2,516	2,405	2,189	76.9	84.9	94.8	90.6	82.5
	久慈市	2,104	1,915	1,920	1,857	1,881	1,744	91.0	91.3	88.3	89.4	82.9
	陸前高田市	1,231	634	755	787	789	766	51.5	61.3	63.9	64.1	62.2
	釜石市	2,343	1,706	1,853	1,814	1,890	1,744	72.8	79.1	77.4	80.7	74.4
	大槌町	770	206	343	418	463	443	26.8	44.5	54.3	60.1	57.5
	山田町	869	342	598	614	598	590	39.4	68.8	70.7	68.8	67.9
	岩泉町	595	532	522	517	526	489	89.4	87.7	86.9	88.4	82.2
	田野畑村	156	130	135	131	137	126	83.3	86.5	84.0	87.8	80.8
	普代村	165	152	139	139	139	125	92.1	84.2	84.2	84.2	75.8
	野田村	193	158	165	164	175	177	81.9	85.5	85.0	90.7	91.7
	洋野町	705	649	646	620	650	572	92.1	91.6	87.9	92.2	81.1
宮城県	仙台市	51,203	49,028	52,523	51,584	57,196	53,604	95.8	102.6	100.7	111.7	104.7
	石巻市	9,016	5,763	6,243	6,301	6,783	6,443	63.9	69.2	69.9	75.2	71.5
	塩竈市	3,271	2,728	2,779	2,657	2,849	2,549	83.4	85.0	81.2	87.1	77.9
	気仙沼市	4,458	2,627	2,987	2,936	3,371	3,289	58.9	67.0	65.9	75.6	73.8
	名取市	2,874	2,484	2,755	2,780	3,124	2,902	86.4	95.9	96.7	108.7	101.0
	多賀城市	2,509	2,034	2,172	2,112	2,295	2,165	81.1	86.6	84.2	91.5	86.3
	岩沼市	1,978	1,752	1,822	1,826	1,966	1,845	88.6	92.1	92.3	99.4	93.3
	東松島市	1,662	1,082	1,210	1,192	1,372	1,264	65.1	72.8	71.7	82.6	76.1
	亘理町	1,128	927	1,000	1,016	1,134	1,040	82.2	88.7	90.1	100.5	92.2
	山元町	553	393	400	387	434	428	71.1	72.3	70.0	78.5	77.4
	松島町	668	589	587	578	620	547	88.2	87.9	86.5	92.8	81.9
	七ヶ浜町	578	462	454	445	545	481	79.9	78.5	77.0	94.3	83.2
	利府町	1,017	963	1,030	999	1,118	1,252	94.7	101.3	98.2	109.9	123.1
	女川町	615	191	233	356	363	360	31.1	37.9	57.9	59.0	58.5
	南三陸町	870	268	323	551	590	579	30.8	37.1	63.3	67.8	66.6
福島県	いわき市	15,986	14,917	14,931	14,706	16,537	15,012	93.3	93.4	92.0	103.4	93.9
	相馬市	1,915	1,804	1,769	1,772	1,831	1,718	94.2	92.4	92.5	95.6	89.7
	南相馬市	3,594	2,467	2,657	2,689	2,993	2,745	68.6	73.9	74.8	83.3	76.4

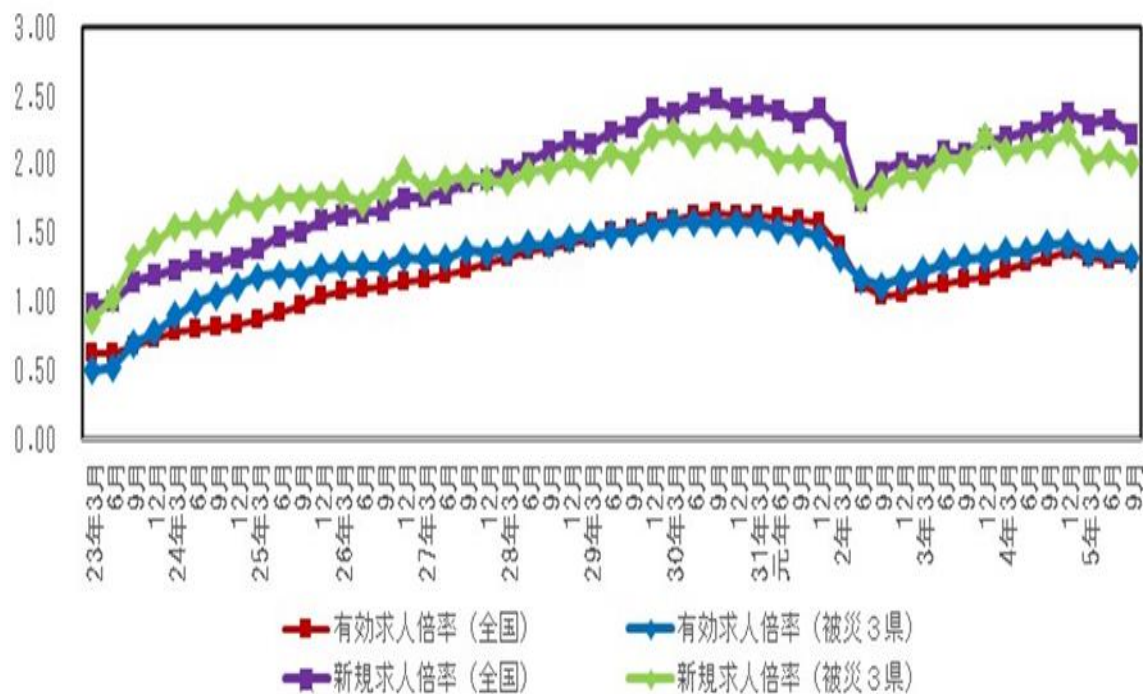
② 3 県の沿岸市町村における民営事業所数の推移〔続き〕(p63 関連)

(単位：か所、%)

		H21	H24	H26	H28	R1	R3	H24/H21	H26/H21	H28/H21	R1/H21	R3/H21
福島県	広野町	277	132	223	219	292	293	47.7	80.5	79.1	105.4	105.8
	檜葉町	348	...	25	62	193	271	...	7.2	17.8	55.5	77.9
	富岡町	886	...	5	33	113	186	...	0.6	3.7	12.8	21.0
	大熊町	561	...	...	2	16	29	...	...	0.4	2.9	5.2
	双葉町	329	...	0	0	7	5	...	0.0	0.0	2.1	1.5
	浪江町	1,114	...	14	39	92	115	...	1.3	3.5	8.3	10.3
	新地町	347	282	276	286	325	314	81.3	79.5	82.4	93.7	90.5

- * 1 総務省「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」、「令和元年経済センサス - 基礎調査」、総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス - 活動調査」、「平成 28 年経済センサス - 活動調査」、「令和 3 年経済センサス - 活動調査」を基に復興庁作成
- * 2 「平成 24 年経済センサス - 活動調査」は、調査日において警戒区域又は計画的避難区域が調査対象外とされている。また、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」は、調査日において帰還困難区域又は居住制限区域が調査対象外とされている。「平成 28 年経済センサス - 活動調査」は、調査日において帰還困難区域が調査対象外とされている（表中では「...」と表記）。
- * 3 平成 21 年の宮古市の数値には、平成 22 年に宮古市と合併した川井村を含む。また、平成 21 年の気仙沼市の数値には、平成 21 年に気仙沼市と合併した本吉町を含む。
- * 4 「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」では、檜葉町、富岡町、双葉町及び浪江町の避難指示解除準備区域にある事業所については、これらの町から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。
- * 5 「令和元年経済センサス - 基礎調査」は、下記の点で過去の経済センサスとは調査方法が異なる。
 - ・調査時点が 1 時点ではなく、令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に、順次、全国を調査した。
 - ・法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加した上で調査を実施している。「令和 3 年経済センサス - 活動調査」についても、平成 28 年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった国税庁法人番号公表サイトから、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行っている。

②雇用の状況（新規求人倍率・有効求人倍率、平成23年～令和5年）
（p63 関連）



* 1 数値は、職業安定業務統計の受理地別労働関係指標（季節調整値・パートタイム含む一般）

* 2 厚生労働省調べ（令和5年9月時点）

②雇用保険被保険者数の推移 (p63 関連)

(単位：人、「前年同月比」「震災前同月との比」は%)

	令和 5 年 9 月	前年同月比	震災前同月 (平成22年 9 月)との比	令和 4 年 9 月	平成22年 9 月
3 県計	1,663,593	▲ 0.6	+ 10.2	1,673,926	1,509,395
岩手県	361,169	▲ 0.8	+ 5.0	363,989	343,866
	久慈	12,328	▲ 2.0	12,583	11,569
	宮古	17,581	▲ 1.1	17,775	18,337
	釜石	17,319	+ 0.7	17,197	17,921
	大船渡	14,972	▲ 3.1	15,445	16,219
宮城県	732,439	▲ 0.2	+ 13.7	734,273	644,320
	気仙沼	16,780	▲ 1.1	16,968	18,414
	石巻	45,065	▲ 0.9	45,487	41,812
	塩釜	34,065	▲ 0.4	34,193	32,721
福島県	569,985	▲ 1.0	+ 9.4	575,664	521,209
	相双	37,077	▲ 1.4	37,621	44,422
	いわき	95,858	▲ 1.3	97,105	81,992

* 1 数値は、3 県の労働局及び各公共職業安定所の業務統計値

* 2 厚生労働省調べ（令和 5 年 9 月時点）

* 3 公共職業安定所（ハローワーク）の管轄地域

久 慈：久慈市、九戸郡（洋野町、野田村）の一部、下閉伊郡のうち普代村

宮 古：宮古市、下閉伊郡の一部（田野畑村、岩泉町、山田町）

釜 石：釜石市、遠野市、上閉伊郡

大船渡：大船渡市、陸前高田市、気仙郡（住田町）

気仙沼：気仙沼市、本吉郡（南三陸町）

石 巻：石巻市、東松島市、牡鹿郡（女川町）

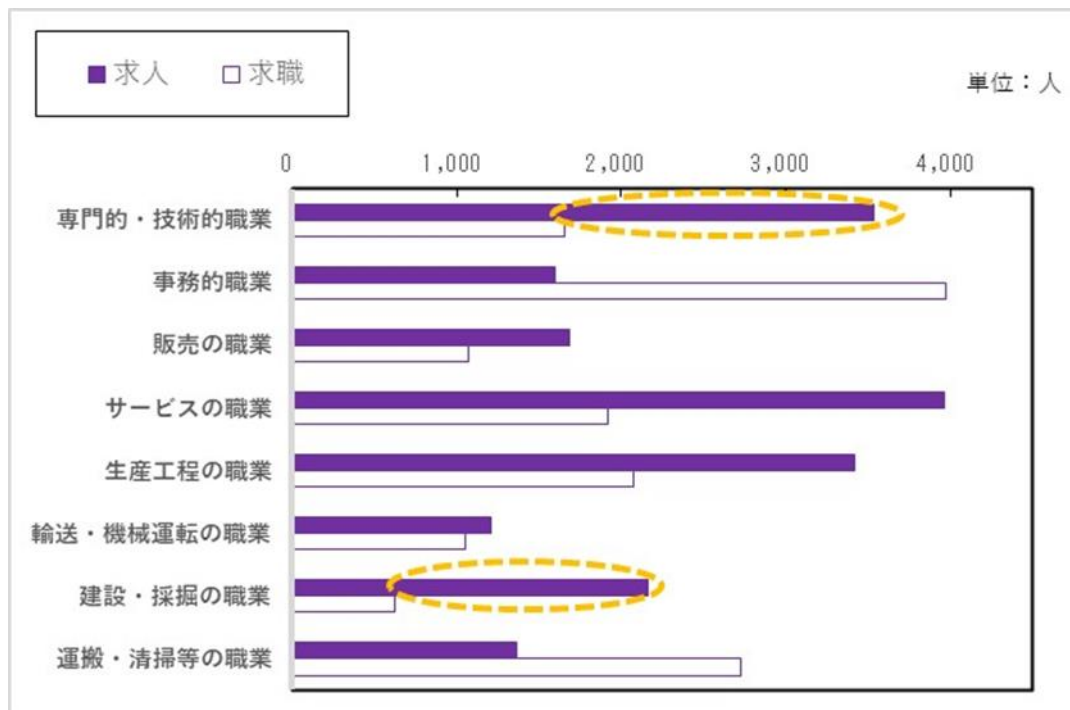
塩 釜：塩釜市、多賀城市、宮城郡（松島町、七ヶ浜町、利府町）、黒川郡のうち大郷町

相 双：相馬市、南相馬市、双葉郡（広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、
浪江町、葛尾村）、相馬郡（新地町、飯舘村）

いわき（旧 平）：いわき市のうち、ハローワーク小名浜及びハローワーク勿来の管轄区
域を除いた地域

⑭雇用の状況（ミスマッチの例）（p63 関連）

○公共職業安定所における求人・求職の状況



* 1 数値は、久慈、宮古、釜石、大船渡、気仙沼、石巻、塩釜、相双及びいわき公共職業安定所の総計

* 2 厚生労働省調べ（令和5年9月時点）

②⑤各企業立地補助金の執行状況 (p63 関連及び p95 関連)

補助金名	対象地域	交付決定件数 (交付決定額)
ふくしま産業復興企業立地支援事業	福島県全域(避難指示区域等を除く。)	591 件 (約 2,095 億円)
原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金	宮城県、栃木県、茨城県	75 件 (約 125 億円)
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、茨城県)及び福島県全域(避難指示区域等を除く。)	520 件 (約 1,996 億円)
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	福島 12 市町村の避難指示区域等	138 件 (約 860 億円)

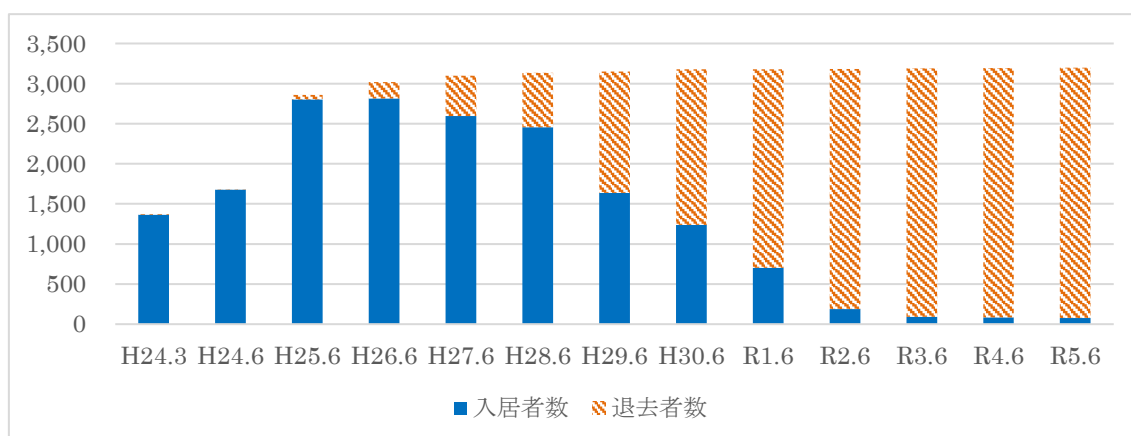
* 復興庁調べ(令和5年9月末時点)

②⑥仮設施設の竣工数 (p65 関連)

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
竣工数	27	362	149	108	1	1	648

* 独立行政法人中小企業基盤整備機構調べ(令和5年6月末時点)

②⑦仮設施設の入居事業者数・退去事業者数 (p65 関連)



* 独立行政法人中小企業基盤整備機構調べ(令和5年6月末時点)

⑳ 「まちなか再生計画」 認定状況 (p65 関連)

	計画名 (認定日)	主な計画の内容
1	女川町まちなか再生計画 (平成 26 年 12 月 19 日認定)	2 地区に分散していた市街地を町の中心となる女川浜地区に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「シーパルピア女川」平成 27 年 12 月開業 ※「ハマテラス」平成 28 年 12 月開業
2	山田町まちなか再生計画 (平成 27 年 3 月 24 日認定)	南北に拡散していた市街地をＪＲ陸中山田駅付近に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「オール」平成 28 年 11 月開業
3	石巻市まちなか再生計画 (平成 27 年 7 月 10 日認定)	中心市街地の主要エリアに公共施設、商業施設、観光交流施設等が集積したコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「石巻テラス」平成 28 年 12 月開業
4	南三陸町まちなか再生計画 (平成 27 年 10 月 2 日認定)	従来のにぎわいの拠点であった 2 か所の中心地区に、商業施設や交流施設等を配置し、それぞれコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「南三陸さんさん商店街」平成 29 年 3 月開業 ※「南三陸ハマーレ歌津」平成 29 年 4 月開業
5	陸前高田市まちなか再生計画 (平成 28 年 1 月 15 日認定)	従来の中心市街地を山側に移動・集約し、公共施設、商業施設等が集積するコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「アバッセたかた」平成 29 年 4 月開業 ※「陸前高田 発酵パーク CAMOCY」令和 2 年 12 月開業
6	大船渡市まちなか再生計画 (平成 28 年 2 月 9 日認定)	従来の中心市街地をＪＲ大船渡線の東側に集約し、公共施設、商業施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「キャッセン大船渡」平成 29 年 4 月開業
7	いわき市久之浜・大久地区 まちなか再生計画 (平成 28 年 2 月 9 日認定)	従来の市街地に、公共施設、商業施設を中心として住宅地を配置し、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「浜風きらら」平成 29 年 4 月開業

⑳ 「まちなか再生計画」認定状況〔続き〕 （p65 関連）

8	名取市閑上地区まちなか 再生計画 (平成 30 年 1 月 30 日認定)	水辺にあるまちの特徴を生かし、地域住民のニーズに応えつつ、観光需要を取り込む商業施設を中心に配置することで、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「かわまちてらす閑上」平成 31 年 4 月開業
9	釜石市鵜住居地区まちなか 再生計画 (平成 30 年 6 月 29 日認定)	市内で最も震災被害の大きかった地区に商業施設等を整備し、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「うのポート」令和元年 9 月開業
10	気仙沼市内湾地区まちなか 再生計画 (平成 30 年 10 月 12 日認定)	かつての中心市街地であった内湾地区に商業施設等を整備し、生活利便性の向上及び観光の拠点となる市街地の形成を図る。 ※「スローストリート（結）」令和 2 年 7 月開業

②東日本大震災による福島県全体の避難者数 (p80 関連)

福島県全体の避難者数 約 2.7 万人

福島県内への避難者数 約 0.6 万人

福島県外への避難者数 約 2.1 万人

東京都	約 2.3 千人	新潟県	約 1.9 千人
茨城県	約 2.5 千人	千葉県	約 1.3 千人
埼玉県	約 2.3 千人	神奈川県	約 1.2 千人
栃木県	約 1.2 千人	山形県	約 1.1 千人
宮城県	約 1.2 千人	北海道	約 0.6 千人 等

* 福島県発表「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第 1793 報）」（令和 5 年 9 月 11 日公表）

③令和 4 年度住民意向調査「帰還意向」について (p90 関連)

(n=回答者総数)

	帰還意向（世帯構成比%）			
	戻っている	戻りたい	まだ判断 つかない	戻らない
双葉町 (n=1, 295)	0.7	13.6	26.1	56.1
富岡町 (n=2, 555)	9.8	9.3	12.1	50.4
浪江町 (n=3, 430)	10.7	12.2	25.6	50.0
南相馬市 (n=2, 315)	66.3	4.4	8.1	11.0

* 復興庁、福島県、各市町村が共同で実施した「令和 4 年度原子力被災自治体における住民意向調査」による。

③福島県「県民健康調査」における基本調査（p100 関連）

表. 外部被ばく実効線量推計状況

実効線量 (mSv)	放射線業務従事経験者を除く			
	人数（人）	割合（％）		
～1 未満	290, 823	62. 2	93. 8	99. 8
～2 未満	147, 648	31. 6		
～3 未満	25, 808	5. 5	5. 8	
～4 未満	1, 504	0. 3		
～5 未満	505	0. 1	0. 2	0. 2
～6 未満	390	0. 1		
～7 未満	231	0. 0	0. 1	
～8 未満	116	0. 0		
～9 未満	78	0. 0	0. 0	
～10 未満	41	0. 0		
～11 未満	37	0. 0	0. 0	0. 0
～12 未満	30	0. 0		
～13 未満	13	0. 0	0. 0	
～14 未満	12	0. 0		
～15 未満	6	0. 0	0. 0	
15 以上～	14	0. 0		0. 0
計	467, 256	100. 0	100. 0	100. 0
最高値	25mSv			

* 1 福島県公表資料から抜粋（令和5年3月末時点）

* 2 原発事故発生後の行動記録に基づき、空間線量が最も高かった時期（事故発生直後から平成23年7月11日までの4か月間）の個人の外部被ばく実効線量の積算を推計

* 3 推計期間が4か月未満の方を除く。

③福島県におけるホールボディ・カウンタ検査 (p100 関連)

表. 内部被ばくによる預託実効線量測定結果

	平成 23 年 6 月 27 日 ～平成 24 年 1 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～令和 5 年 9 月 30 日	合計
1mSv 未満	15,384 名	331,758 名	347,142 名
1mSv	13 名	1 名	14 名
2mSv	10 名	0 名	10 名
3mSv	2 名	0 名	2 名
合計	15,409 名	331,759 名	347,168 名

- * 1 福島県公表資料から抜粋（令和 5 年 9 月末時点）
- * 2 平成 24 年 1 月までは、急性摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日に吸入摂取したと仮定）によって線量を推定・評価していたが、平成 24 年 2 月からは、将来にわたった長期間の内部被ばくの影響を評価する観点から、日常的な摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日から検査日前日まで、毎日均等な量を継続して日常的に、食品により摂取したと仮定）によって線量を評価している。
- * 3 預託実効線量：食品の摂取や呼吸等により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量について、成人で 50 年間、子どもで 70 歳までの累積線量を推計したもの

③ 3 県の主な追悼施設・震災遺構等 (p103 関連)

○ 被災三県の主な震災伝承施設

岩手県

① 津波遺構たろう観光ホテル
② たろう潮里ステーション
③ 宮古市市民交流センター 防災プラザ
④ 田老防潮堤
⑤ 震災メモリアルパーク中の浜
⑥ 大船渡市立博物館
⑦ 久慈地下水族科学館 もぐらびあ
⑧ 3.11東日本大震災遠野市後方支援資料館
⑨ 釜石折りのパーク
⑩ いのちをつなぐ未来館
⑪ 大槌町文化交流センター おしゃっち
⑫ 震災遺構明戸海岸防潮堤
⑬ 島越ふれあい公園
⑭ 羅賀ふれあい公園
⑮ 東日本大震災津波伝承館 (愛称:いわてTSUNAMIメモリアル)
⑯ 高田松原国営追悼・祈念施設
⑰ 野田村復興展示室
⑱ 山田町まちなか交流センター
⑲ 大船渡市魚市場
㉑ 陸前高田市立博物館
㉒ タビック45(旧道の駅高田松原)
㉓ 気仙中学校



高田松原津波復興祈念公園



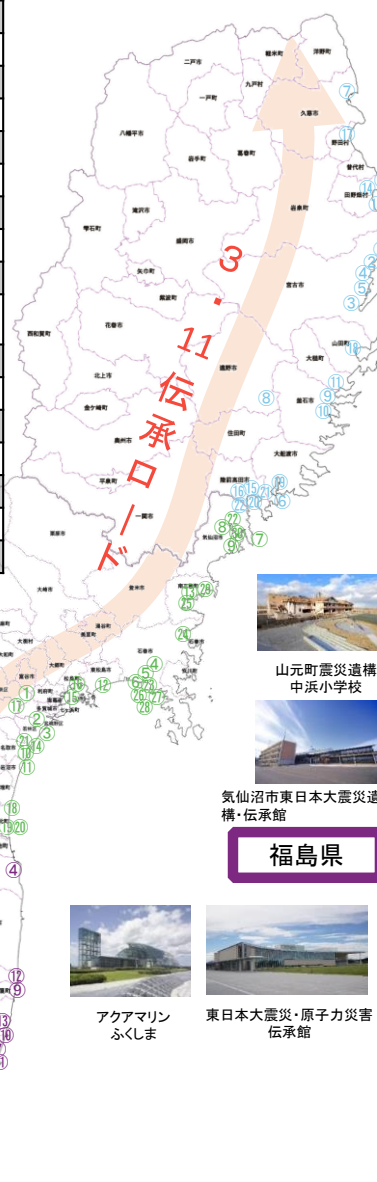
宮城県

① 東日本大震災 学習・資料室
② せんだい3.11メモリアル交流館
③ 震災遺構 仙台市立荒浜小学校
④ 石巻ニューゼ
⑤ 伝承交流施設 MEET門脇
⑥ 東日本大震災メモリアル 南浜つなぐ館
⑦ 唐桑半島ビジターセンター・津波体験館
⑧ リアス・アーク美術館「東日本大震災の記録と津波の災害史」常設展示
⑨ 気仙沼市 東日本大震災遺構・伝承館
⑩ 津波復興祈念資料館 開上の記憶
⑪ 岩沼市 千年希望の丘交流センター
⑫ 東松島市 東日本大震災復興祈念公園
⑬ 高野会館
⑭ 名取市震災メモリアル公園
⑮ 塩竈市津波防災センター
⑯ 石田沢防災センター
⑰ NHK仙台拠点放送局
⑱ 山元町防災拠点・山下地域交流センター (1階 防災情報コーナー)
⑲ 山元町震災遺構 中浜小学校
㉒ 中浜小学校震災モニュメント「3月11日の日時計」
㉒ 名取市震災復興伝承館
㉒ 気仙沼市復興祈念公園
㉒ 石巻南浜津波復興祈念公園
㉒ 石巻市震災遺構大川小学校
㉒ 海の見える命の森
㉒ 東日本大震災慰霊碑(日幼稚園被災園児慰霊碑)
㉒ 石巻市震災遺構門脇小学校
㉒ がんばろう! 石巻看板
㉒ 南三陸町東日本大震災伝承館 南三陸311メモリアル
㉒ 命のらせん階段(旧阿部家住宅)



福島県

① アクアマリンふくしま
② いわき市ライブいわきミュウじあむ「3.11いわきの東日本大震災展」
③ いわき市地域防災交流センター久の浜・大久ふれあい館
④ 相馬市伝承鎮魂祈念館
⑤ 福島県環境創造センター交流棟「コミュニティ福島」
⑥ 小峰城
⑦ みんなの交流館 ならはCANvas
⑧ いわき震災伝承みらい館
⑨ 東日本大震災・原子力災害伝承館
⑩ ふたばいんふお
⑪ National Training Center Jヴィレッジ
⑫ 震災遺構浪江町請戸小学校
⑬ とみおかアーカイブ・ミュージアム



アクアマリン
ふくしま



東日本大震災・原子力災害
伝承館

「震災伝承施設一覧」<https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/facility/index.html>

(震災伝承ネットワーク協議会事務局(国土交通省東北地方整備局企画部企画課))を基に作成

* 国土交通省からの情報提供等を基に復興庁作成 (令和5年9月末時点)

③復興推進計画の認定状況（令和４年１０月１日～令和５年９月３０日）
（p105 関連）

宮 城 県	R5. 9. 27	山元町	金融上の特例 （利子補給金の支給）	金属製品製造工場の増設が促進される。
-------------	-----------	-----	----------------------	--------------------

福 島 県	R4. 11. 18	大熊町	金融上の特例 （利子補給金の支給）	屋内型農産物生産施設の新設が促進される。
	R5. 3. 14 変更認定	福島県	医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所等の整備が促進される。
	R5. 3. 29 変更認定	福島県・ 15 市町村	産業集積関係の税制上の特例 （国税、地方税）	商業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	R5. 9. 27	南相馬市	金融上の特例 （利子補給金の支給）	老人介護施設等の新設が促進される。
	R5. 9. 27	浪江町	金融上の特例 （利子補給金の支給）	競走馬育成施設の新設が促進される。

* 復興庁作成（令和５年９月末時点）

③⑤復興整備計画の公表状況*3 (p105 関連)

地域	対象市町村	事業施行地区*1	復興整備事業の内容	許認可等の特例
岩手県	○計 12 市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町)	計 272 地区	・市街地開発事業 (宮古市等の計 21 地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計 45 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計 95 地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計 7 地区) ・土地改良事業 (釜石市等の計 3 地区) ・その他施設(例:災害公営住宅等)の整備に関する事業 (宮古市等の計 101 地区)	・農地法の転用許可みなし*2 (宮古市等の計 105 件) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計 6 件)
宮城県	○計 14 市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計 480 地区	・市街地開発事業 (石巻市等の計 32 地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計 191 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計 67 地区) ・土地改良事業 (南三陸町等の計 2 地区) ・津波防護施設の整備に関する事業 (山元町の計 1 地区) ・その他施設(例:災害公営住宅等)の整備に関する事業 (仙台市等の計 187 地区)	・農地法の転用許可みなし*2 (仙台市等の計 459 件) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計 185 件) ・都市計画法の建築許可みなし (仙台市の計 4 件) ・自然公園法の建築許可等みなし (石巻市等の計 38 件)
福島県	○計 13 市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村)	計 291 地区	・市街地開発事業 (いわき市等の計 7 地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計 42 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計 85 地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (いわき市の計 3 地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計 14 地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (檜葉町の計 1 地区) ・その他施設(例:災害公営住宅等)の整備に関する事業 (いわき市等の計 139 地区)	・農地法の転用許可みなし*2 (いわき市等の計 260 件) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計 25 件) ・森林法の許可みなし (飯館村等の計 2 件) ・都市計画法の事業認可みなし (浪江町の 1 件)

* 1 個別の事業による地区数

* 2 東日本大震災復興特別区域法第 49 条第 1 項による同意数を含む。

* 3 自治体ホームページ公表資料を基に復興庁作成(令和 5 年 9 月末時点)

③⑥復興交付金（県別の交付可能額）（p105～p106 関連）

第 1 回：平成 24 年 3 月 2 日	第 2 回：平成 24 年 5 月 25 日	第 3 回：平成 24 年 8 月 24 日
第 4 回：平成 24 年 11 月 30 日	第 5 回：平成 25 年 3 月 8 日	第 6 回：平成 25 年 6 月 25 日
第 7 回：平成 25 年 11 月 29 日	第 8 回：平成 26 年 3 月 7 日	第 9 回：平成 26 年 6 月 24 日
第 10 回：平成 26 年 11 月 25 日	第 11 回：平成 27 年 2 月 27 日	第 12 回：平成 27 年 6 月 25 日
第 13 回：平成 27 年 12 月 1 日	第 14 回：平成 28 年 2 月 29 日	第 15 回：平成 28 年 6 月 24 日
第 16 回：平成 28 年 12 月 1 日	第 17 回：平成 29 年 2 月 28 日	第 18 回：平成 29 年 6 月 23 日
第 19 回：平成 29 年 12 月 1 日	第 20 回：平成 30 年 2 月 28 日	第 21 回：平成 30 年 6 月 27 日
第 22 回：平成 30 年 11 月 30 日	第 23 回：平成 31 年 2 月 28 日	第 24 回：令和 元年 6 月 27 日
第 25 回：令和 元年 11 月 29 日	第 26 回：令和 2 年 2 月 28 日	第 27 回：令和 2 年 6 月 26 日
第 28 回：令和 3 年 2 月 26 日	第 29 回：令和 3 年 3 月 19 日	

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
事業費	1.0	70.8	11,109.8	24,702.0	4,420.2	681.2	8.7	51.5	621.9	1.5	26.1	41,694.7
（うち第 1 回）	—	18.3	957.2	1,437.8	603.4	28.2	8.1	—	1.8	—	—	3,054.9
（うち第 2 回）	—	0.9	980.6	1,703.6	370.9	44.6	—	—	53.9	0.9	9.9	3,165.4
（うち第 3 回）	0.2	0.8	594.3	1,020.7	182.1	5.7	—	0.5	1.6	0.1	—	1,805.9
（うち第 4 回）	—	17.4	2,401.7	5,059.1	986.5	294.8	—	—	41.4	—	1.9	8,802.8
（うち第 5 回）	—	1.3	509.0	1,657.6	349.4	10.8	—	2.5	3.2	—	4.6	2,538.4
（うち第 6 回）	0.8	3.0	218.3	284.3	122.9	1.6	—	—	1.2	0.08	—	632.0
（うち第 7 回）	—	2.5	325.4	1,561.4	359.5	87.2	—	—	2.2	—	—	2,338.2
（うち第 8 回）	—	3.8	622.7	1,742.2	204.5	21.0	—	—	17.1	—	4.5	2,615.8
（うち第 9 回）	—	3.0	143.3	504.4	39.1	4.2	0.6	—	7.2	0.05	—	702.0
（うち第 10 回）	—	14.6	868.7	2,657.9	626.7	62.9	—	2.1	8.9	—	—	4,241.7
（うち第 11 回）	—	2.7	534.5	988.7	178.6	29.4	0.05	—	299.8	—	2.8	2,036.7
（うち第 12 回）	—	0.2	183.3	262.3	29.4	73.7	—	38.4	147.1	0.05	0.8	735.2
（うち第 13 回）	—	—	394.5	1,169.7	102.2	0.3	—	—	—	—	—	1,666.6
（うち第 14 回）	—	1.2	399.1	955.6	119.8	3.4	—	—	7.5	—	0.5	1,487.0
（うち第 15 回）	—	—	31.5	167.8	10.9	0.09	—	—	—	0.05	—	210.3
（うち第 16 回）	—	—	485.4	482.6	11.5	11.2	—	—	—	—	—	990.7
（うち第 17 回）	—	—	293.4	520.4	39.3	—	—	3.0	16.9	—	—	872.9
（うち第 18 回）	—	—	5.2	65.4	3.4	—	—	—	—	0.05	—	74.1
（うち第 19 回）	—	—	497.6	425.9	18.8	—	—	—	—	—	—	942.3
（うち第 20 回）	—	—	52.3	316.7	37.0	—	—	—	12.1	—	—	418.1
（うち第 21 回）	—	—	3.9	47.1	0.8	—	—	—	—	0.05	—	51.9
（うち第 22 回）	—	—	185.4	570.3	4.3	—	—	—	—	—	—	760.0

(うち第 23 回)	—	0.4	30.4	212.3	3.1	—	—	—	—	—	0.7	246.9
(うち第 24 回)	—	—	21.5	29.6	0.3	—	—	5.1	—	0.05	—	56.6
(うち第 25 回)	—	—	169.4	673.2	12.0	1.3	—	—	—	—	—	855.9
(うち第 26 回)	—	0.6	187.0	174.5	3.9	0.9	—	—	—	—	0.4	367.3
(うち第 27 回)	—	—	14.3	5.9	—	—	—	—	—	0.05	—	20.3
(うち第 28 回)	—	—	—	0.5	0.0005	0.005	—	—	—	—	—	0.5
(うち第 29 回)	—	—	—	4.8	—	—	—	—	—	—	—	4.8
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
国費	0.7	57.2	8,914.4	19,800.0	3,508.6	522.5	6.6	38.7	412.4	1.2	21.2	33,283.5
(うち第 1 回)	—	15.7	797.6	1,162.3	505.1	21.9	6.1	—	1.4	—	—	2,510.2
(うち第 2 回)	—	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	—	—	42.0	0.8	8.4	2,611.9
(うち第 3 回)	0.2	0.6	485.8	804.3	137.7	4.3	—	0.4	1.2	0.1	—	1,434.6
(うち第 4 回)	—	13.8	1,953.4	4,134.8	788.4	223.9	—	—	32.1	—	1.6	7,148.0
(うち第 5 回)	—	1.0	405.4	1,307.3	267.0	8.0	—	1.9	2.4	—	3.5	1,996.6
(うち第 6 回)	0.6	2.3	183.8	238.7	99.4	1.3	—	—	0.9	0.06	—	527.2
(うち第 7 回)	—	2.0	250.2	1,237.3	274.2	66.7	—	—	1.7	—	—	1,832.0
(うち第 8 回)	—	3.0	488.1	1,453.0	165.4	17.2	—	—	12.1	—	3.6	2,142.3
(うち第 9 回)	—	2.4	113.9	386.2	30.0	3.2	0.5	—	5.4	0.04	—	541.5
(うち第 10 回)	—	11.4	692.9	2,115.0	489.8	47.9	—	1.5	6.8	—	—	3,365.4
(うち第 11 回)	—	2.2	417.8	771.1	137.6	22.3	0.04	—	184.6	—	2.3	1,538.0
(うち第 12 回)	—	0.1	145.6	197.4	22.0	55.3	—	28.8	94.4	0.04	0.6	544.2
(うち第 13 回)	—	—	314.1	950.5	79.8	0.2	—	—	—	—	—	1,344.7
(うち第 14 回)	—	1.0	319.2	761.1	97.5	2.7	—	—	5.7	—	0.4	1,187.5
(うち第 15 回)	—	—	24.5	138.9	8.0	0.07	—	—	—	0.05	—	171.6
(うち第 16 回)	—	—	379.7	382.1	9.0	8.6	—	—	—	—	—	779.4
(うち第 17 回)	—	—	234.6	409.5	29.2	—	—	2.2	12.7	—	—	688.2
(うち第 18 回)	—	—	4.2	48.5	2.6	—	—	—	—	0.04	—	55.3
(うち第 19 回)	—	—	381.0	326.4	14.2	—	—	—	—	—	—	721.6
(うち第 20 回)	—	—	42.0	240.6	27.3	—	—	—	9.1	—	—	318.9
(うち第 21 回)	—	—	3.1	36.6	0.6	—	—	—	—	0.04	—	40.4
(うち第 22 回)	—	—	141.4	428.8	2.9	—	—	—	—	—	—	573.1
(うち第 23 回)	—	0.3	25.6	171.0	2.4	—	—	—	—	—	0.6	200.0
(うち第 24 回)	—	—	17.8	20.9	0.2	—	—	3.9	—	0.04	—	42.9
(うち第 25 回)	—	—	130.8	511.0	9.0	1.0	—	—	—	—	—	651.9

(うち第 26 回)	—	0.5	151.0	141.2	3.0	0.7	—	—	—	—	0.3	296.8
(うち第 27 回)	—	—	12.2	3.6	—	—	—	—	—	0.04	—	15.9
(うち第 28 回)	—	—	—	0.4	0.0005	0.004	—	—	—	—	—	0.4
(うち第 29 回)	—	—	—	3.6	—	—	—	—	—	—	—	3.6

* 1 県別、単位は億円

* 2 復興庁作成（令和 3 年 9 月末時点）

* 3 端数処理のため合計値が異なる場合がある。

③⑦復興交付金を活用した主な事業（事業間流用後の事業費）（p105～p106 関連）

- ・ 防災集団移転促進事業（28 市町村、約 5,519 億円）
- ・ 災害公営住宅整備事業等（63 市町村、約 7,049 億円）
- ・ 道路事業（50 市町村、約 5,692 億円）
- ・ 水産・漁港関連施設整備事業（36 市町村、約 2,778 億円）
- ・ 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
（22 市町村、約 4,628 億円）
- ・ 農地整備、農業用施設等整備事業（40 市町村、約 2,111 億円）